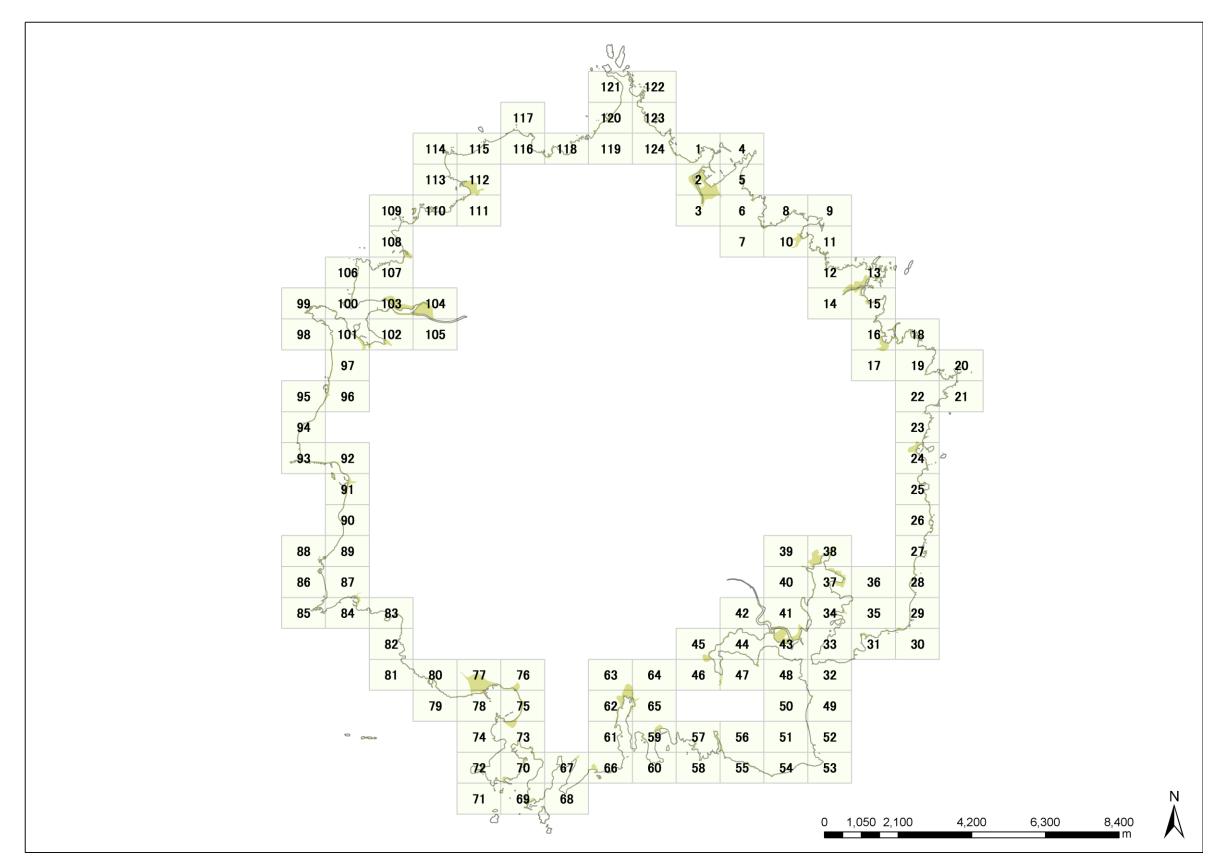
基準水位 (案) (隠岐の島町)

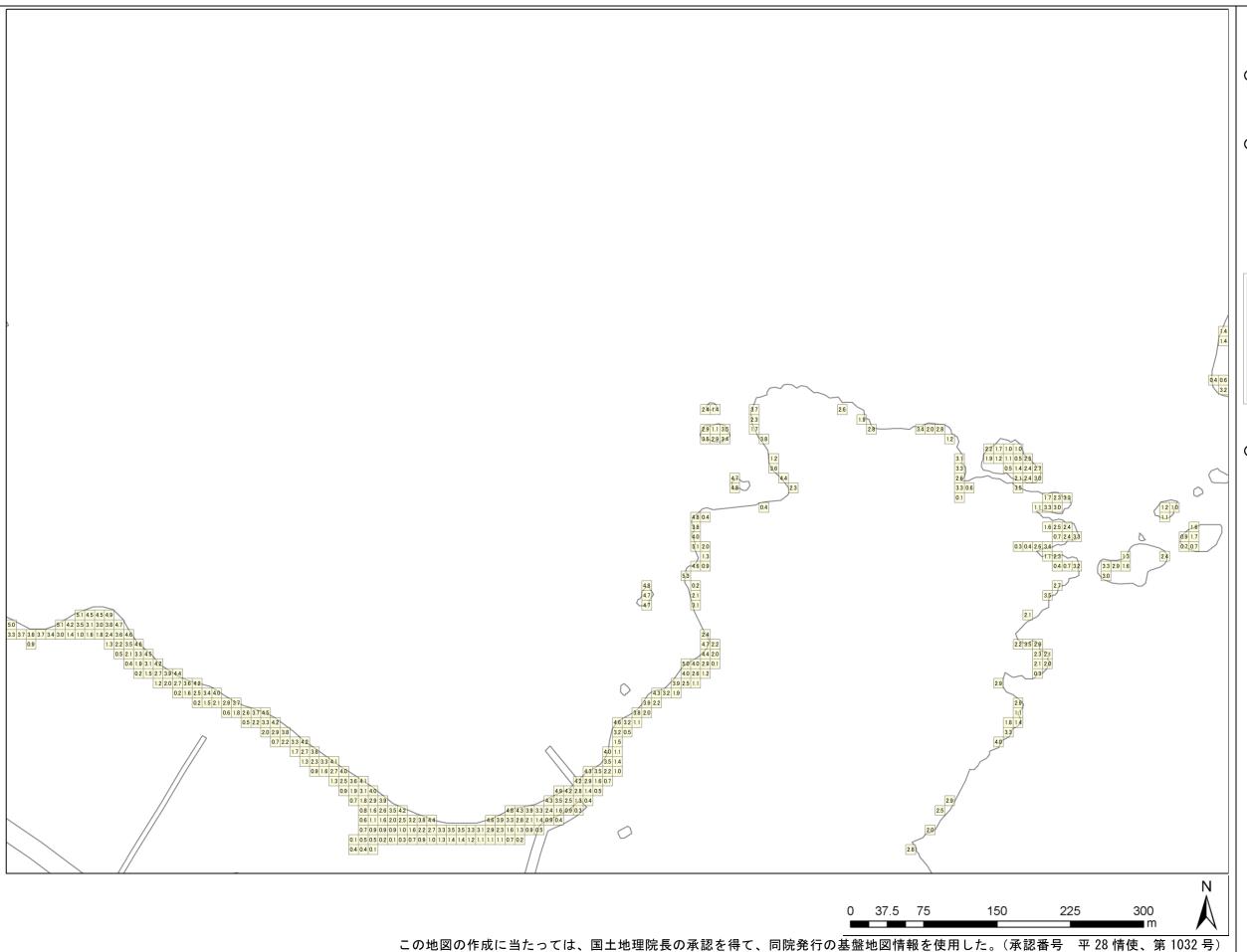
※「基準水位」は、「津波防災地域づくりに関する治 ハザードマップ等を作成する上で参考となるため		表するものであるが、今回の津波浸	水想定(H24見直し)で、	市町村が避難計画や



隠岐の島町の図郭

1

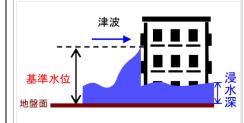
基準水位(案)(隠岐の島町)(1)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



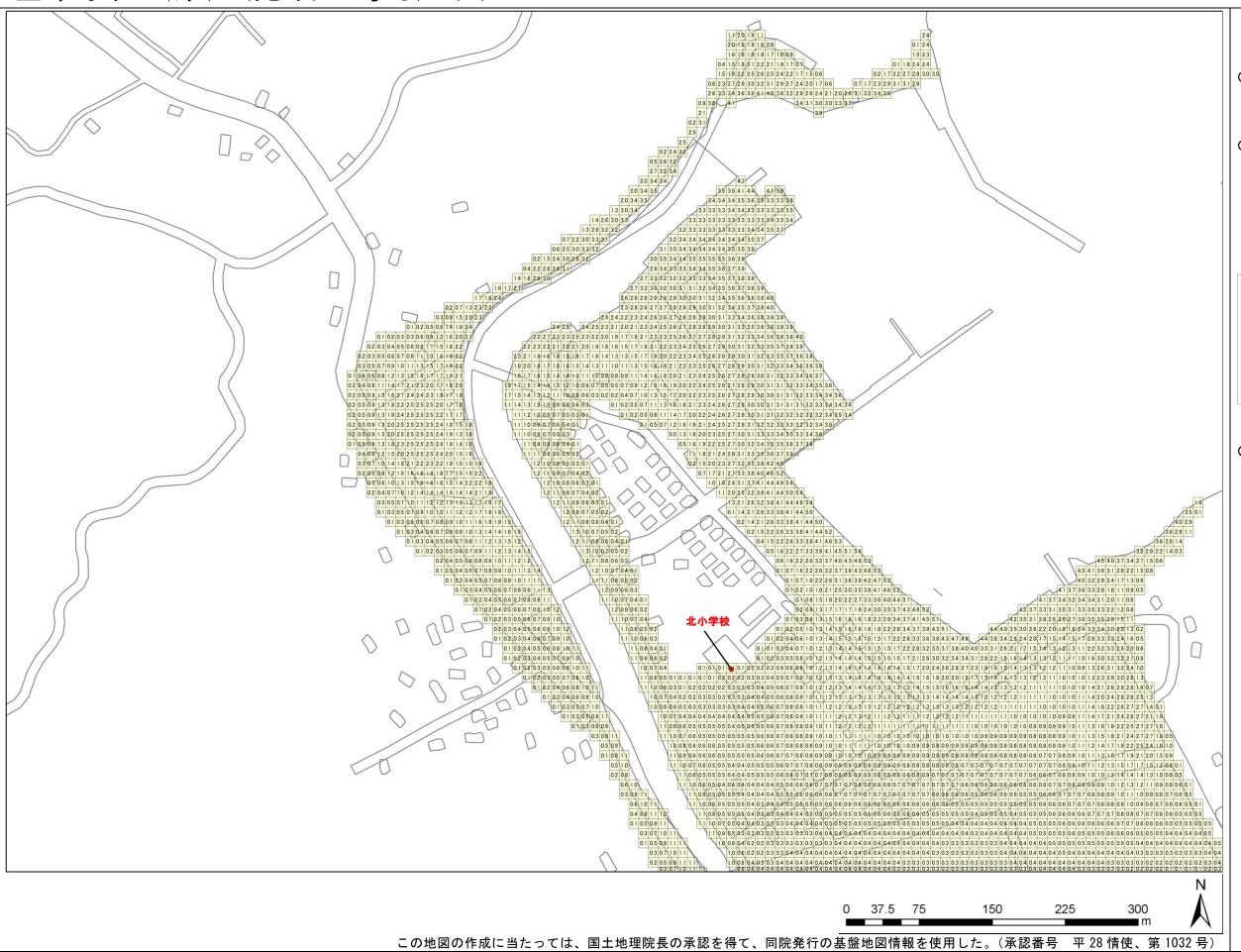
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

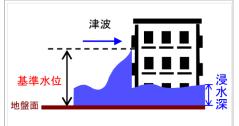
基準水位(案)(隠岐の島町)(2)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。



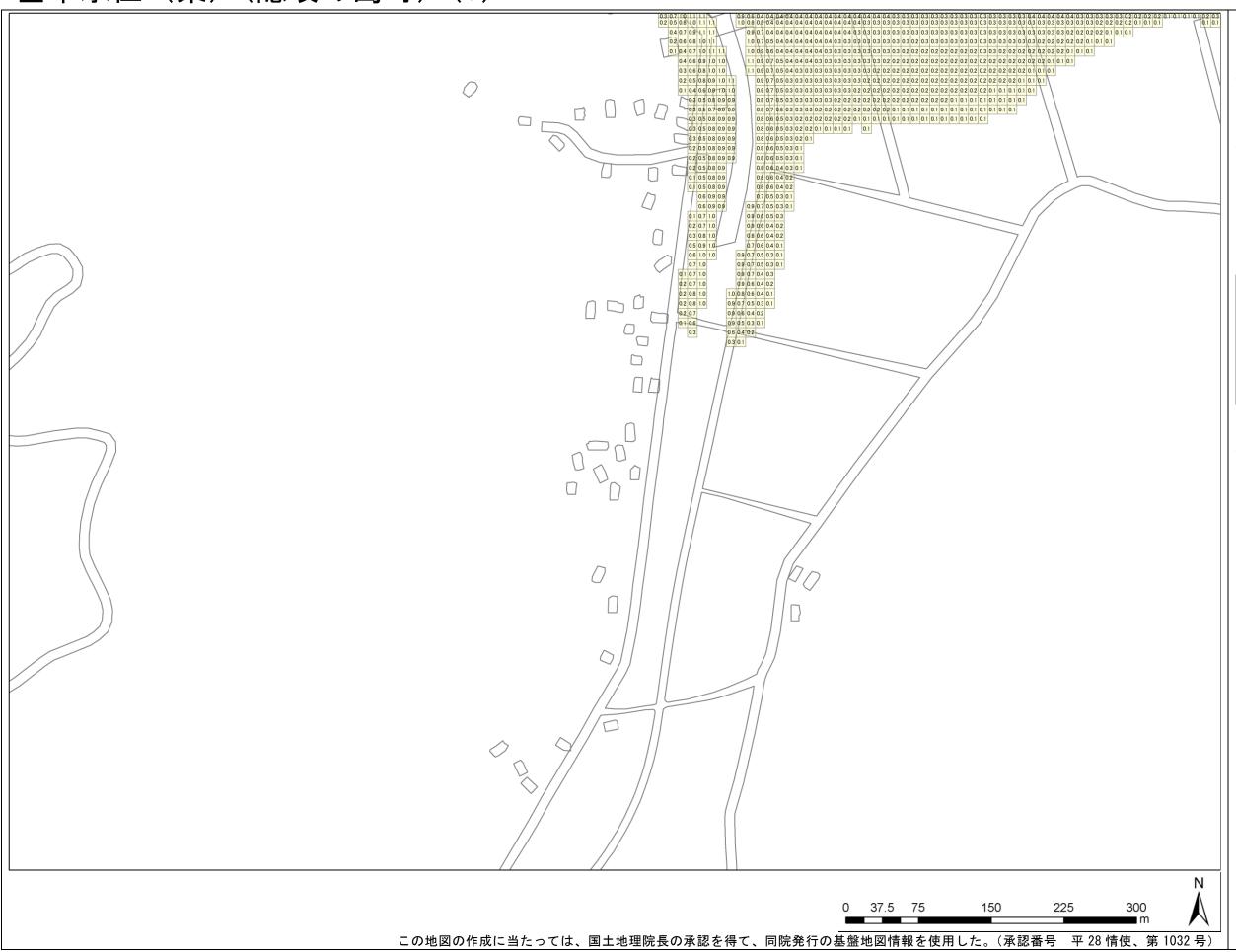
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

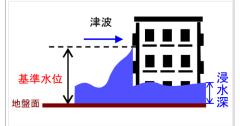
基準水位(案)(隠岐の島町)(3)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



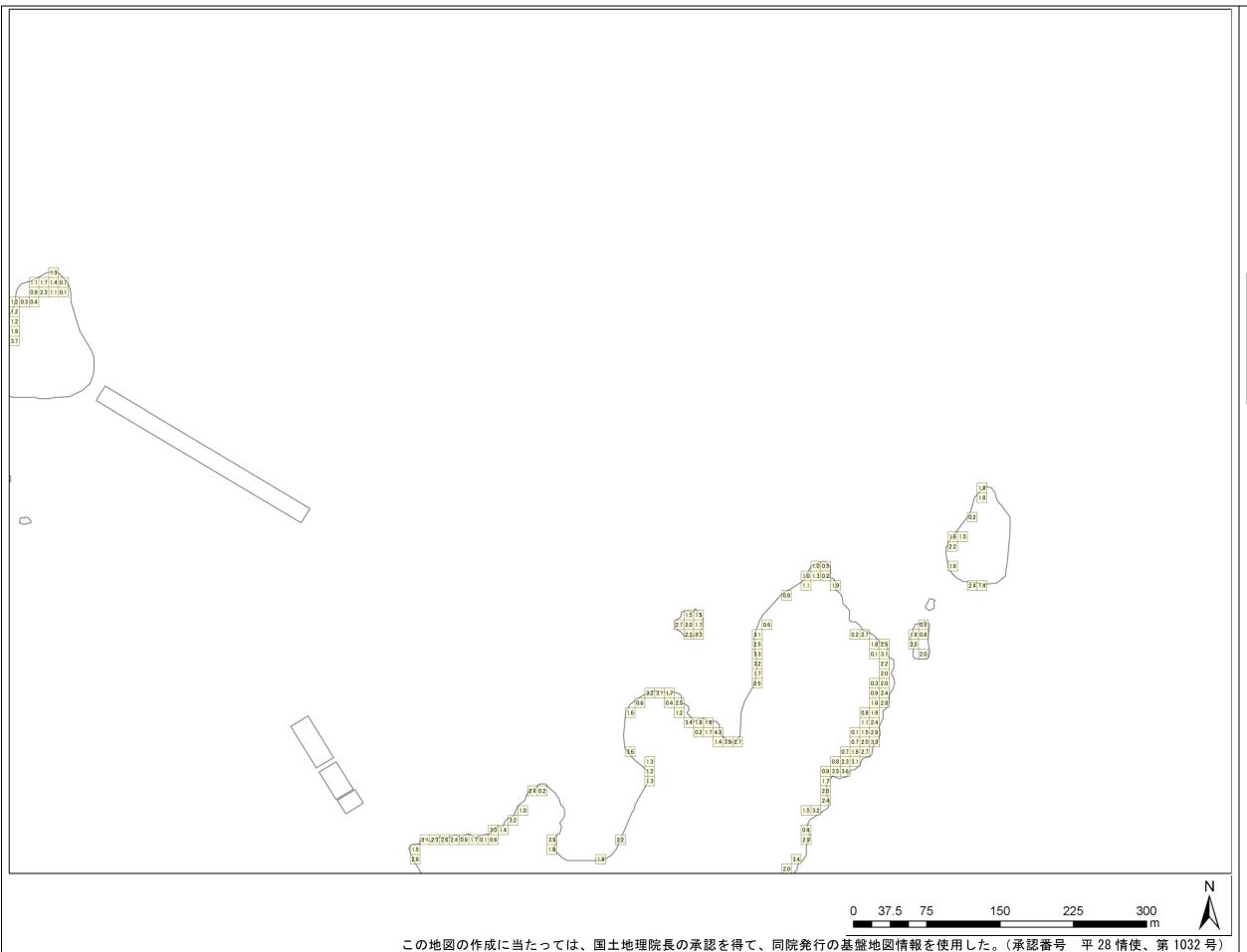
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

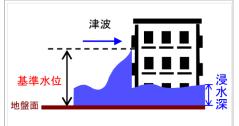
基準水位(案)(隠岐の島町)(4)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



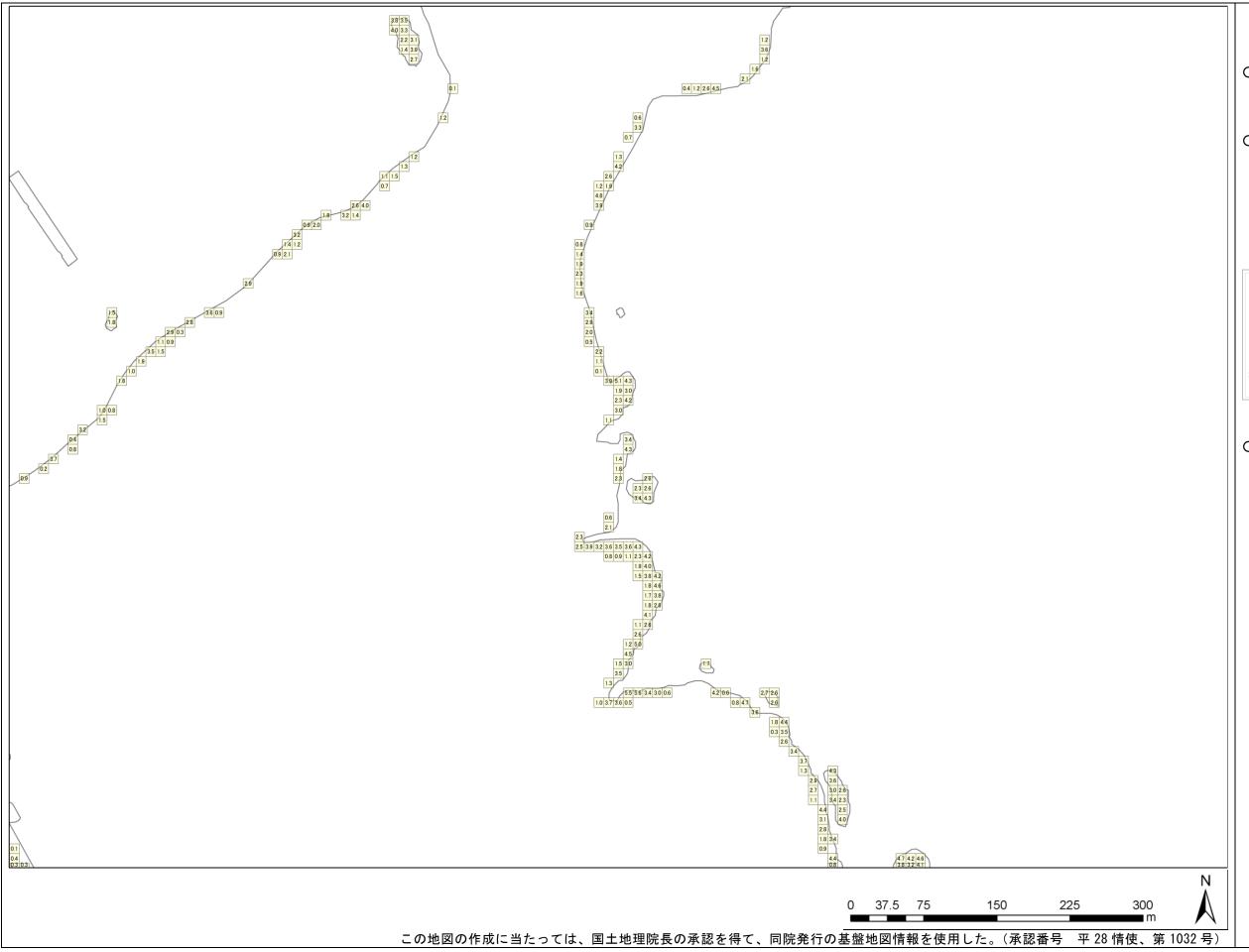
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

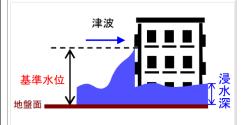
基準水位(案)(隠岐の島町)(5)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

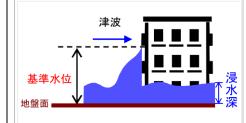
基準水位(案)(隠岐の島町)(6)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



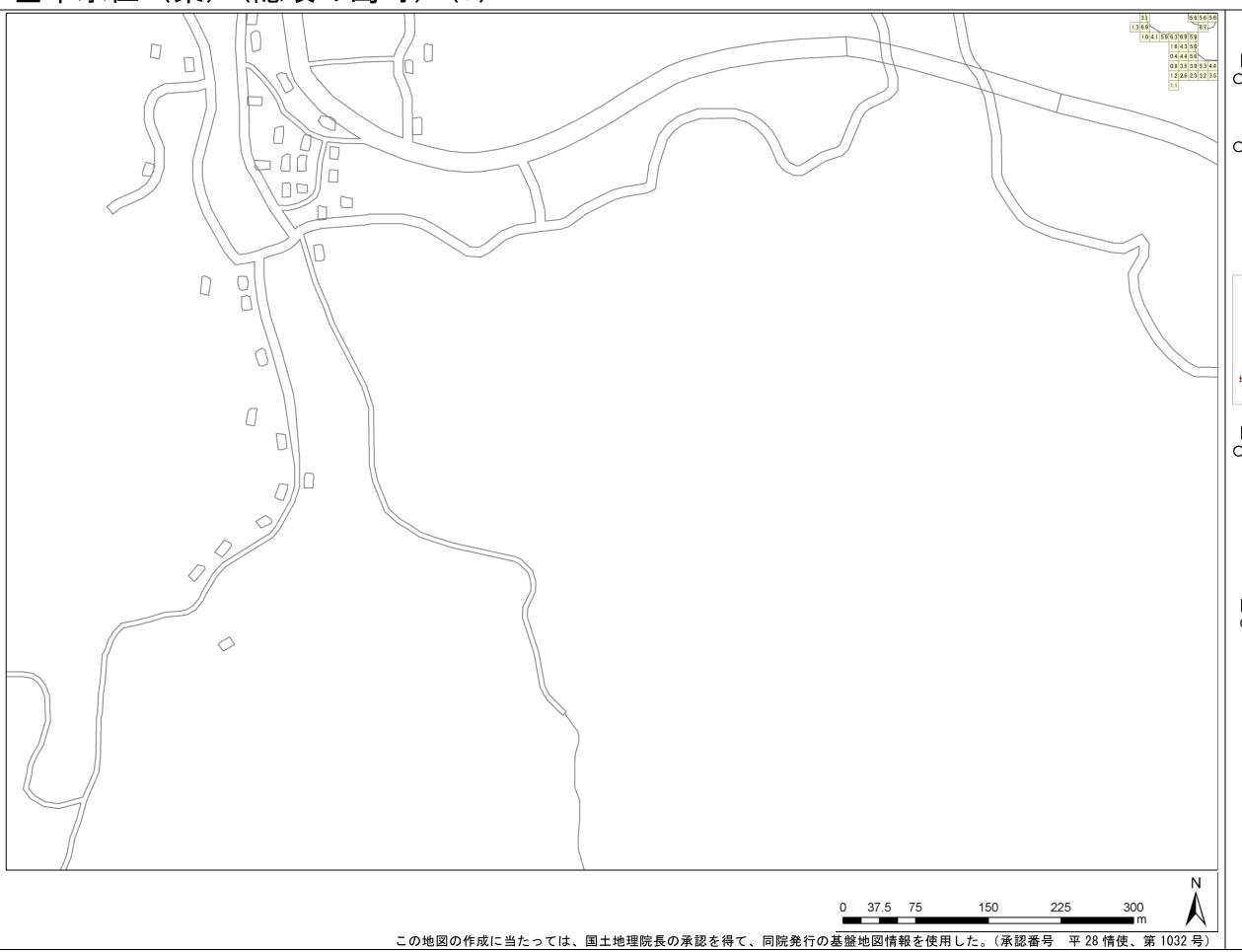
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

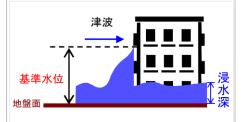
基準水位(案)(隠岐の島町)(7)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



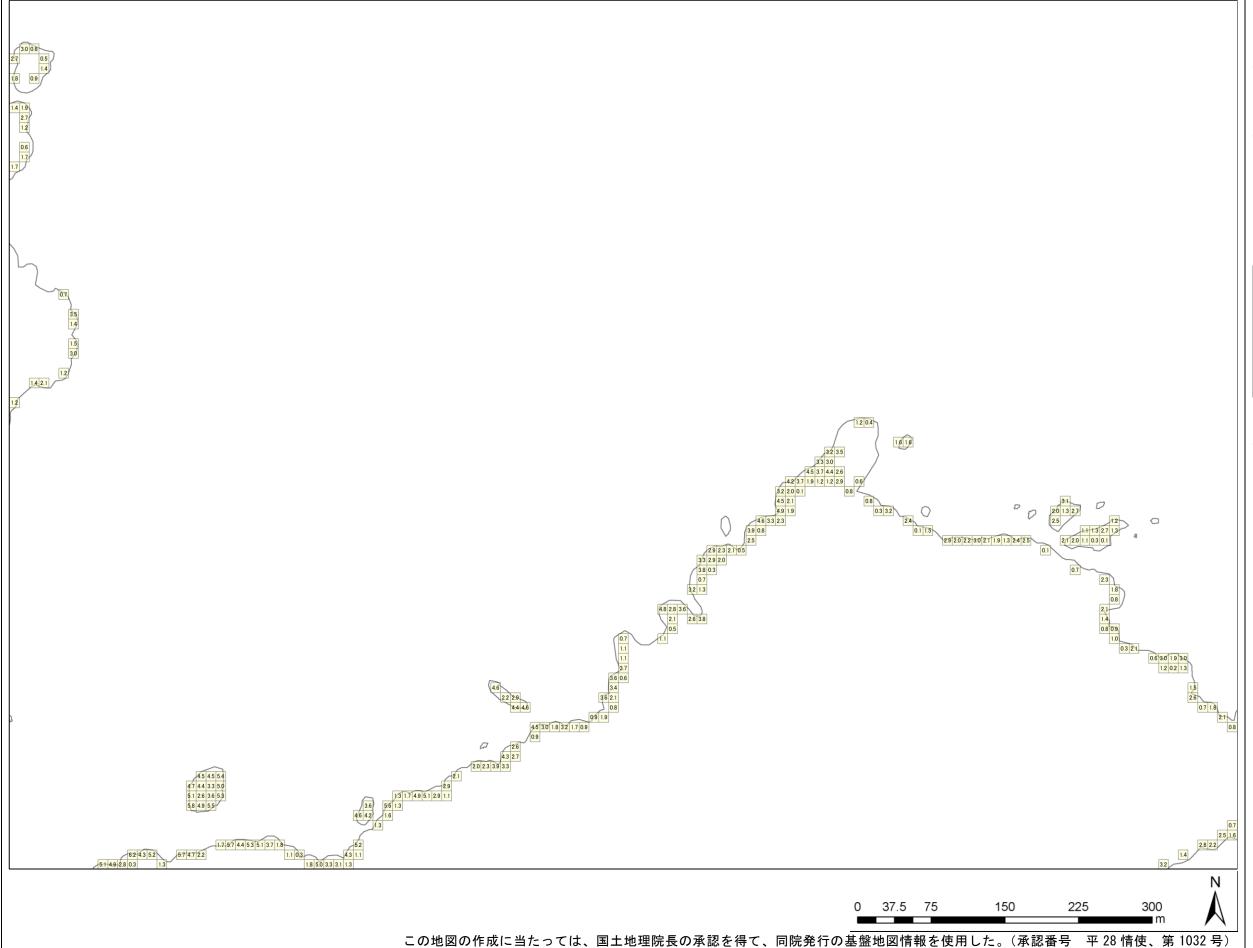
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

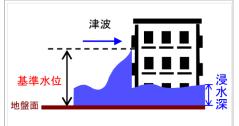
基準水位(案)(隠岐の島町)(8)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



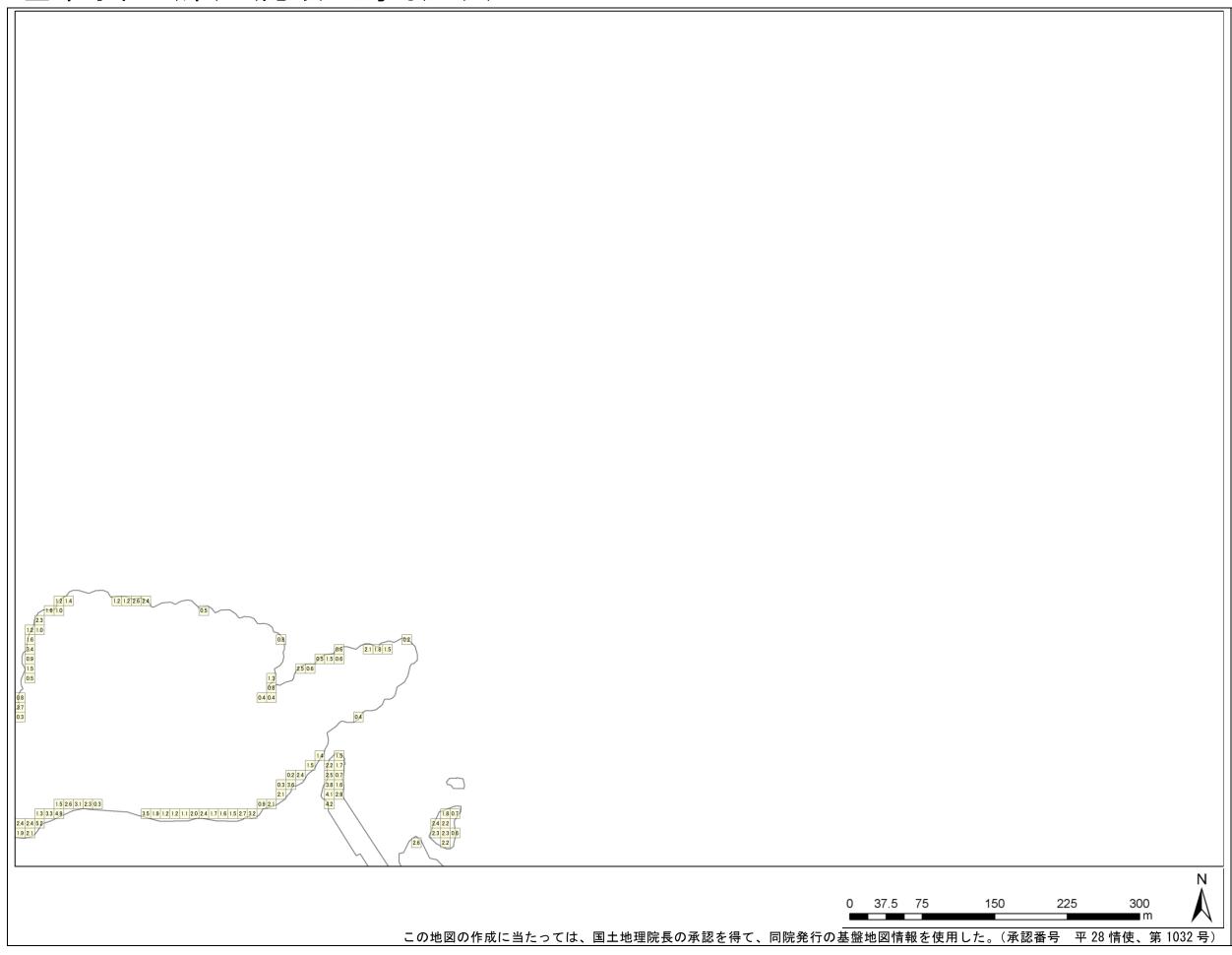
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

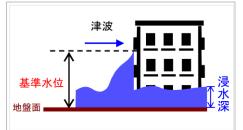
基準水位(案)(隠岐の島町)(9)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



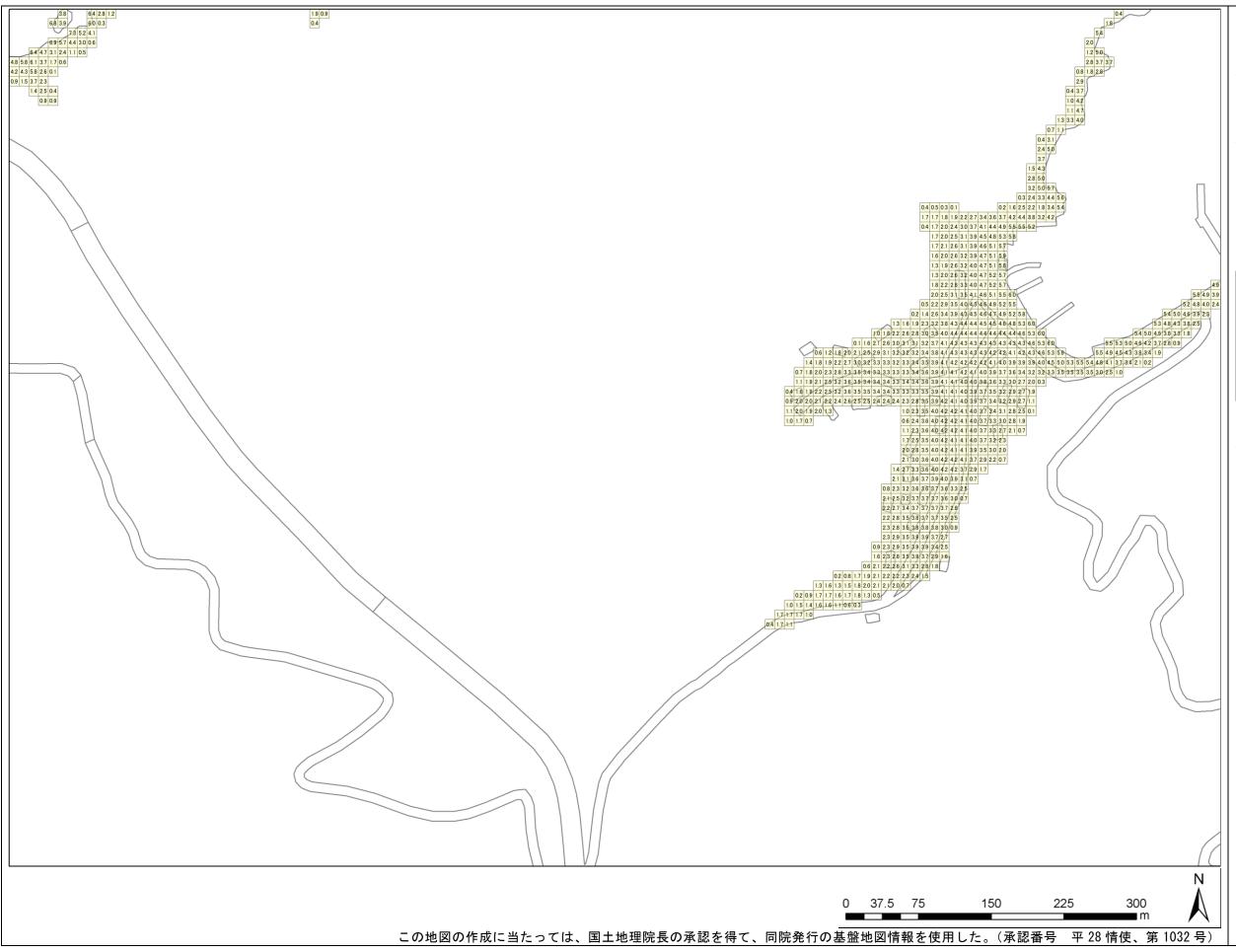
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

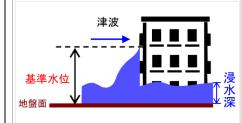
基準水位(案)(隠岐の島町)(10)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



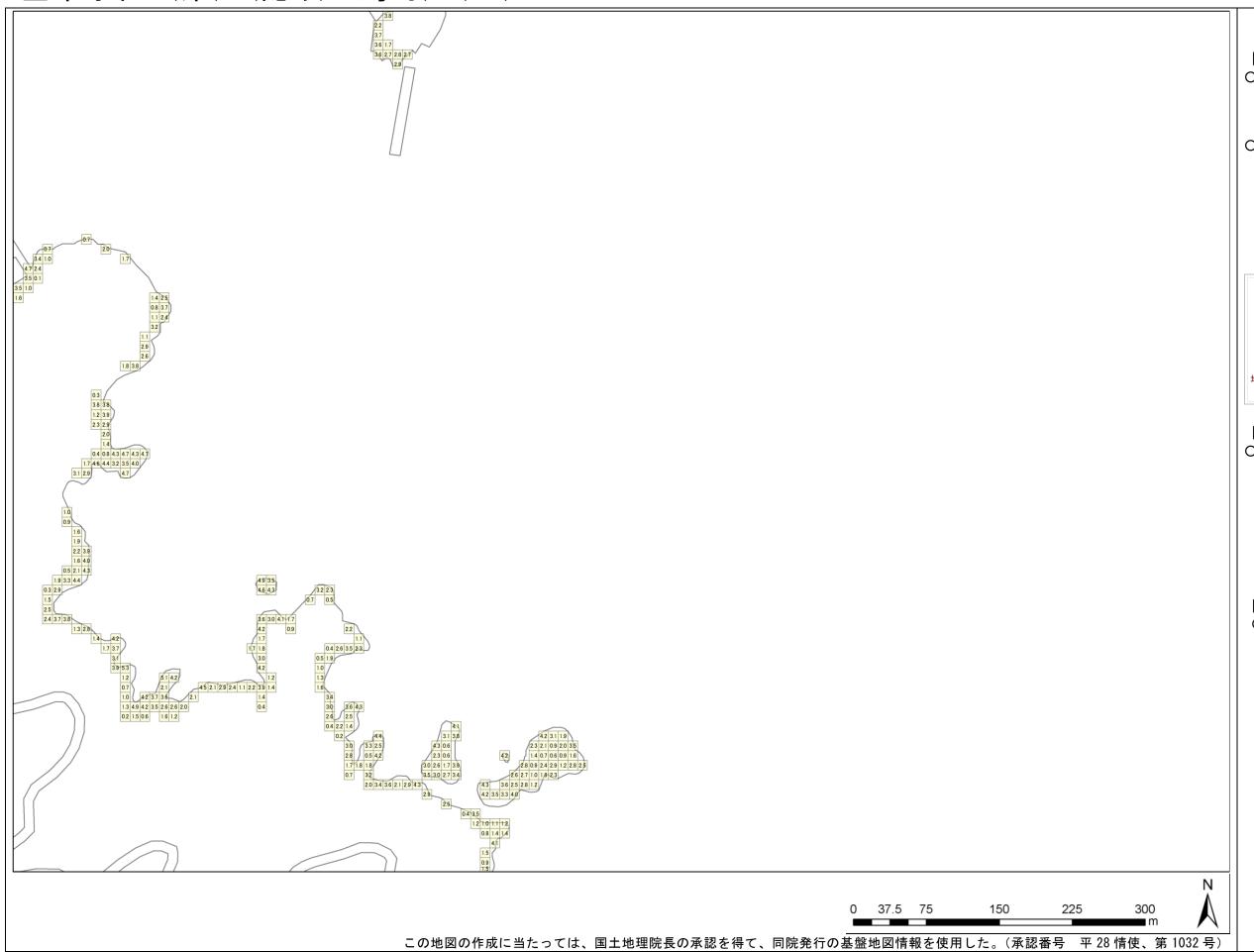
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

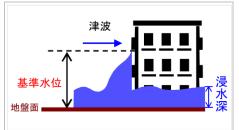
基準水位(案)(隠岐の島町)(11)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



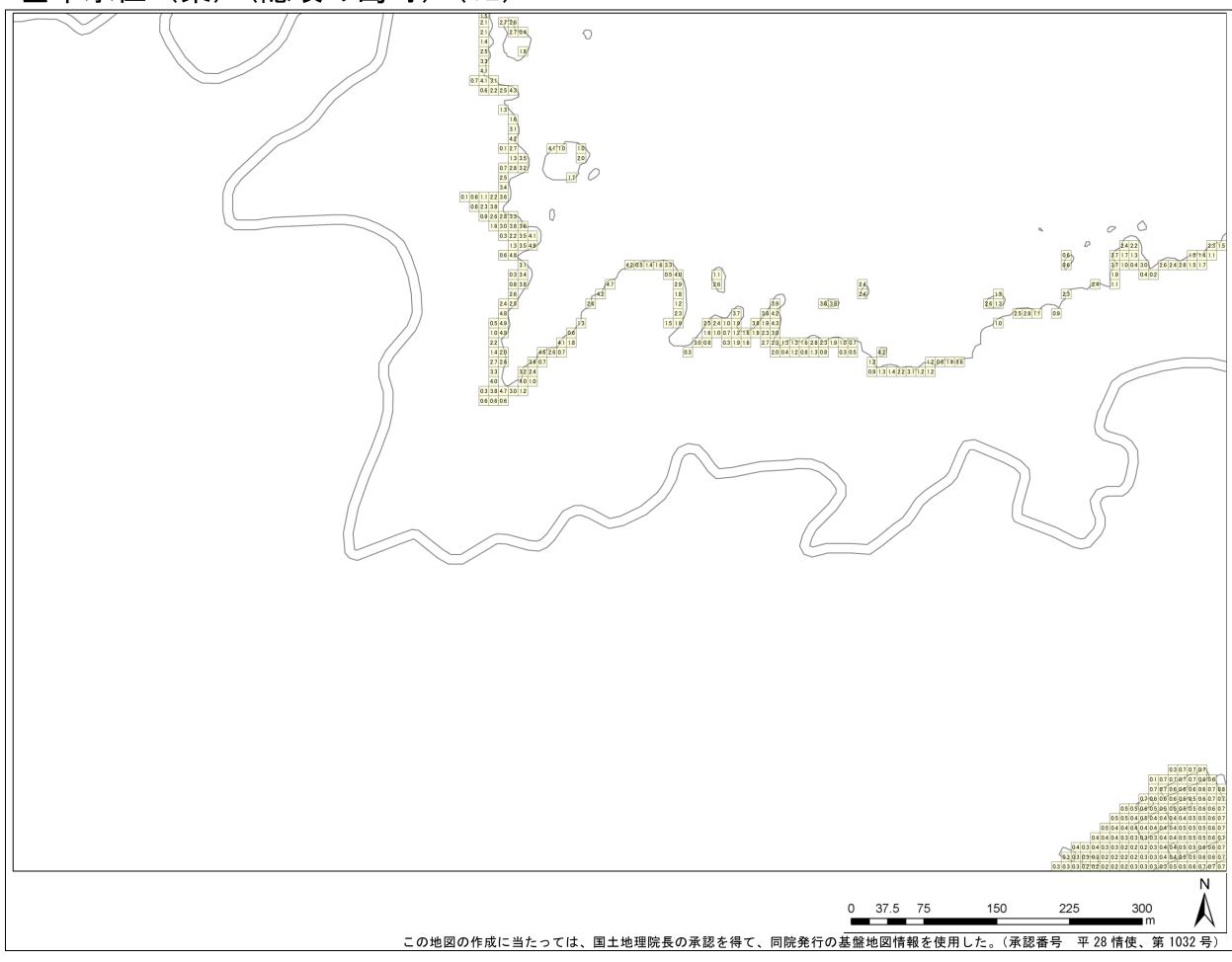
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

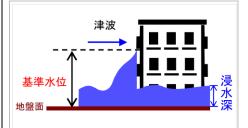
基準水位(案)(隠岐の島町)(12)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



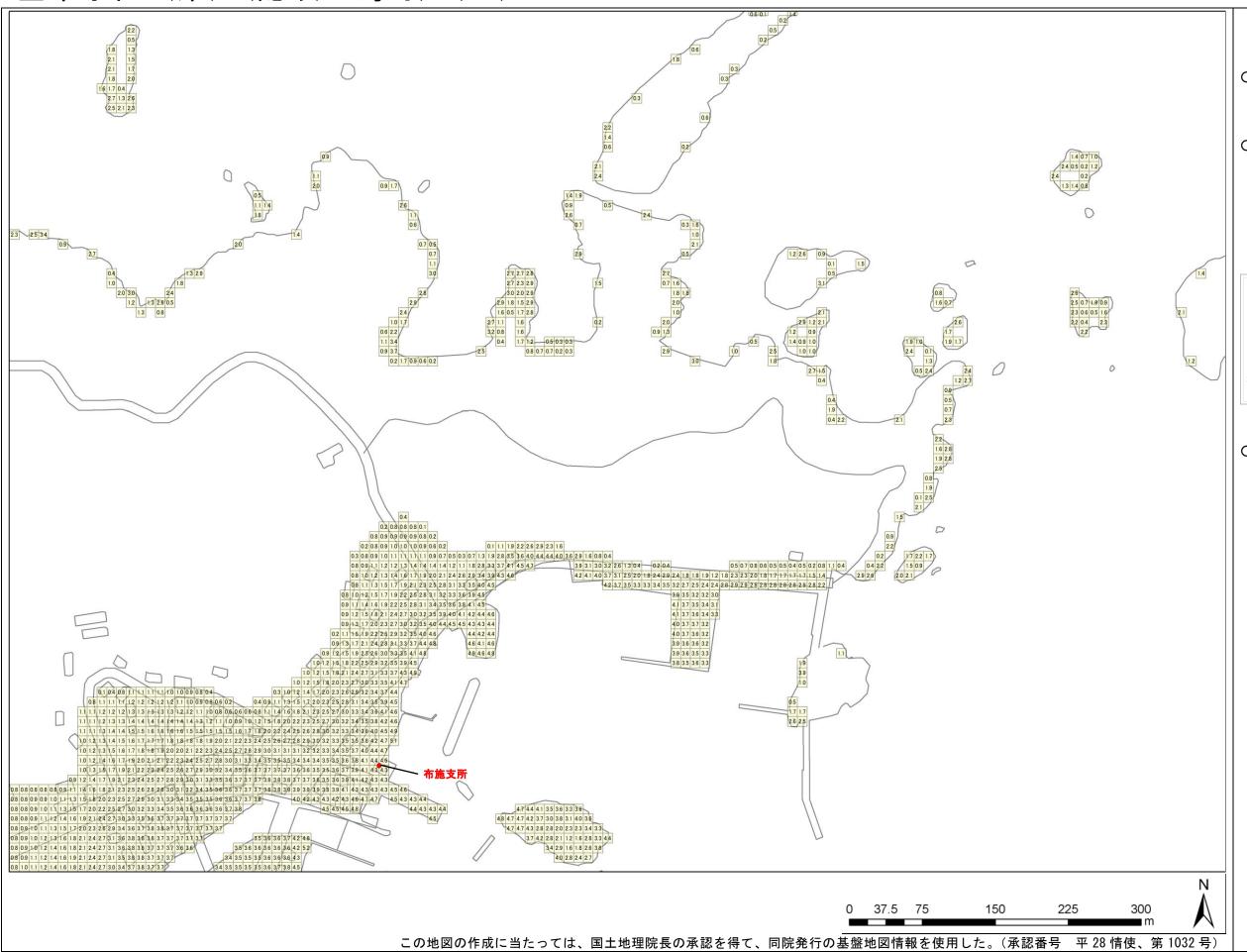
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

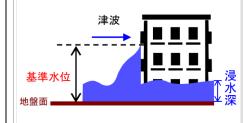
基準水位(案)(隠岐の島町)(13)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



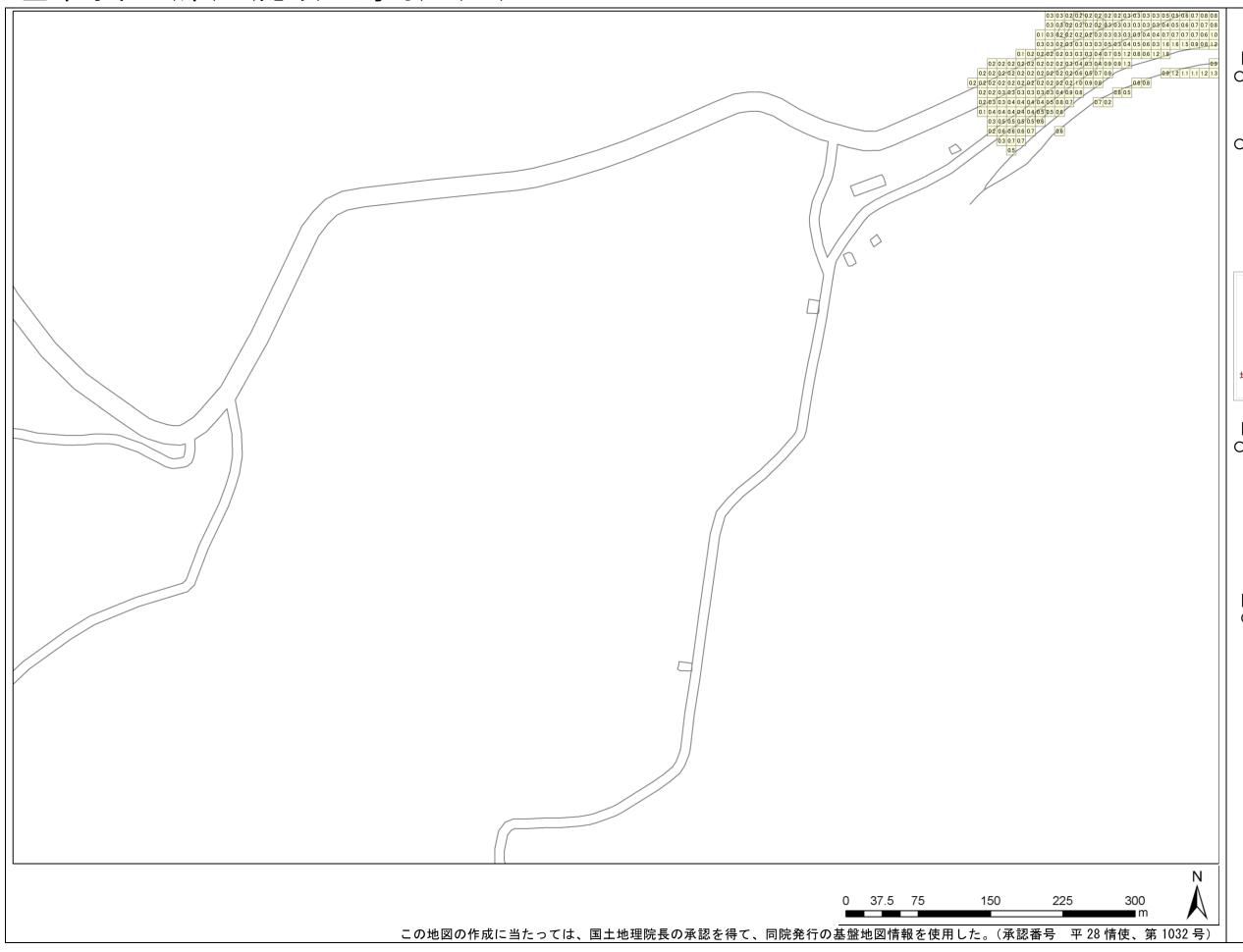
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

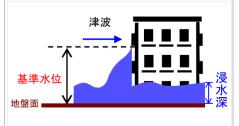
基準水位(案)(隠岐の島町)(14)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



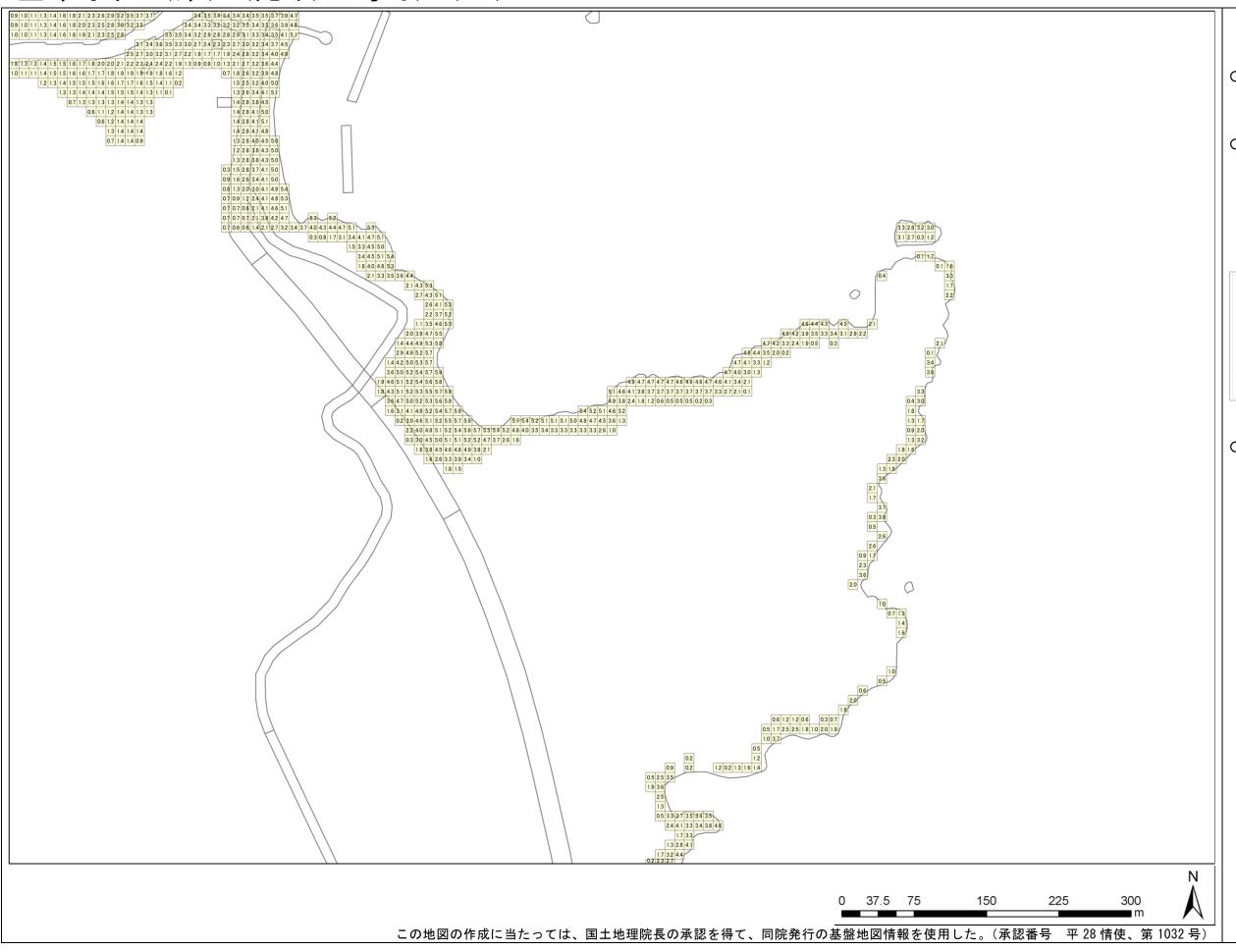
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

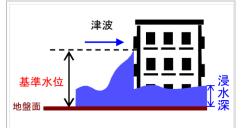
基準水位(案)(隠岐の島町)(15)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



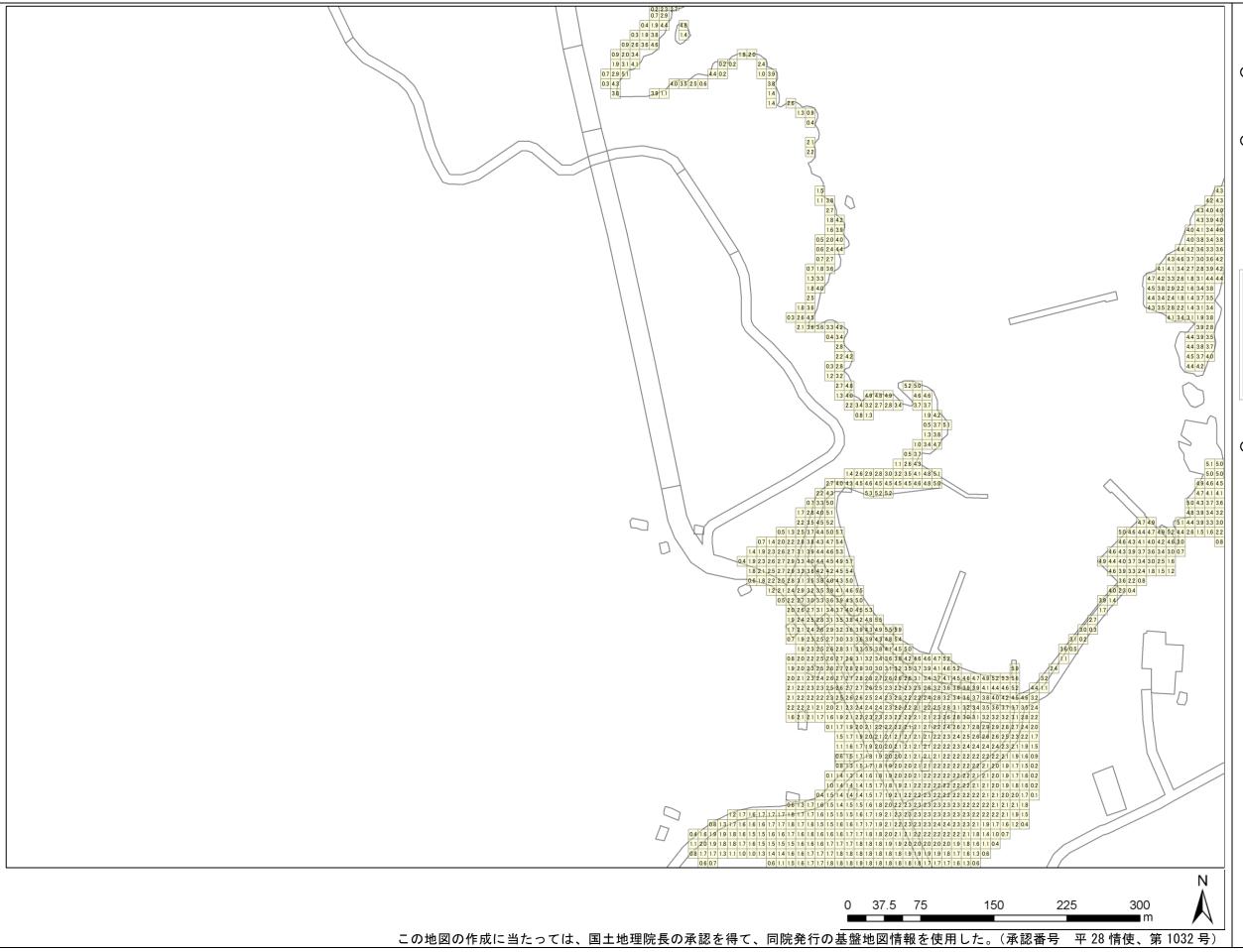
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

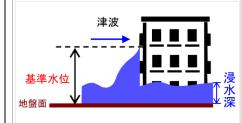
基準水位(案)(隠岐の島町)(16)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



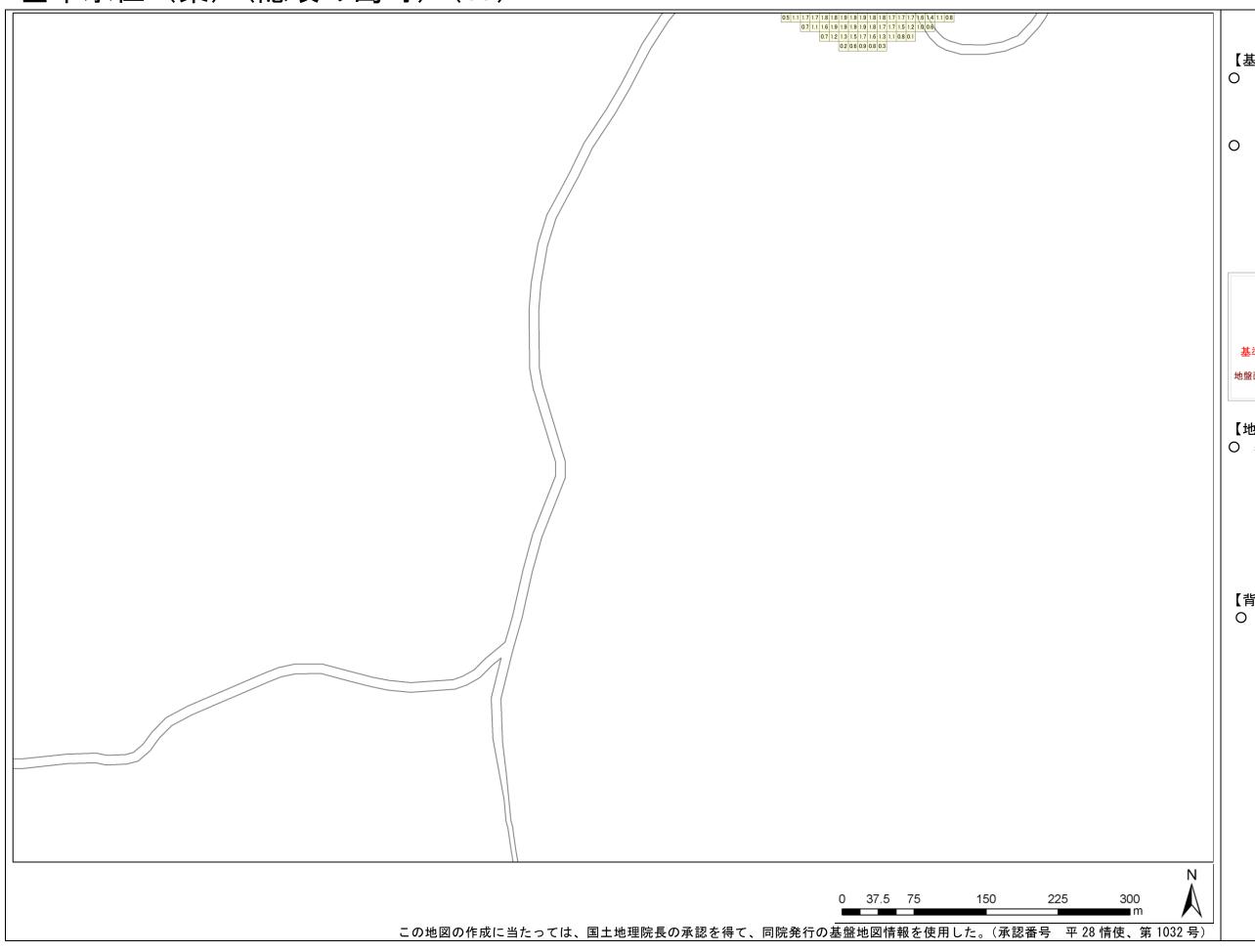
【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

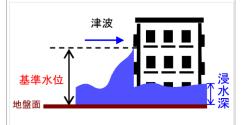
基準水位(案)(隠岐の島町)(17)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



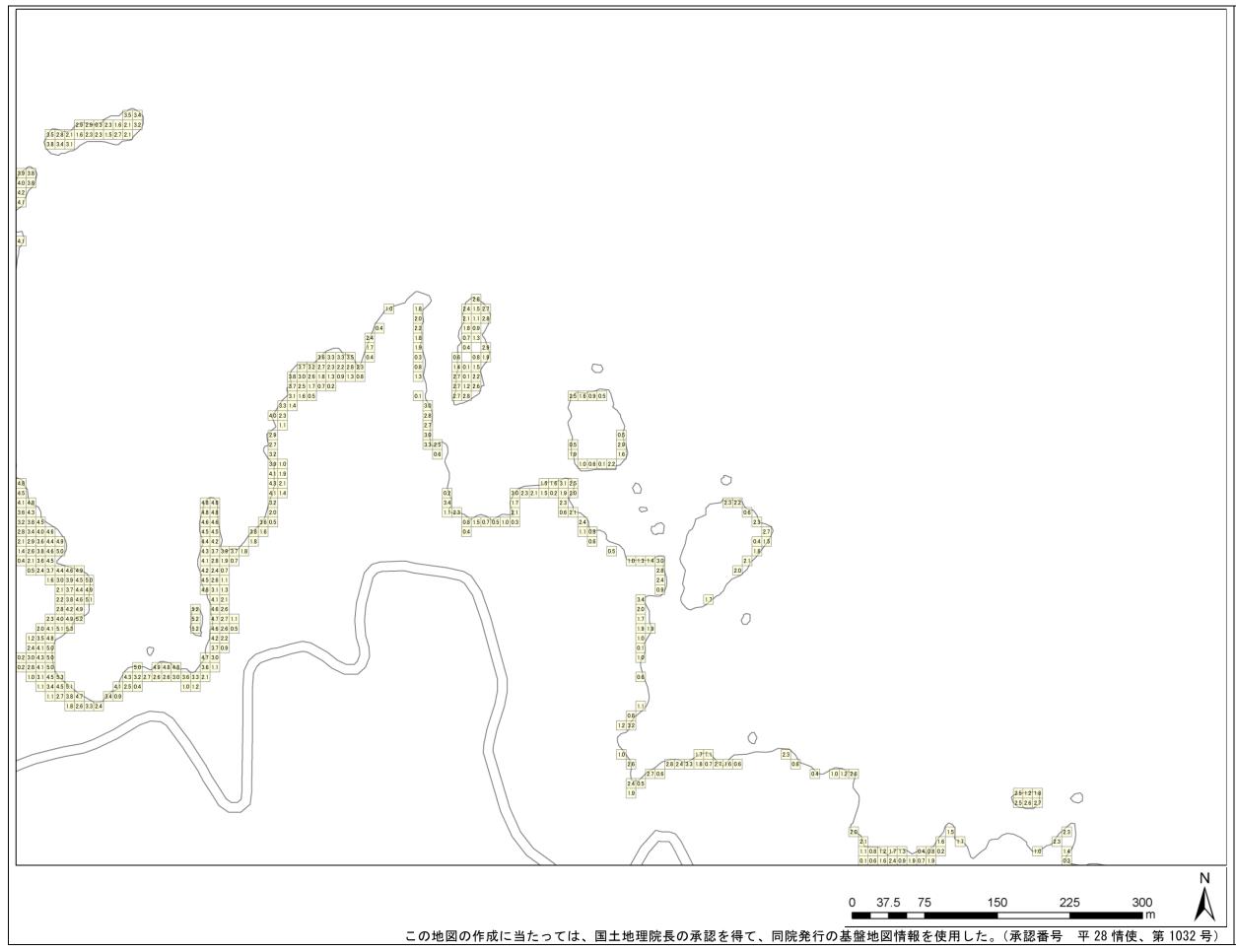
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

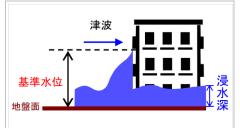
基準水位(案)(隠岐の島町)(18)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

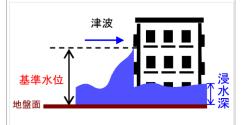
基準水位(案)(隠岐の島町)(19)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



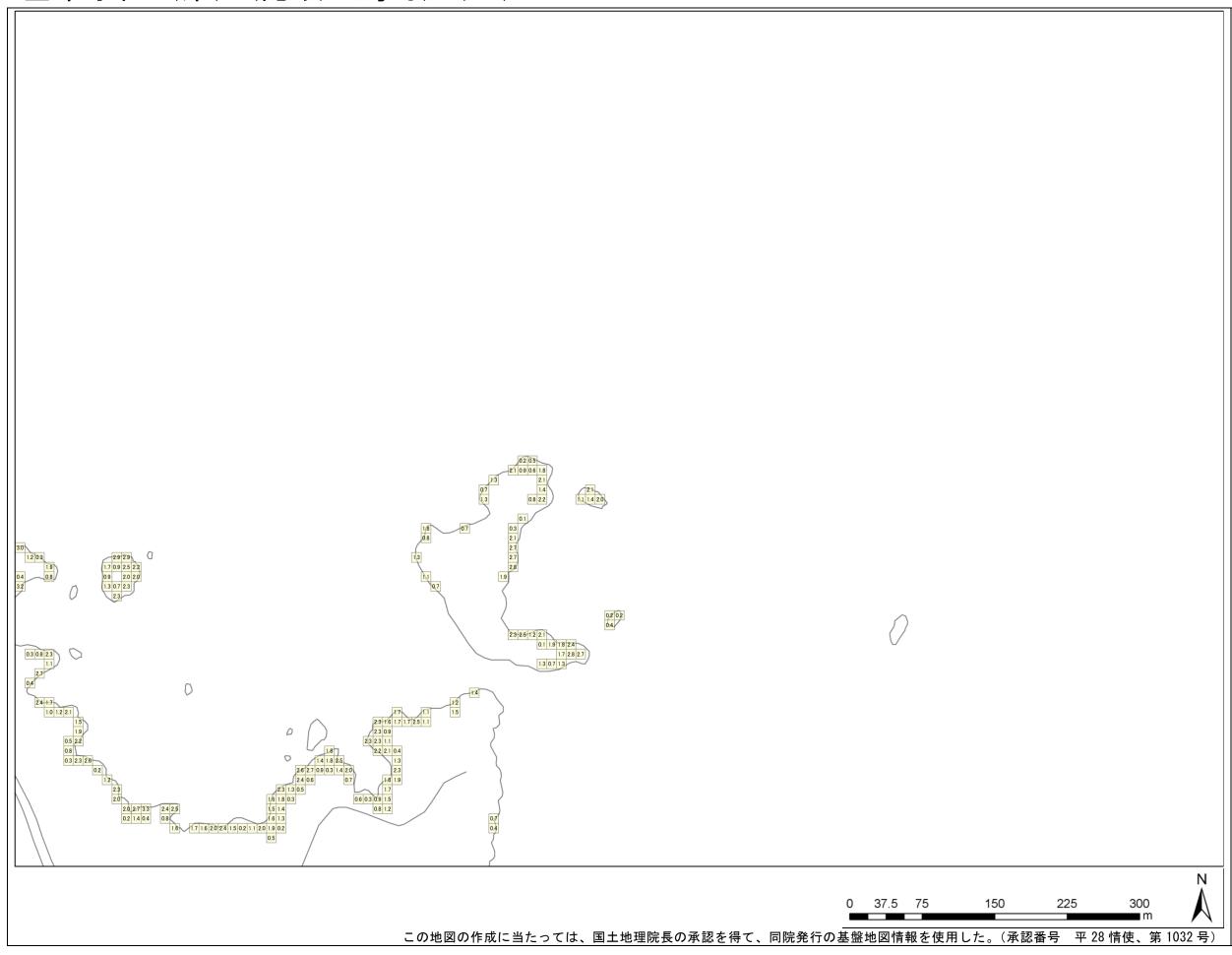
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

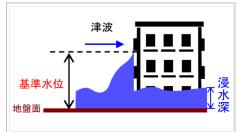
基準水位(案)(隠岐の島町)(20)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(21)

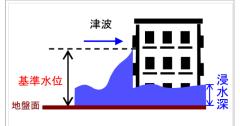


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 28 情使、第 1032 号)

<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



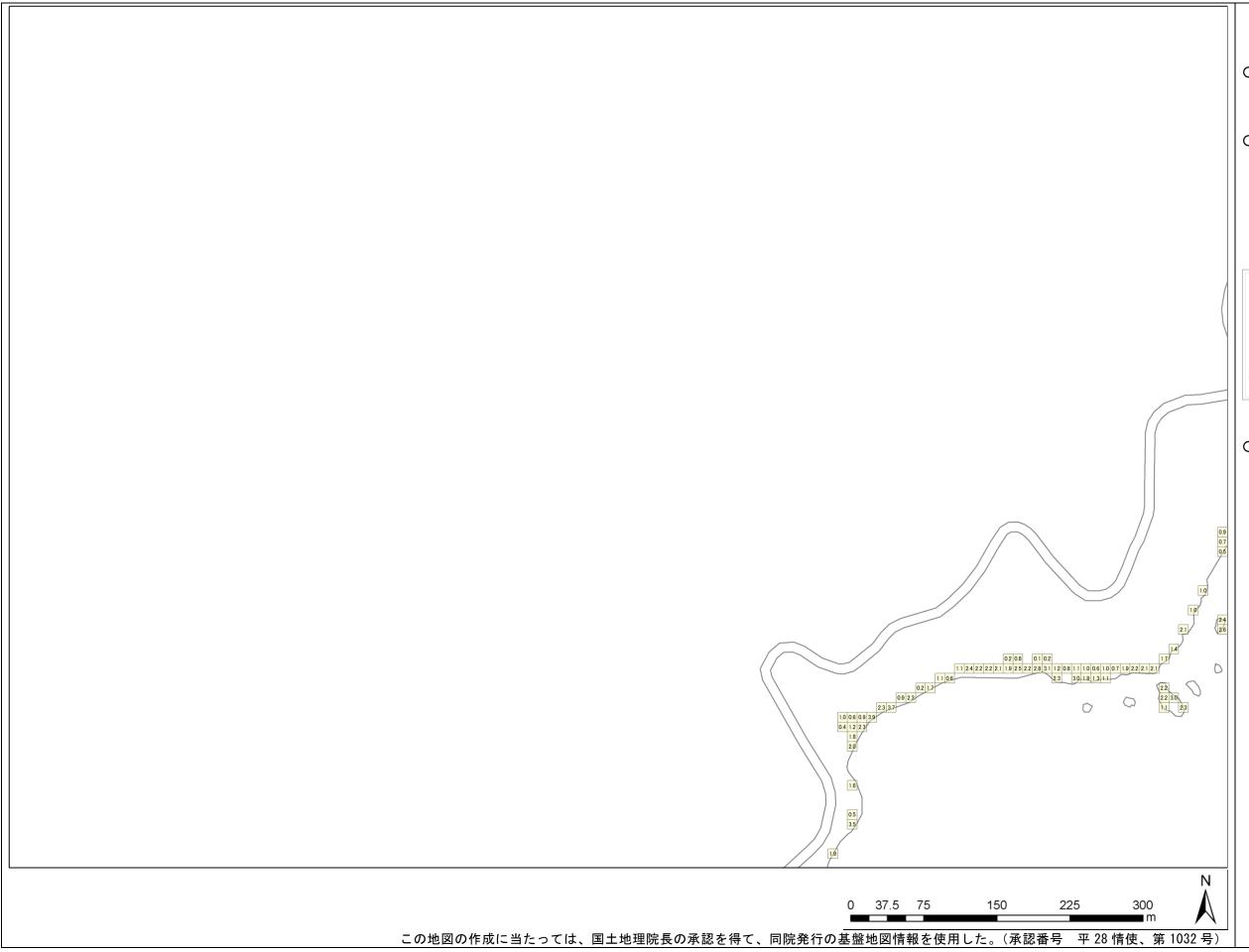
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

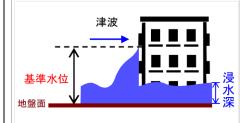
基準水位(案)(隠岐の島町)(22)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

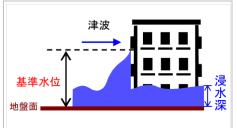
基準水位(案)(隠岐の島町)(23)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



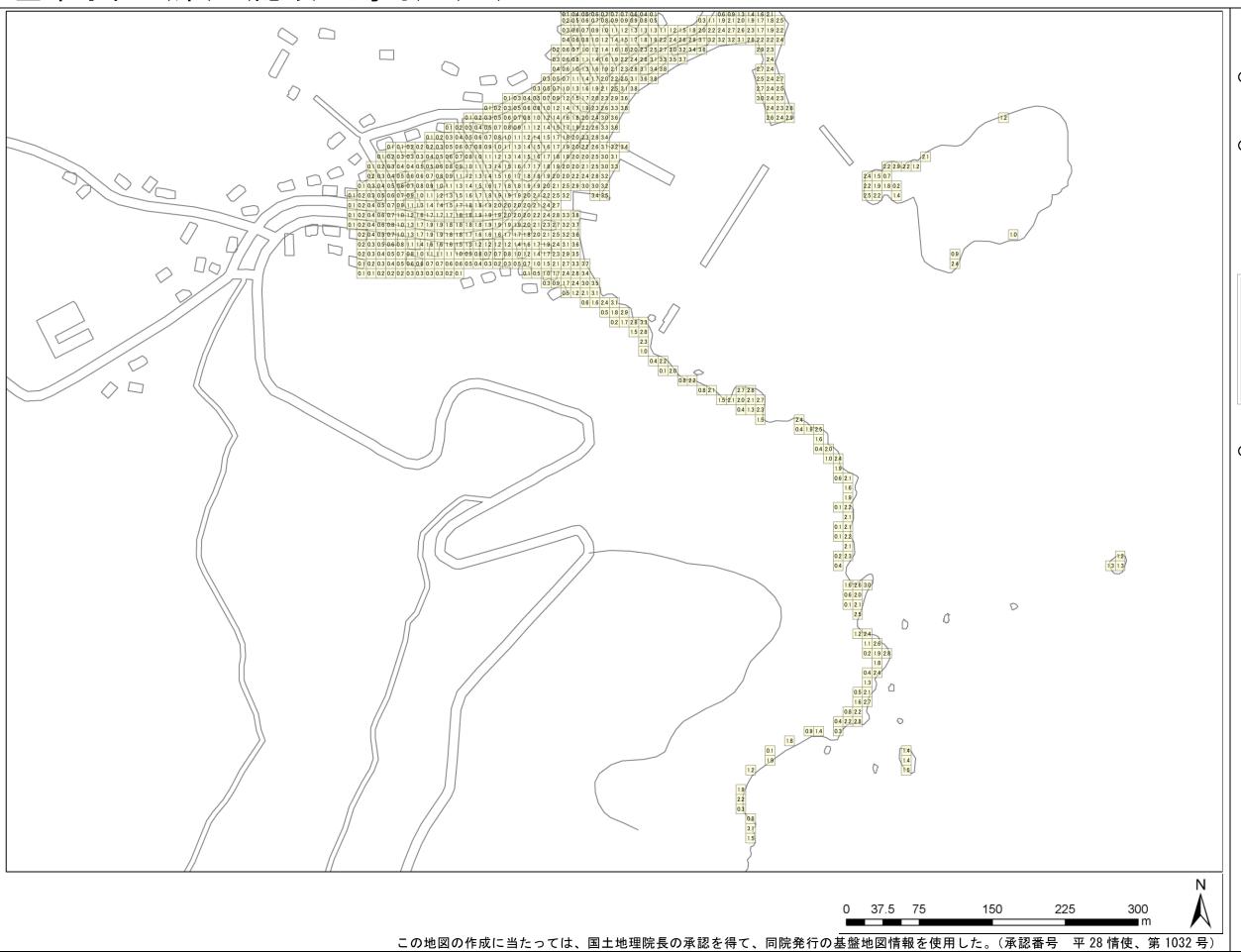
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

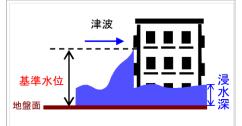
基準水位(案)(隠岐の島町)(24)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



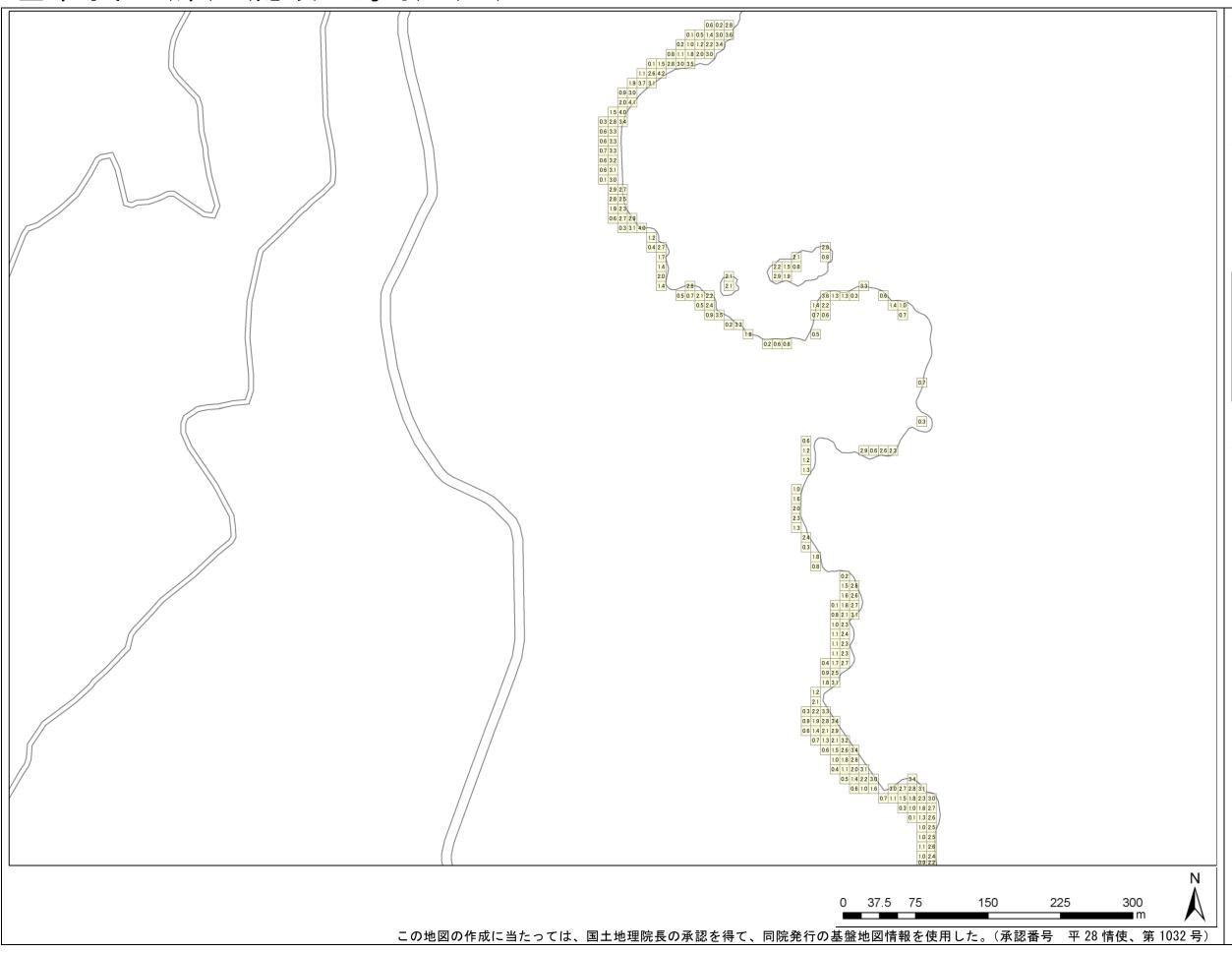
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

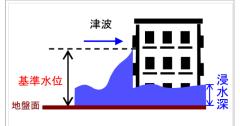
基準水位(案)(隠岐の島町)(25)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



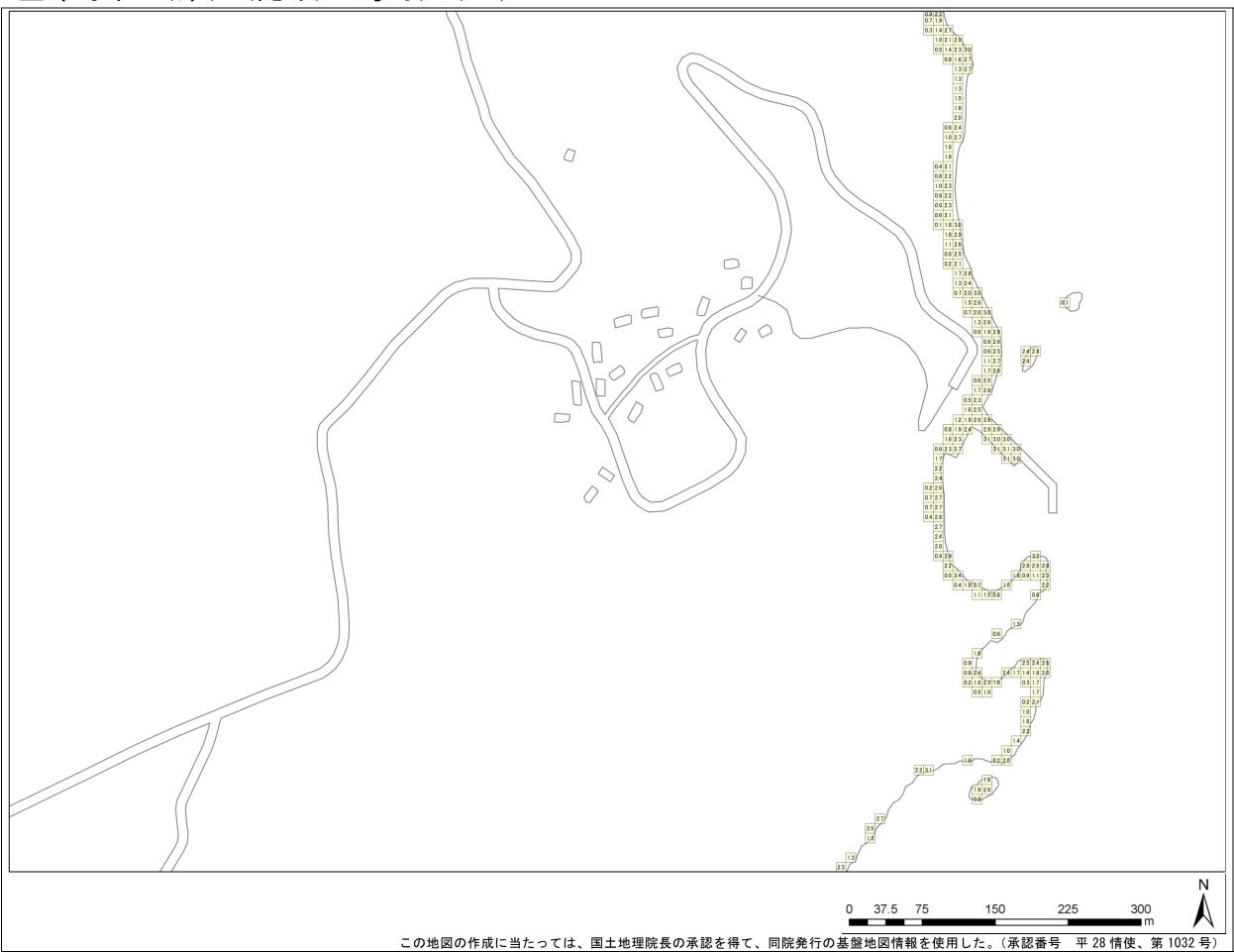
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

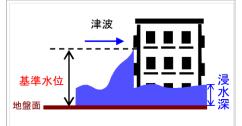
基準水位(案)(隠岐の島町)(26)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

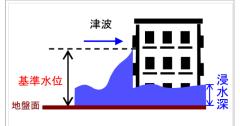
基準水位(案)(隠岐の島町)(27)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



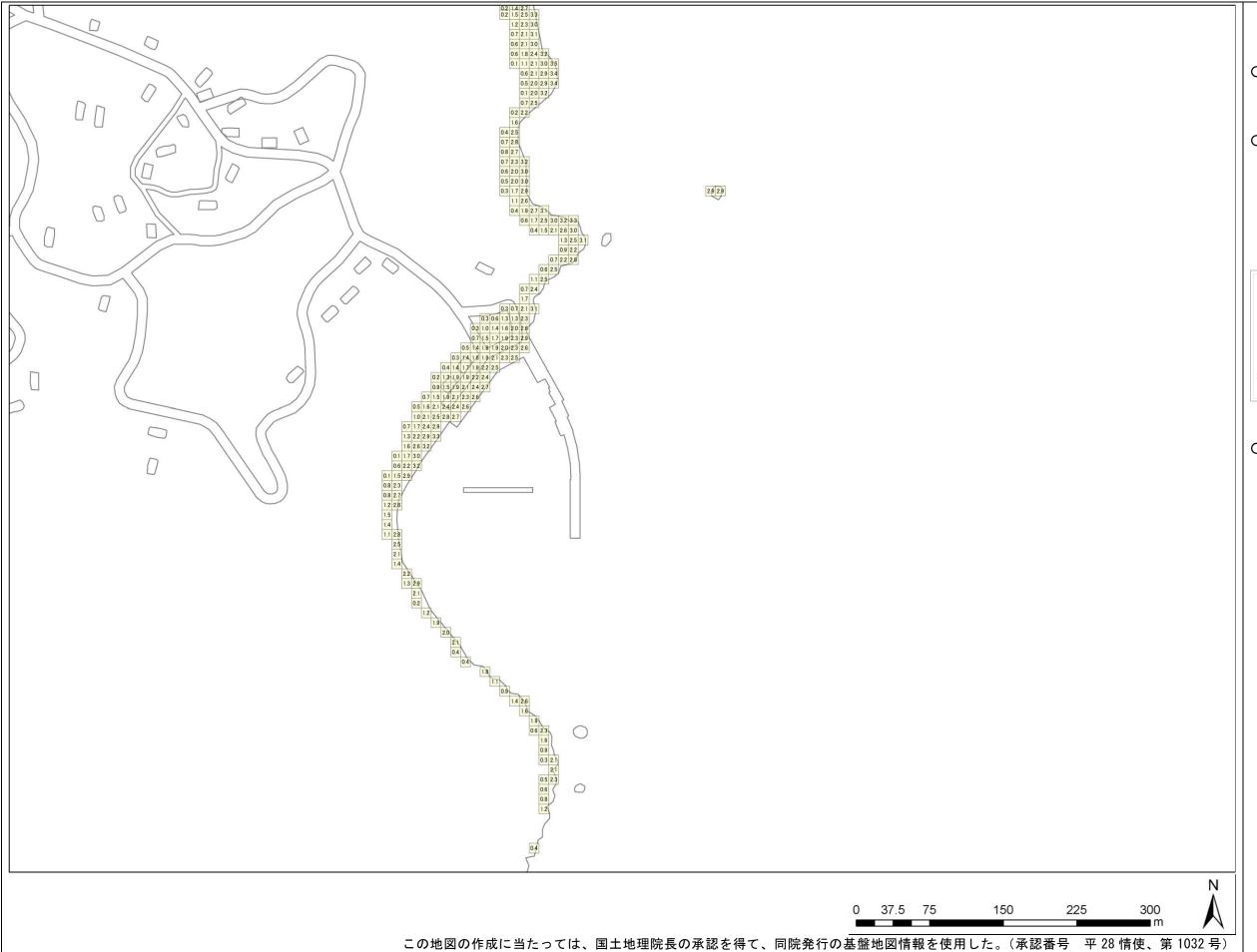
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

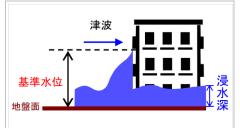
基準水位(案)(隠岐の島町)(28)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

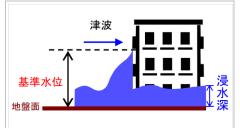
基準水位(案)(隠岐の島町)(29)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



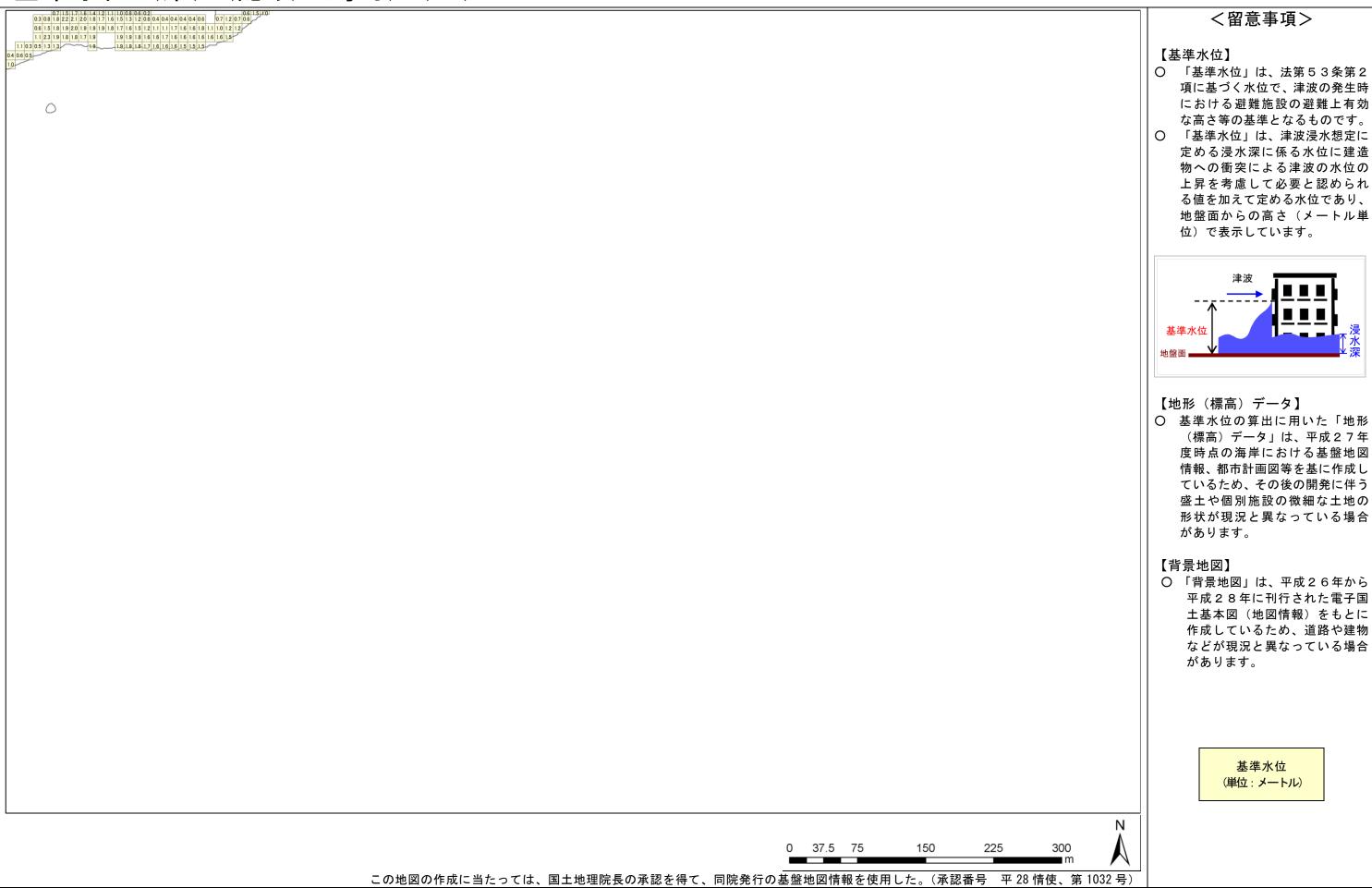
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(30)



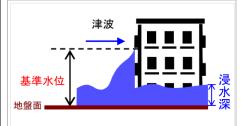
基準水位(案)(隠岐の島町)(31)



<留意事項>

【基準水位】

-)「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



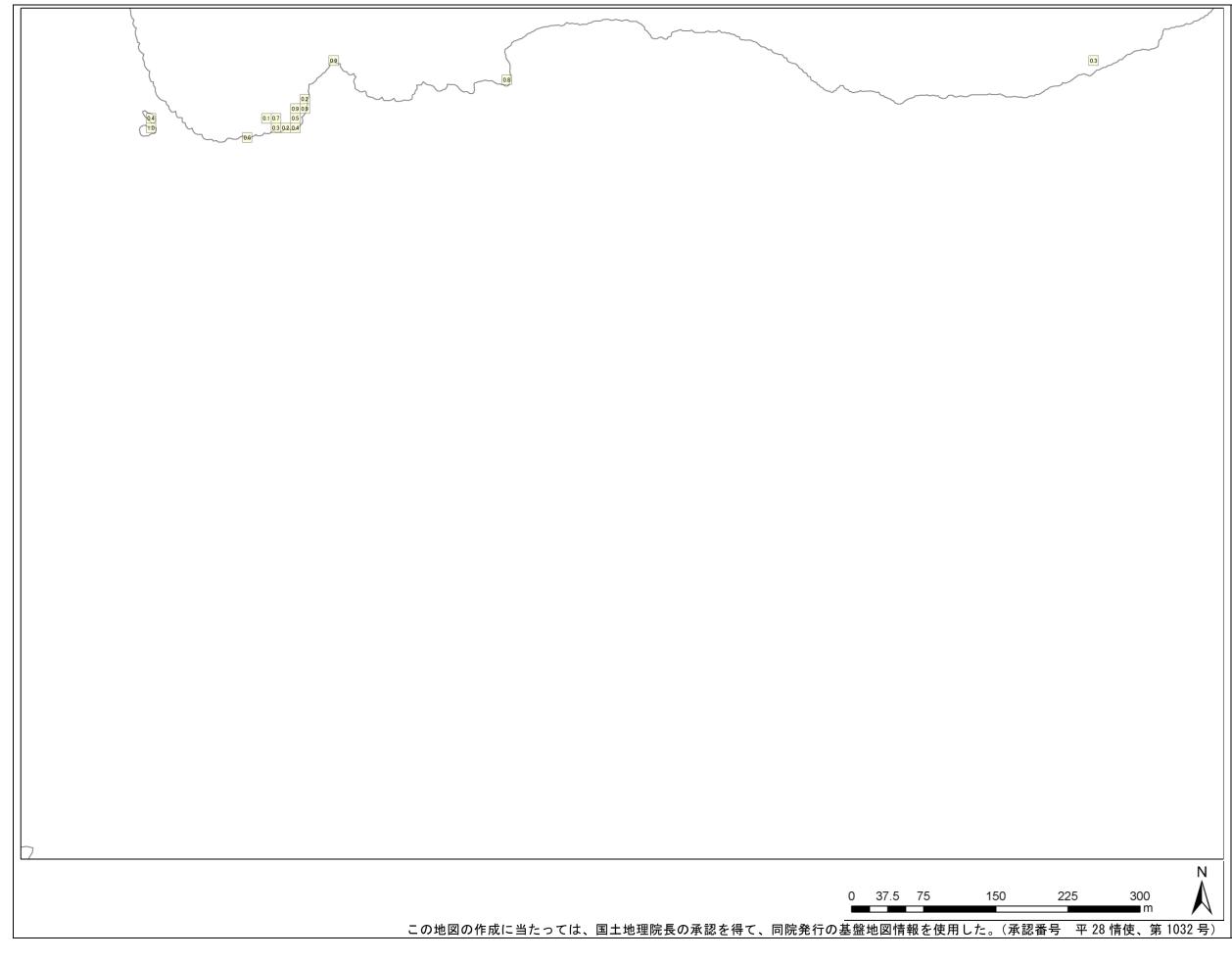
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

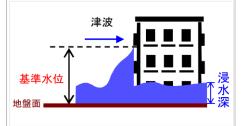
基準水位(案)(隠岐の島町)(32)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



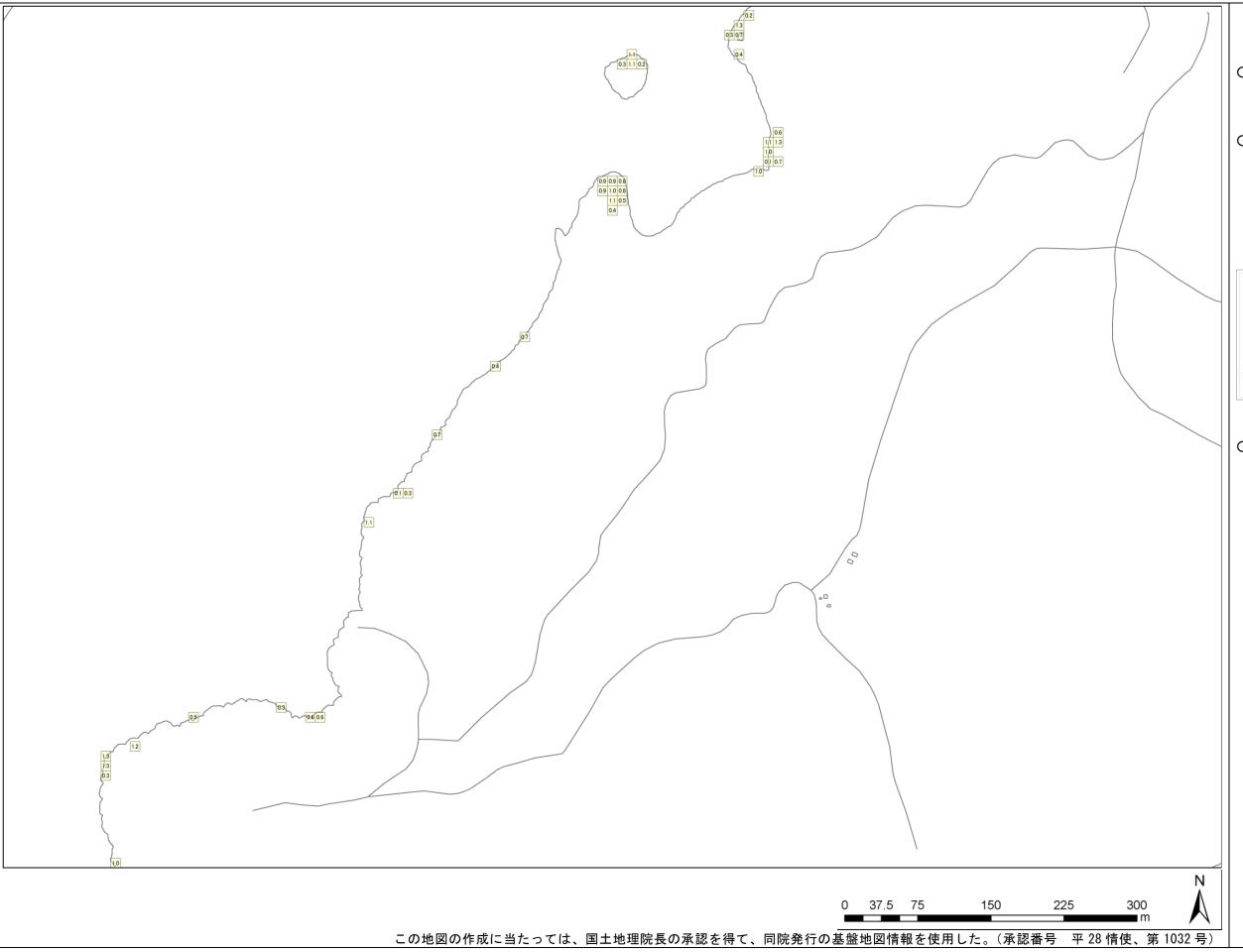
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

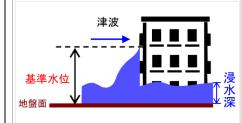
基準水位(案)(隠岐の島町)(33)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



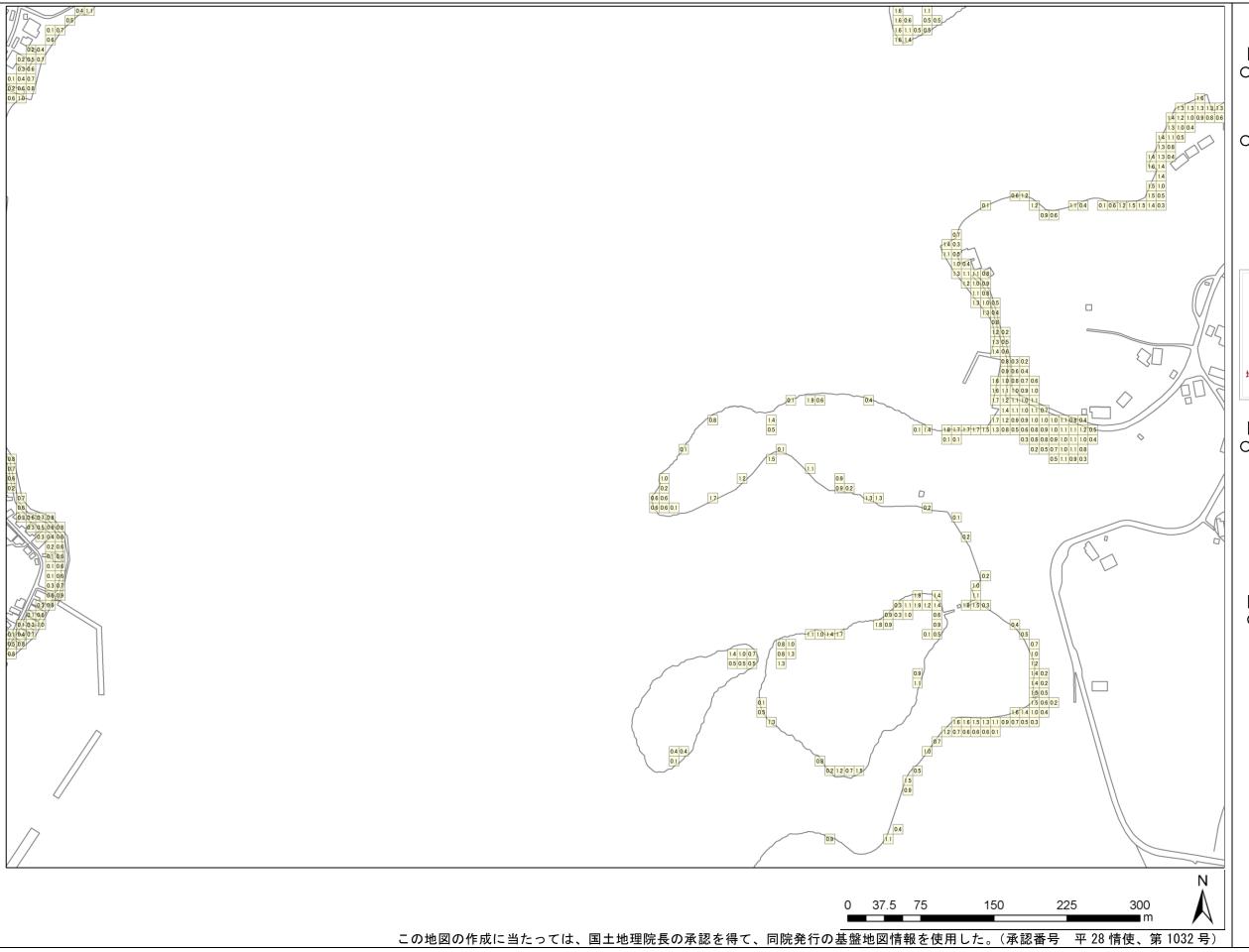
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

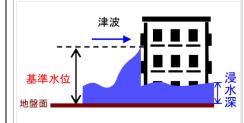
基準水位(案)(隠岐の島町)(34)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ (メートル単 位)で表示しています。



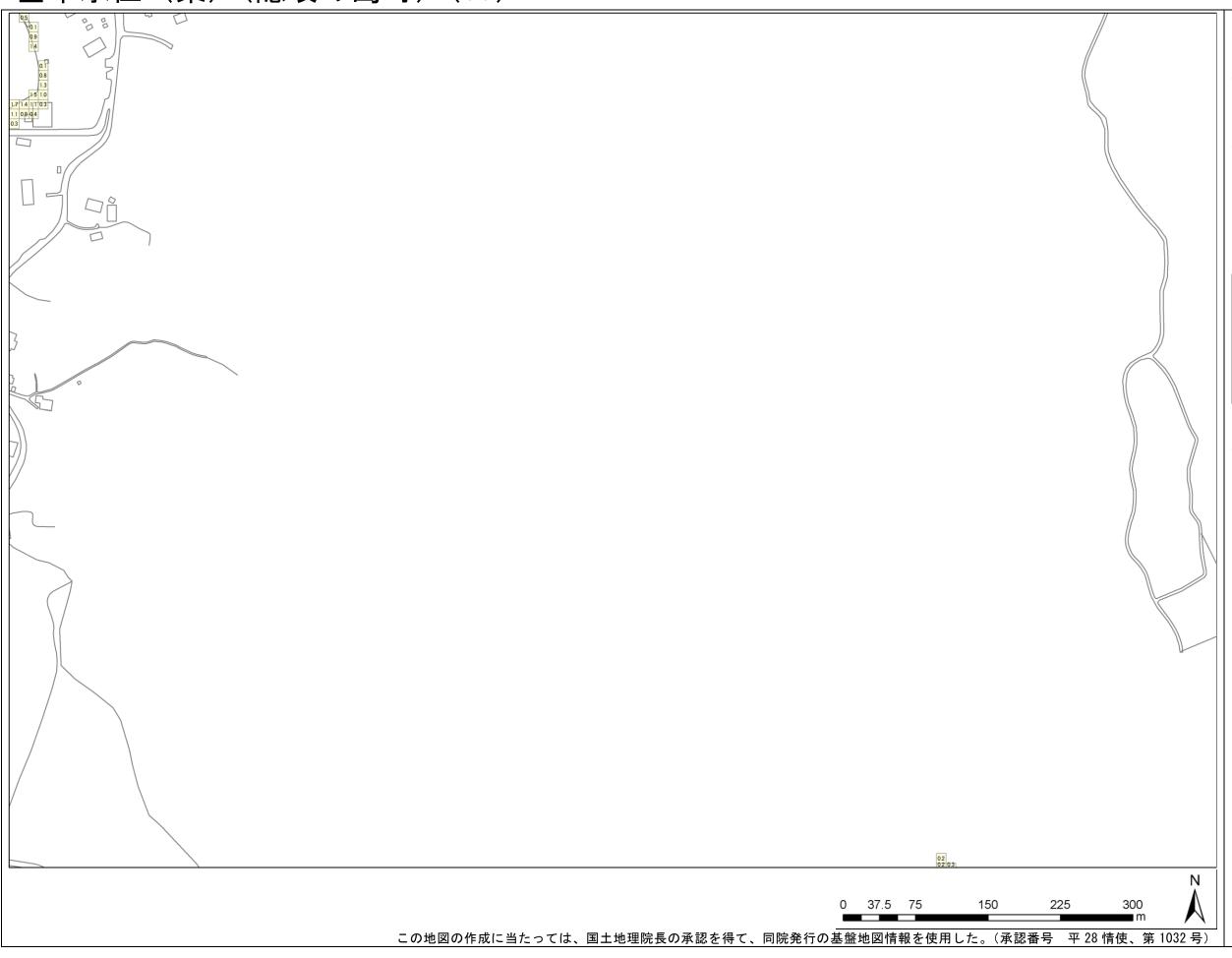
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

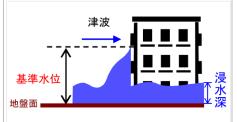
基準水位(案)(隠岐の島町)(35)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



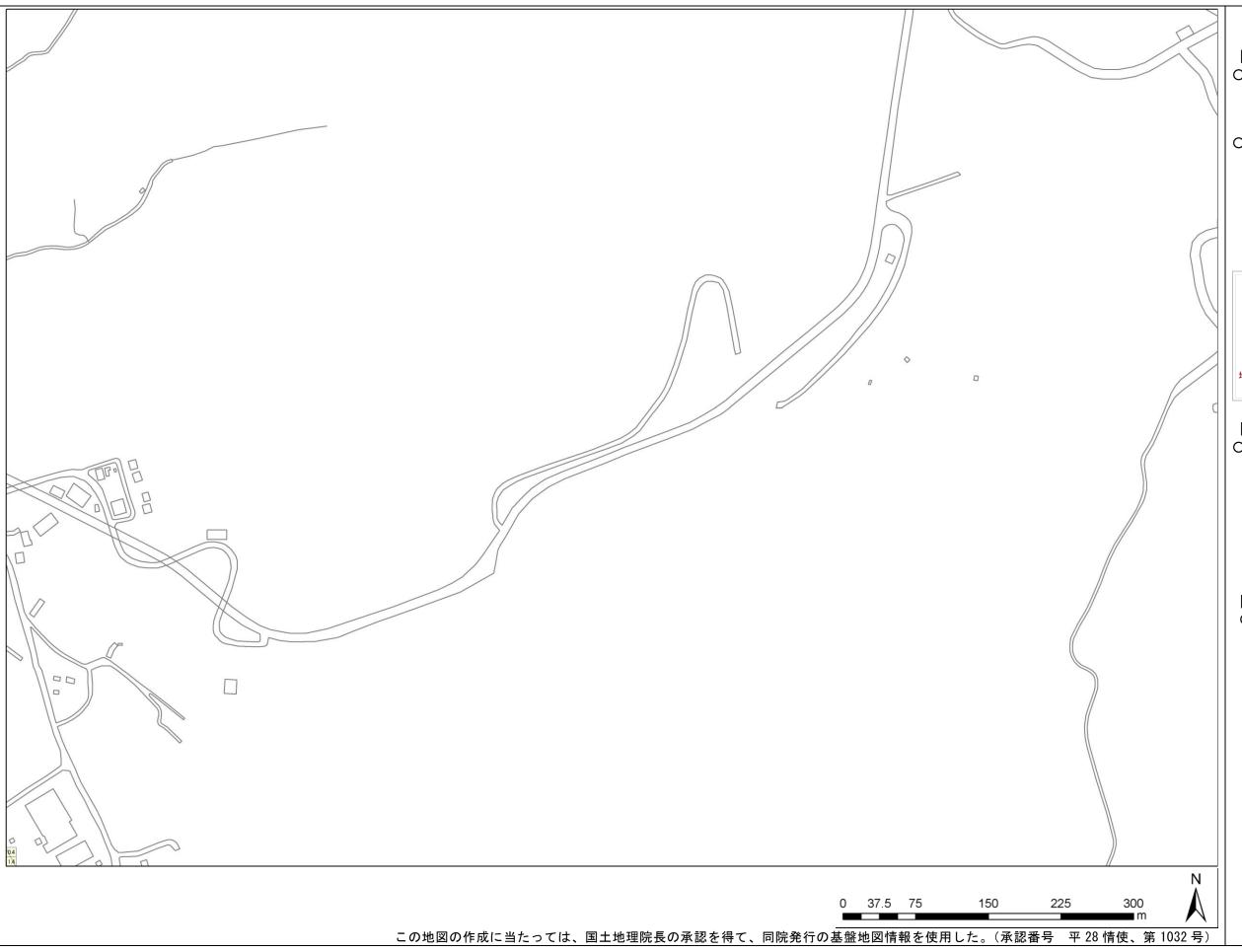
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

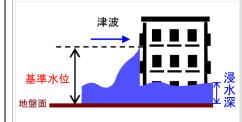
基準水位(案)(隠岐の島町)(36)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



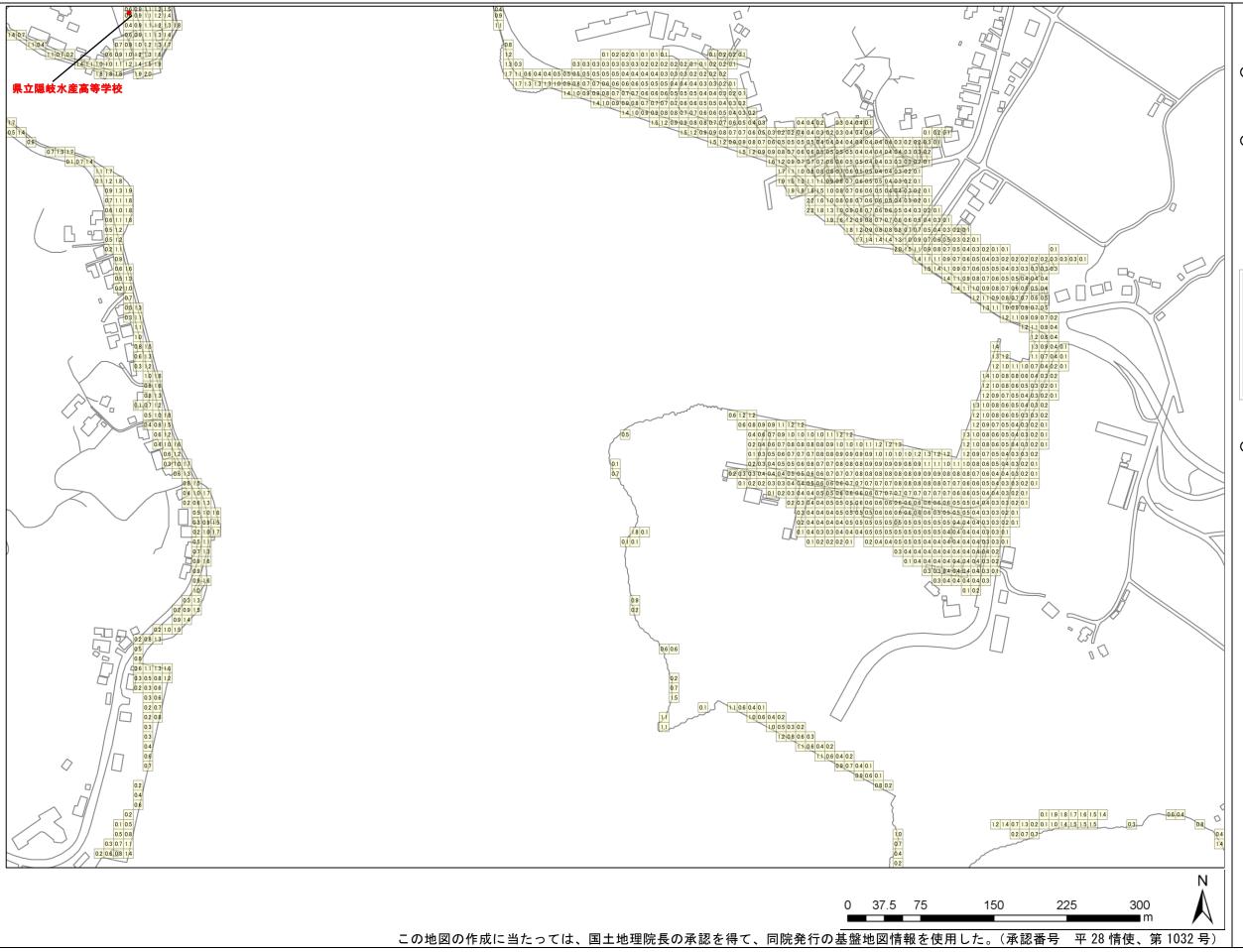
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

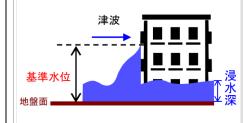
基準水位(案)(隠岐の島町)(37)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



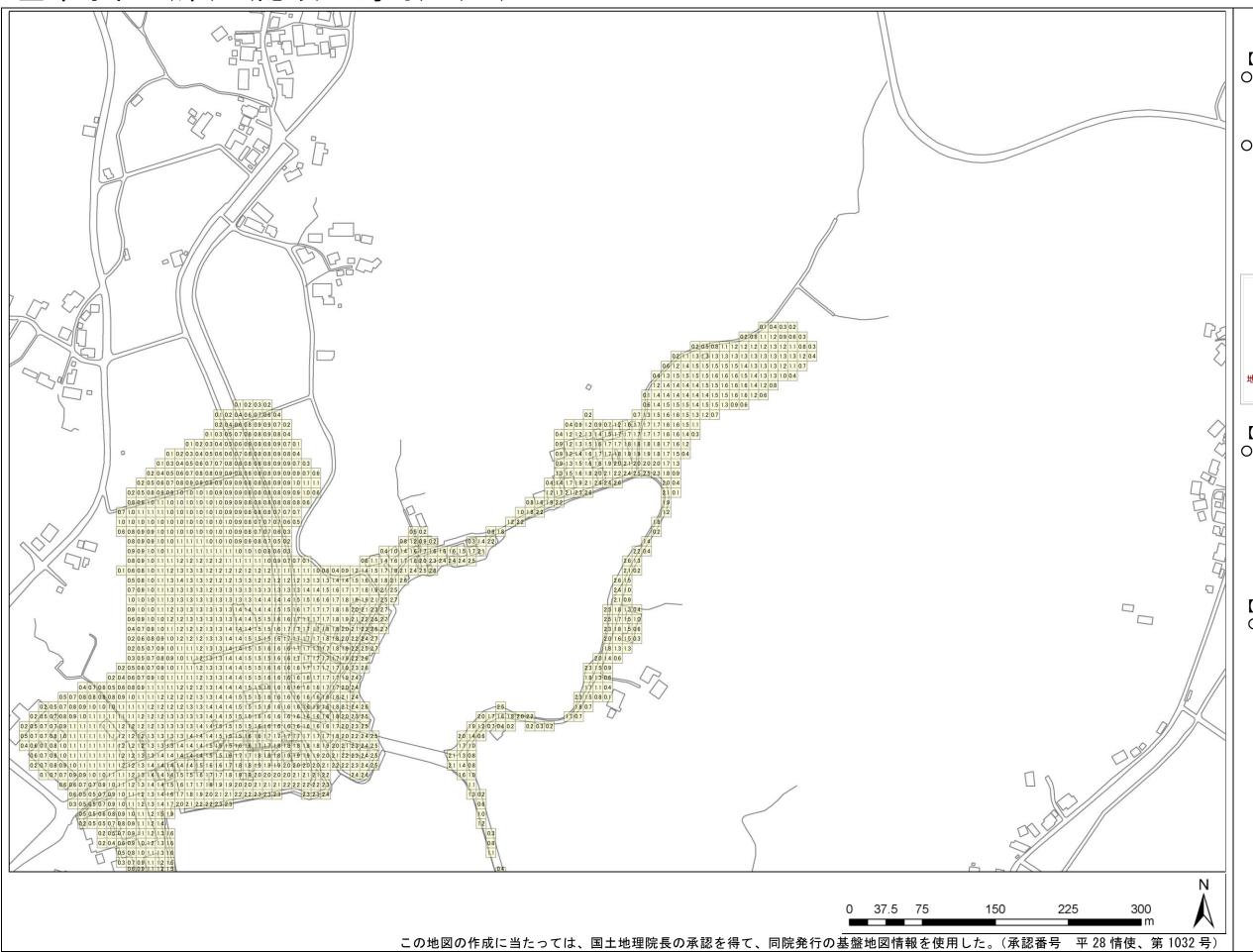
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

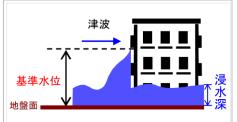
基準水位(案)(隠岐の島町)(38)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



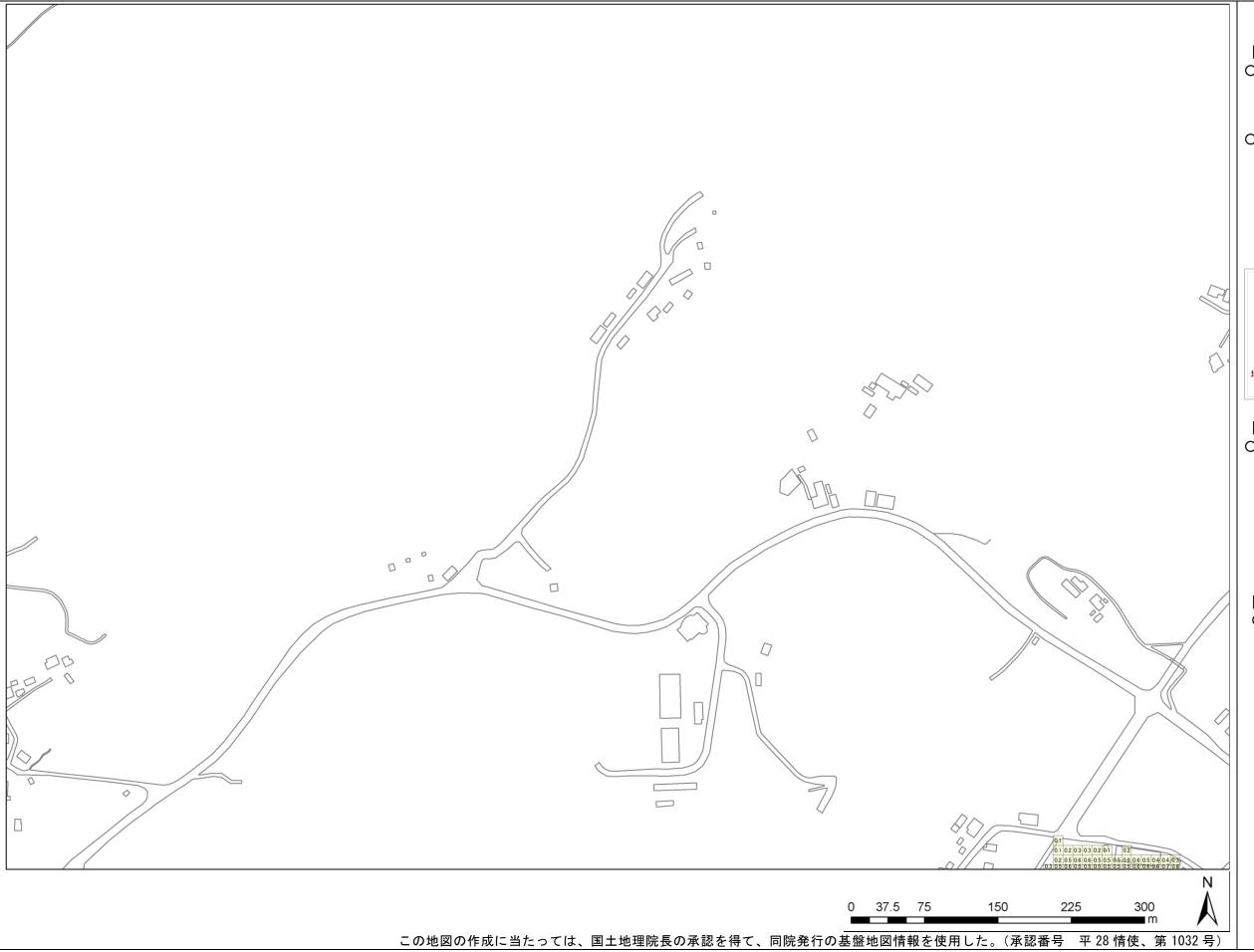
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

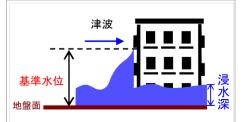
基準水位(案)(隠岐の島町)(39)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



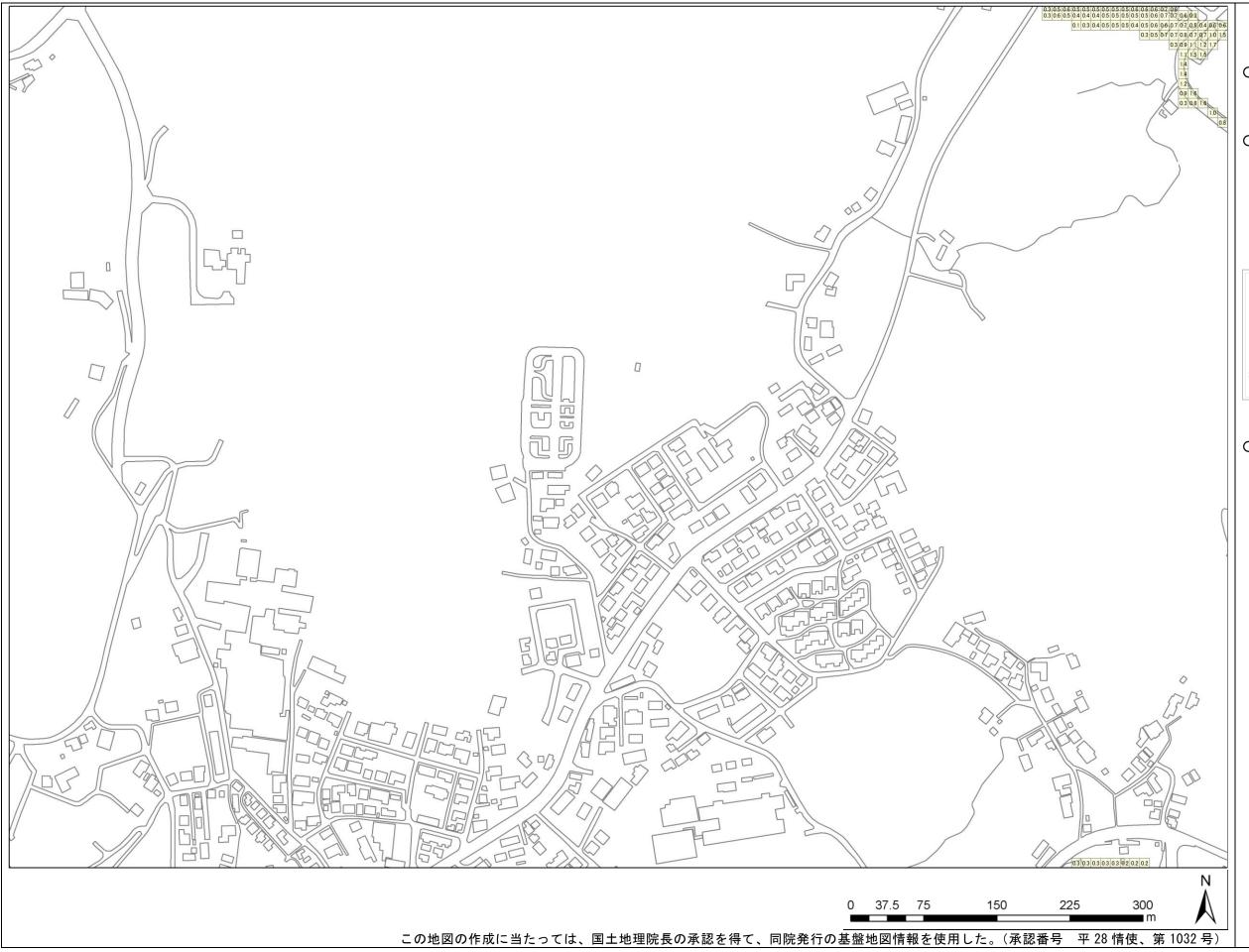
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

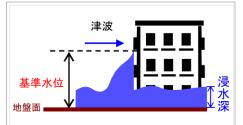
基準水位(案)(隠岐の島町)(40)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ (メートル単 位)で表示しています。



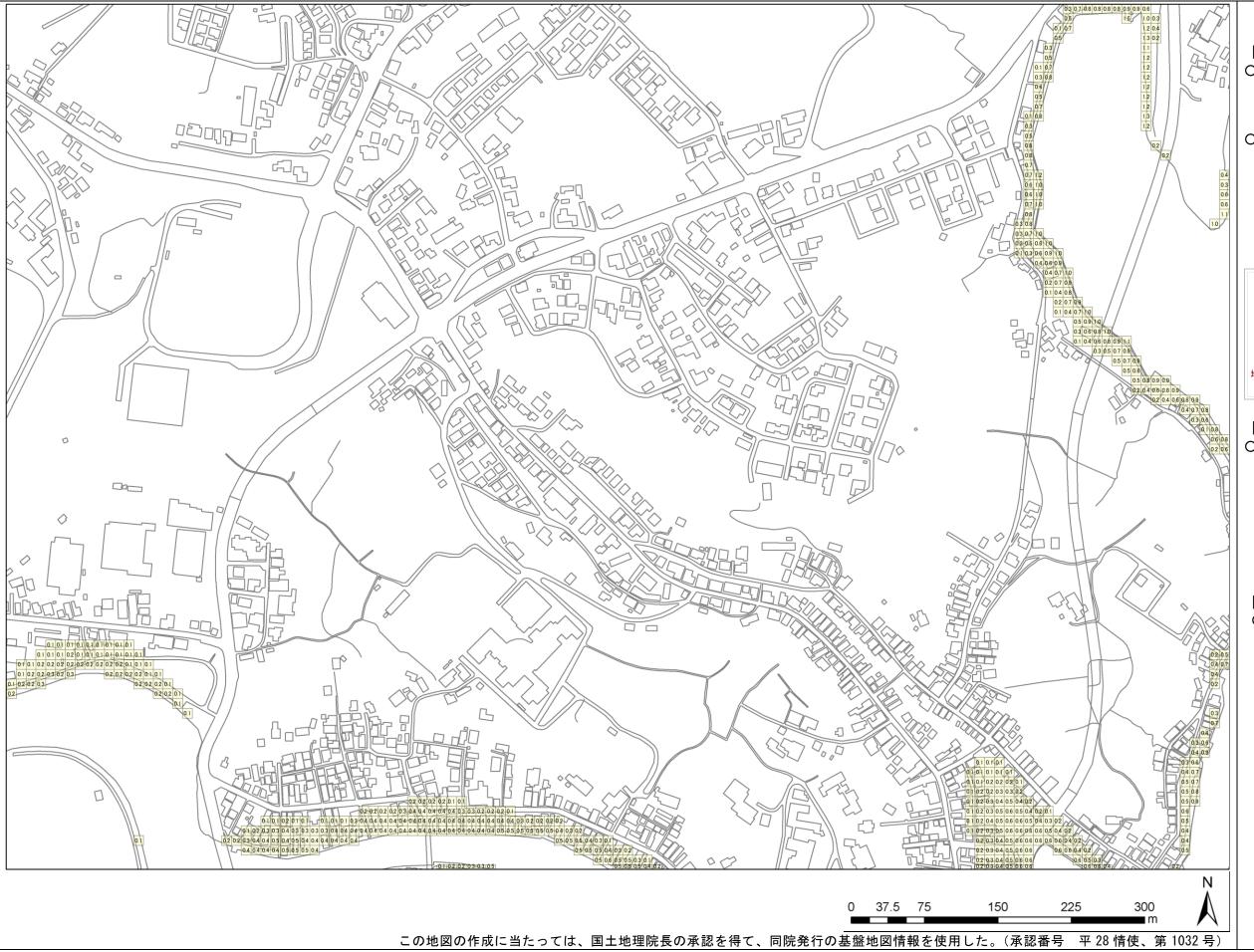
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

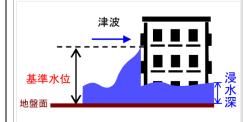
基準水位(案)(隠岐の島町)(41)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



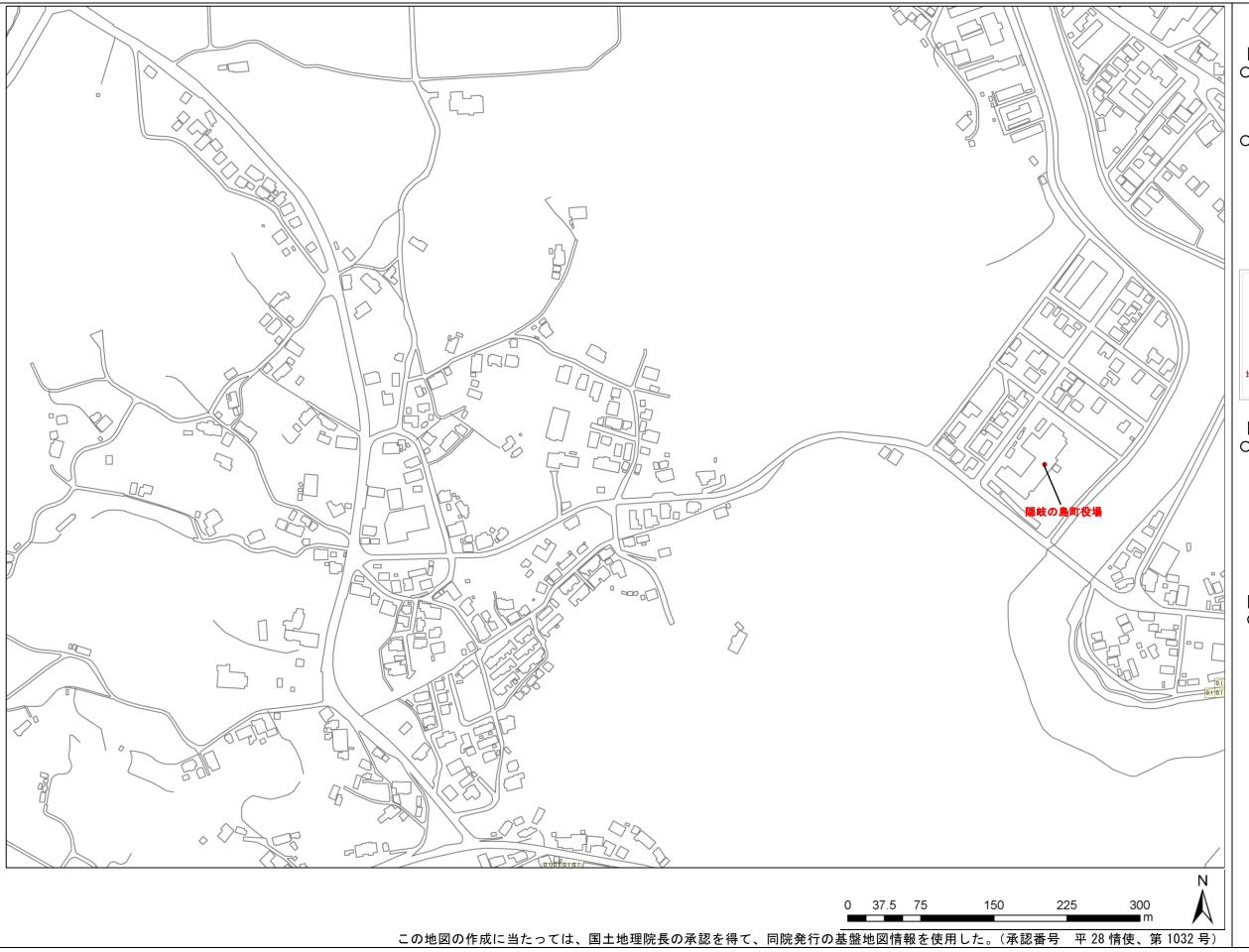
【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

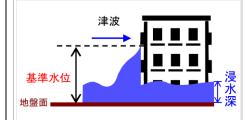
基準水位(案)(隠岐の島町)(42)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



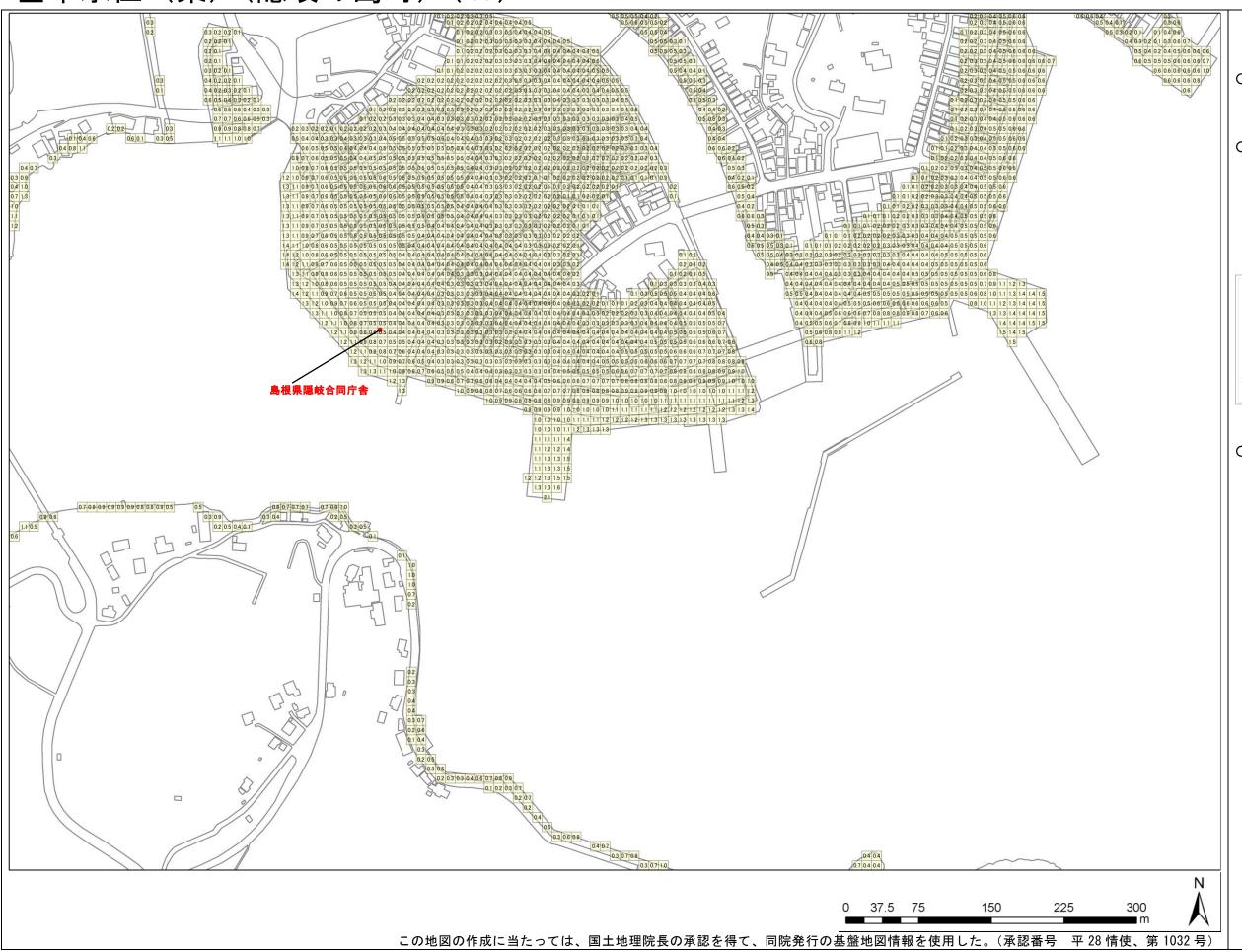
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

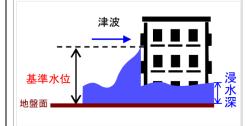
基準水位(案)(隠岐の島町)(43)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



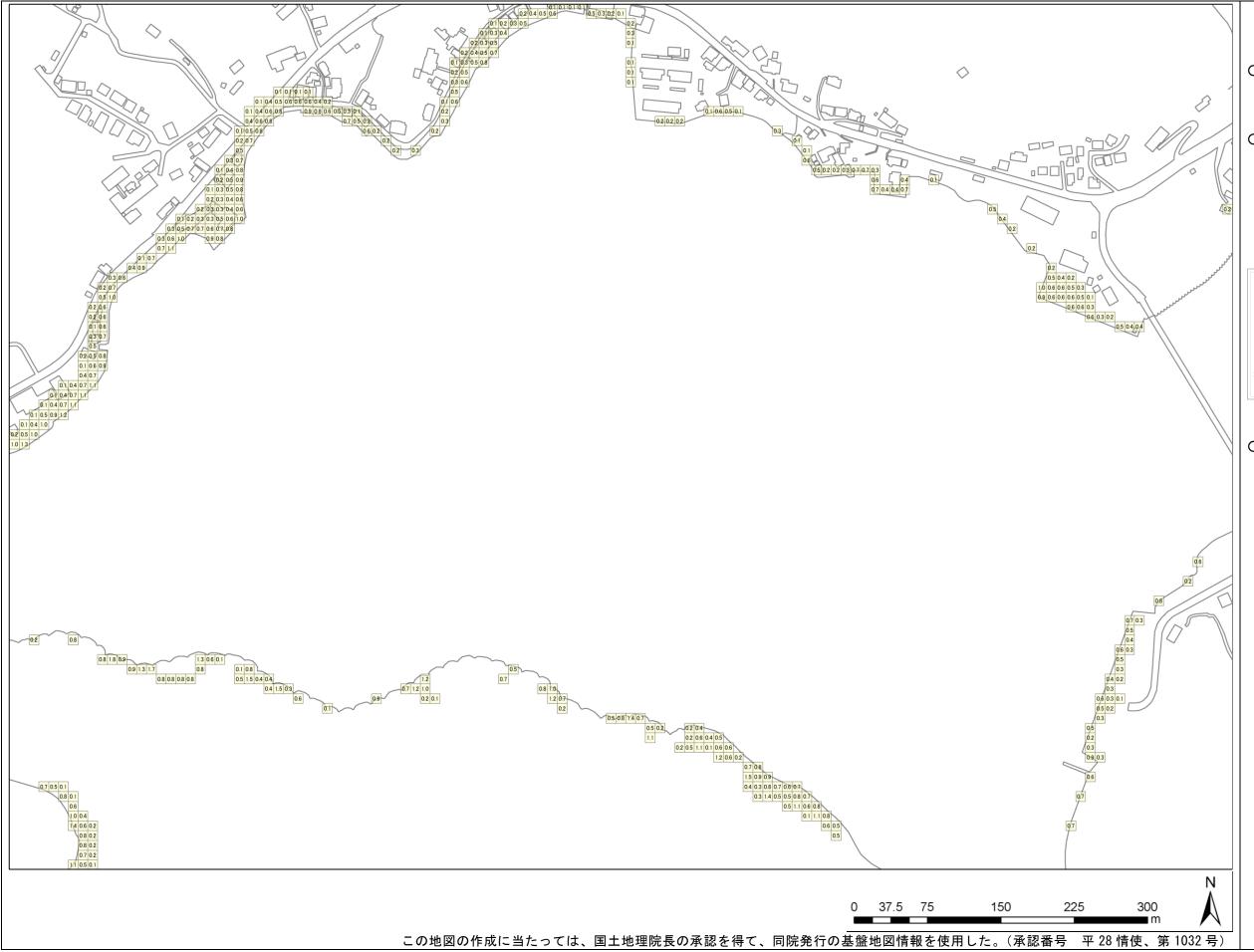
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

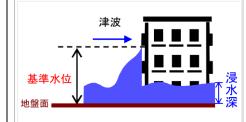
基準水位(案)(隠岐の島町)(44)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



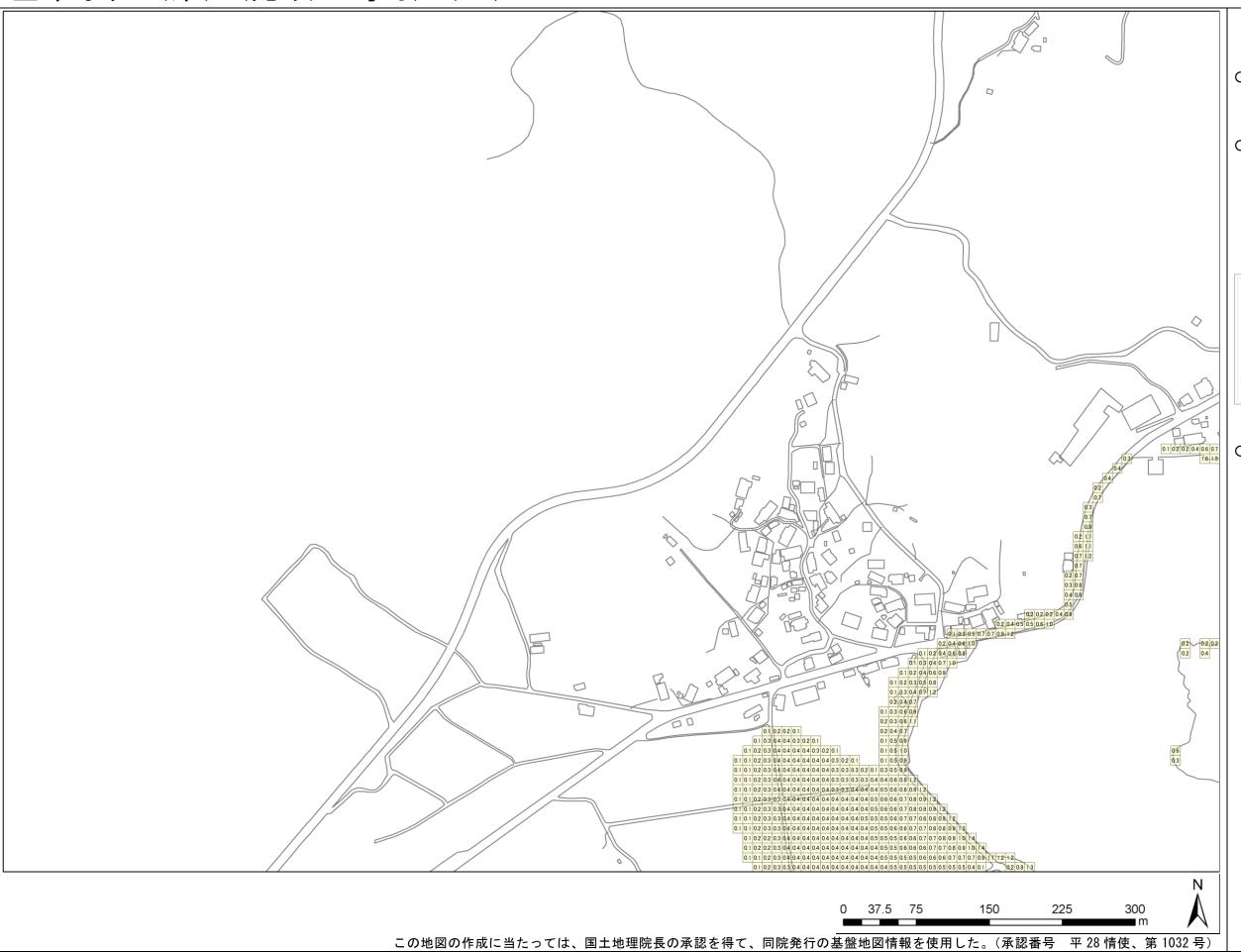
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

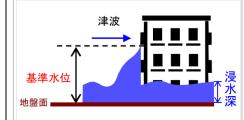
基準水位(案)(隠岐の島町)(45)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



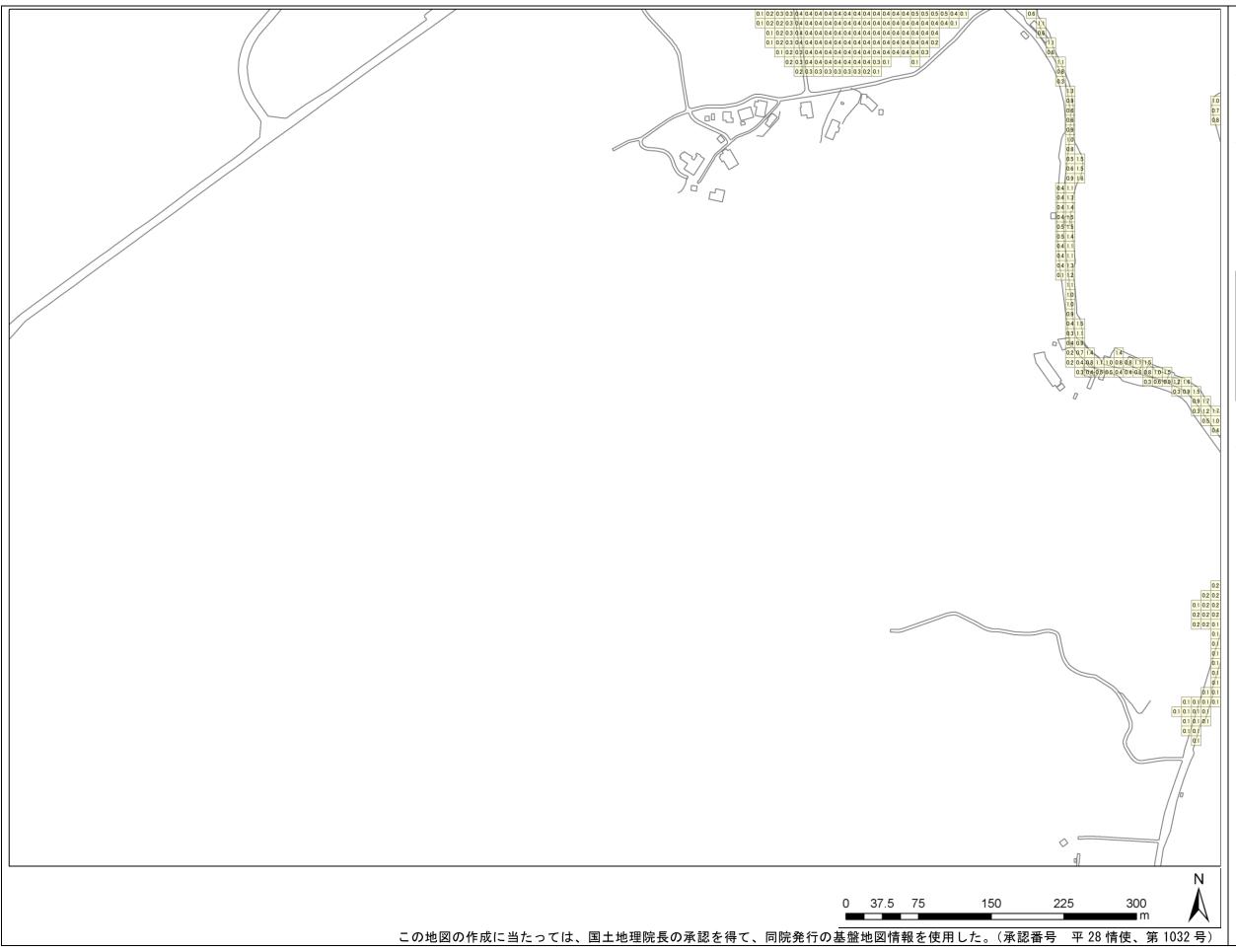
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

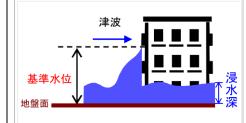
基準水位(案)(隠岐の島町)(46)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



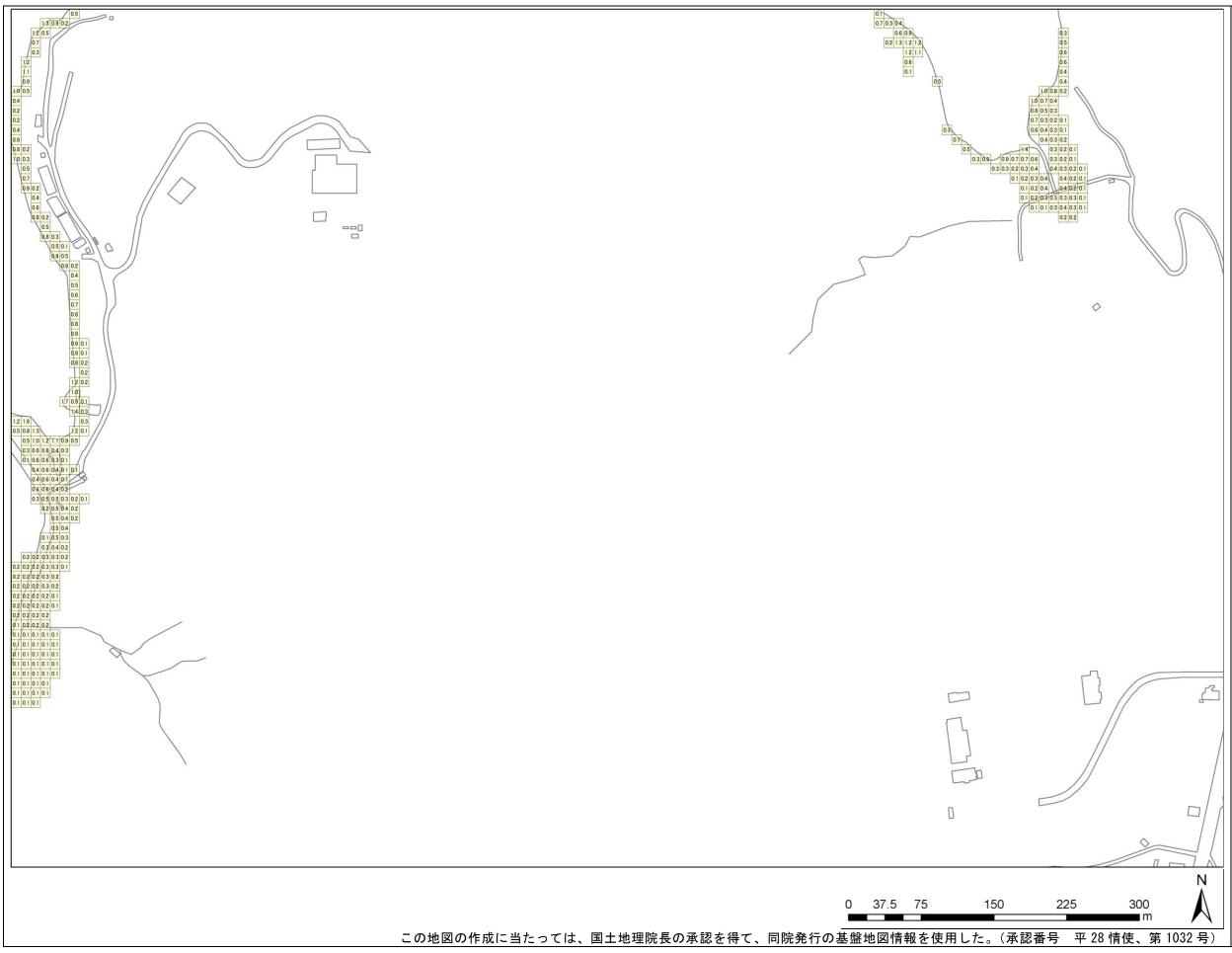
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

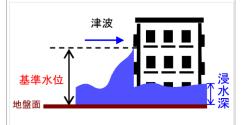
基準水位(案)(隠岐の島町)(47)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



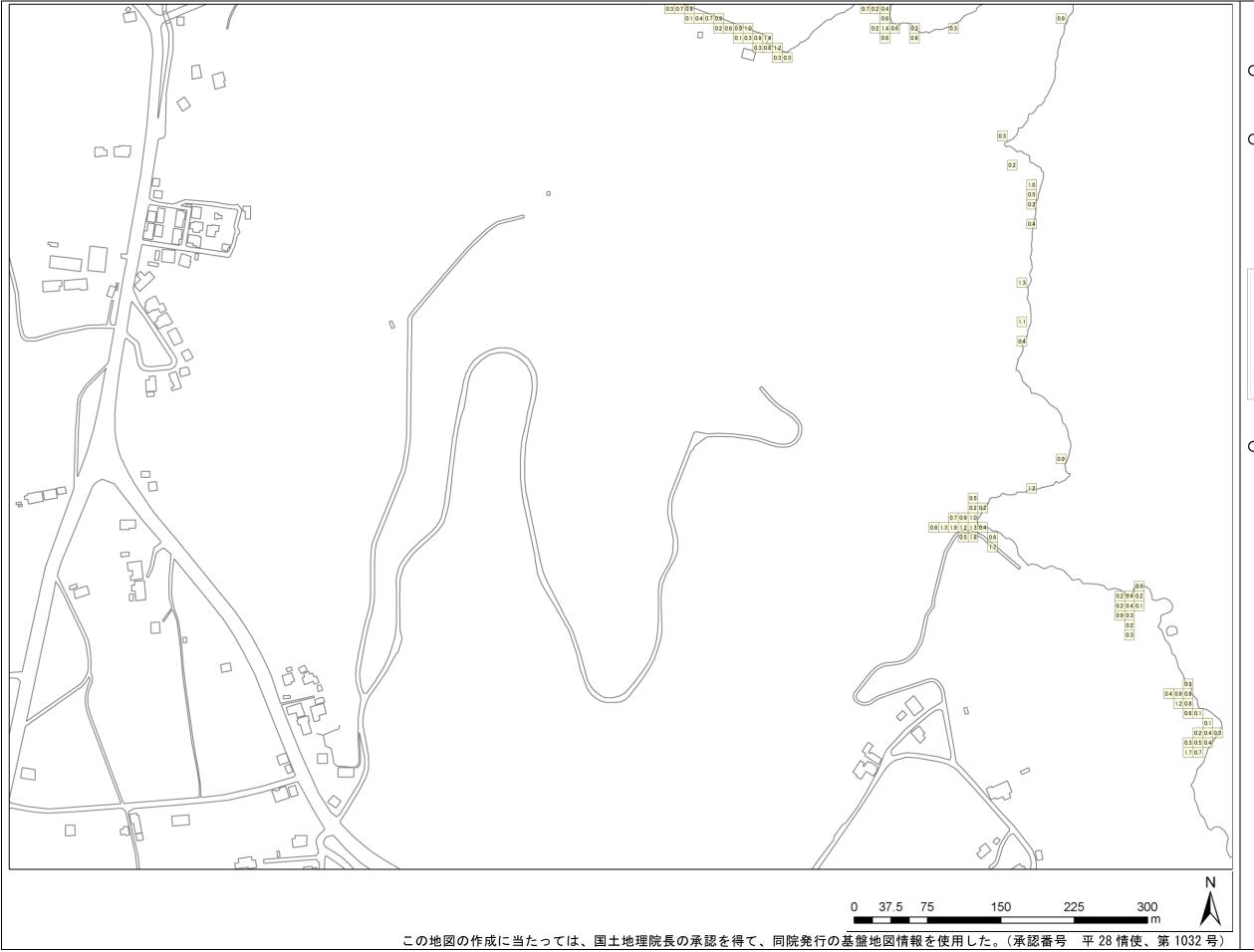
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

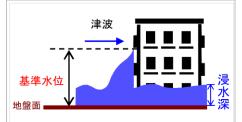
基準水位(案)(隠岐の島町)(48)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



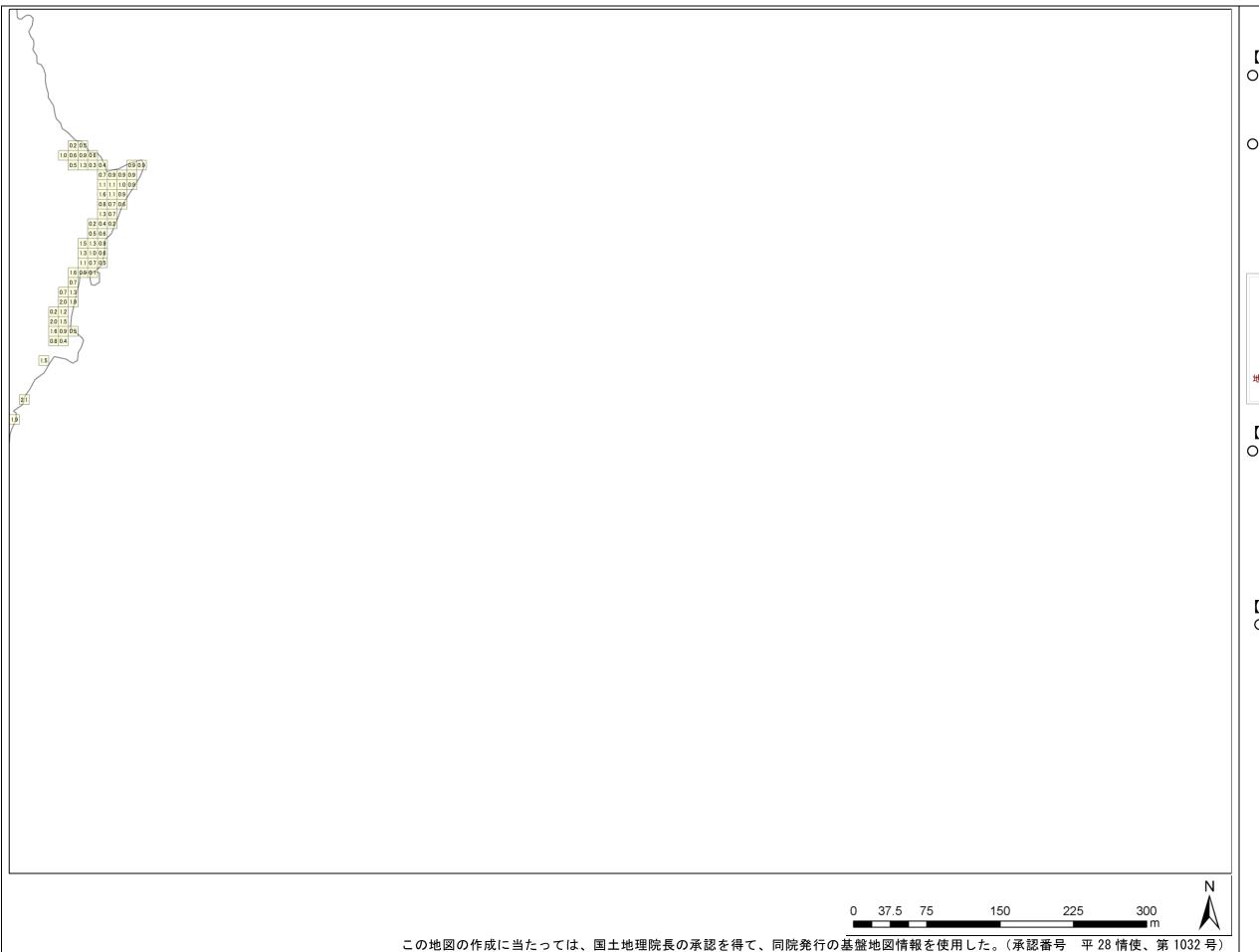
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

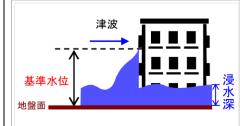
基準水位(案)(隠岐の島町)(49)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



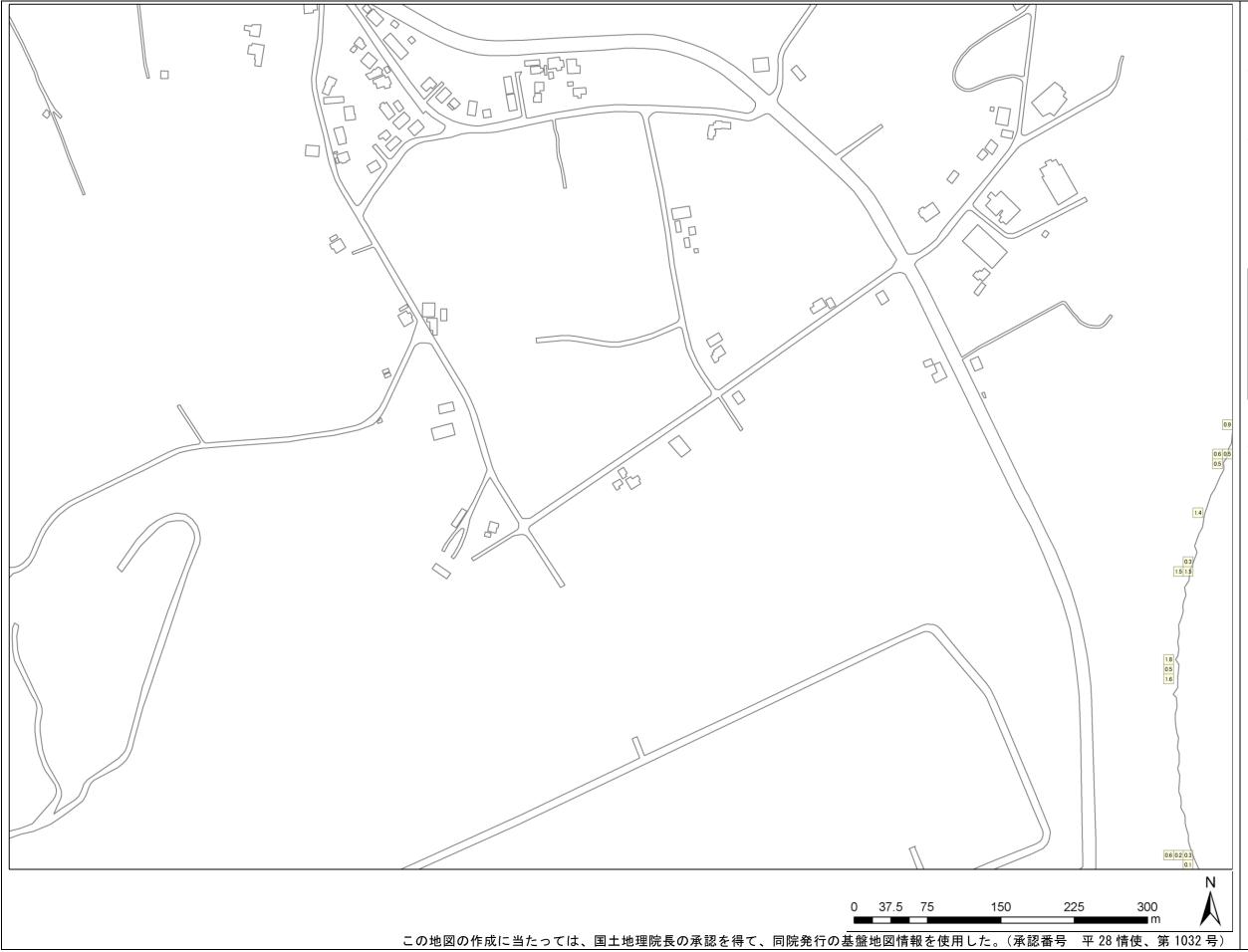
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

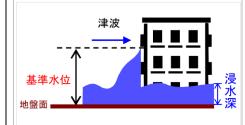
基準水位(案)(隠岐の島町)(50)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



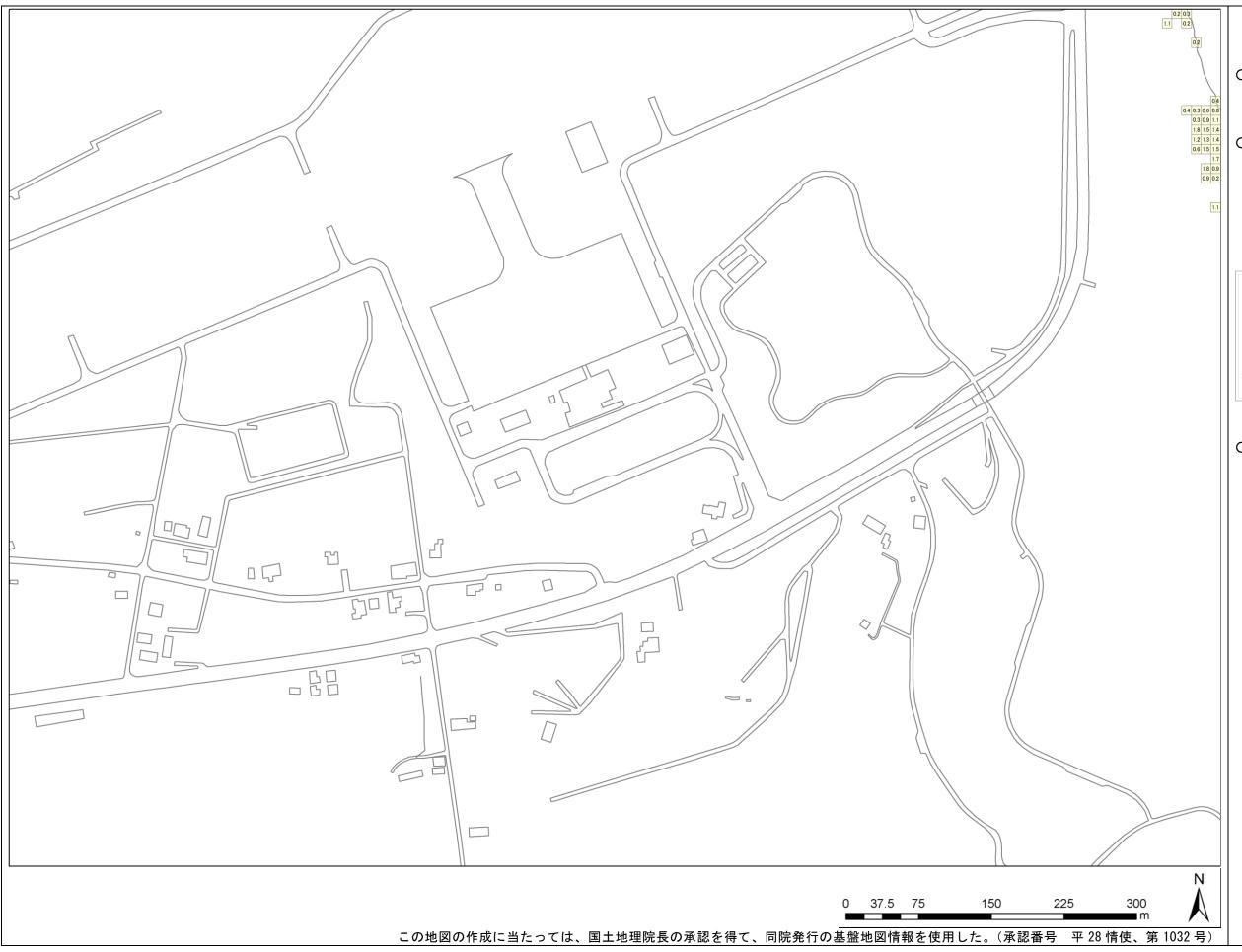
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

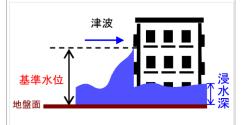
基準水位(案)(隠岐の島町)(51)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



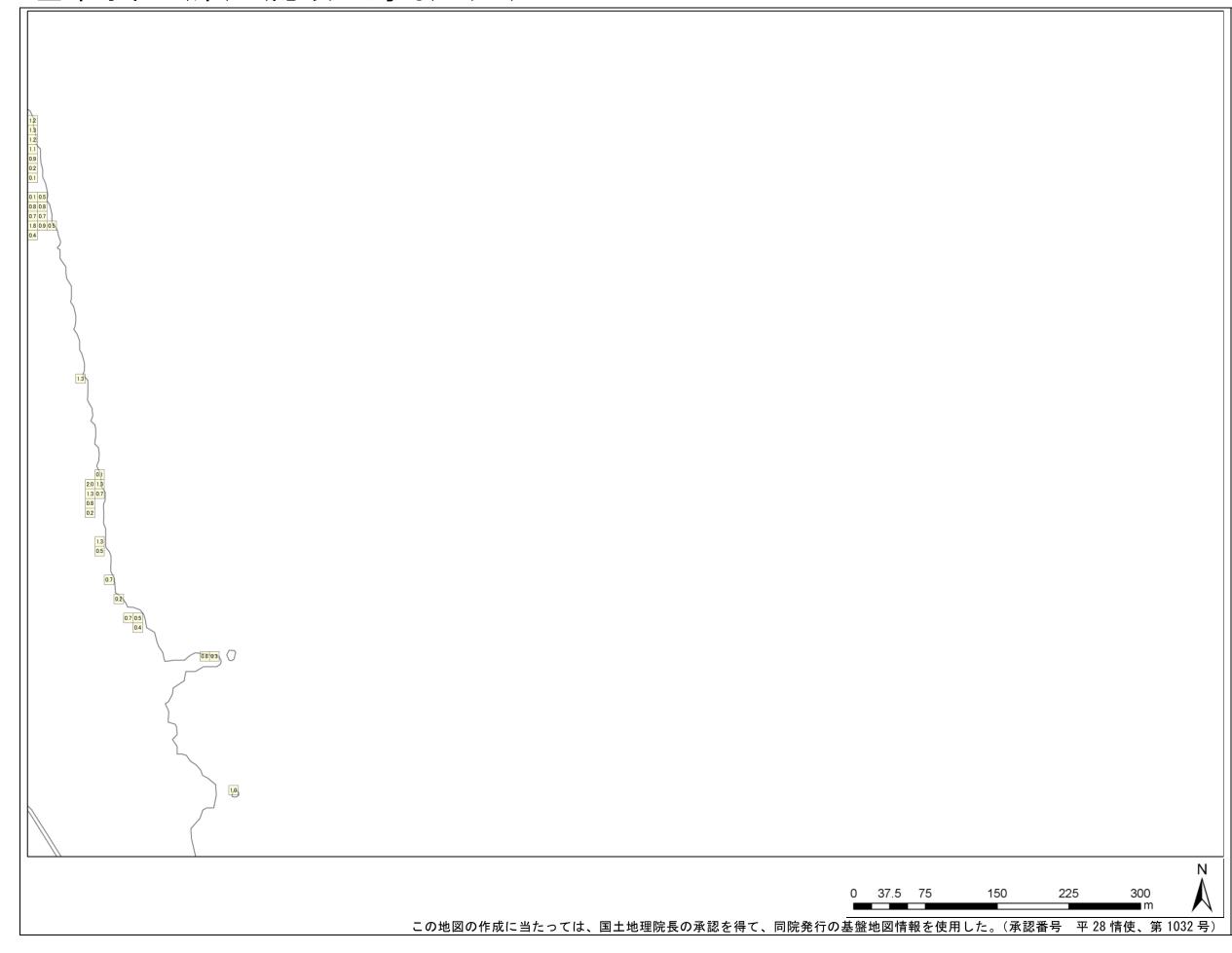
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

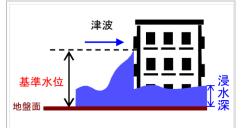
基準水位(案)(隠岐の島町)(52)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



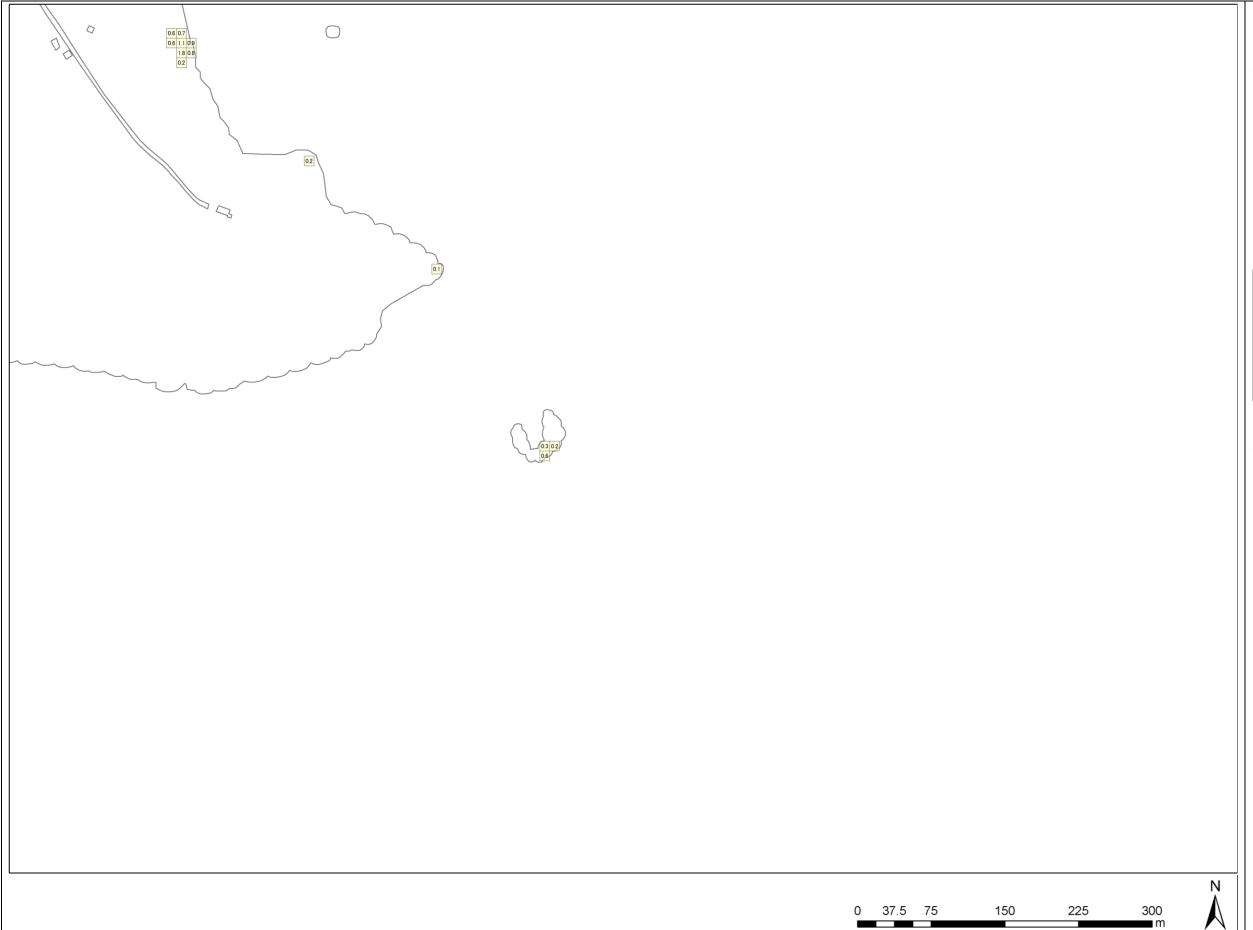
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(53)

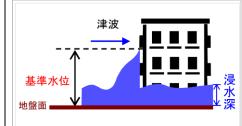


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 28 情使、第 1032 号)

<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



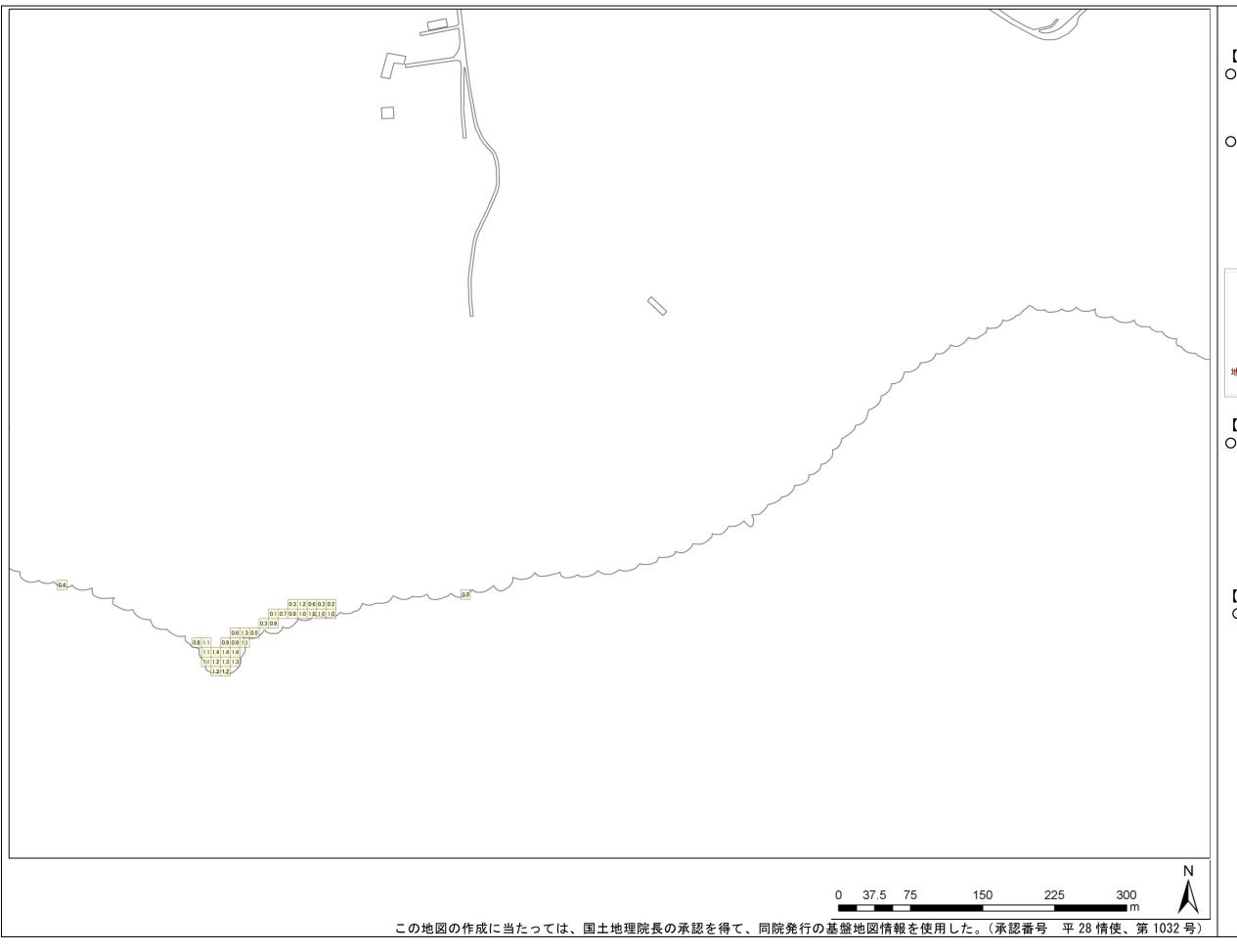
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

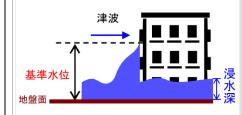
基準水位(案)(隠岐の島町)(54)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



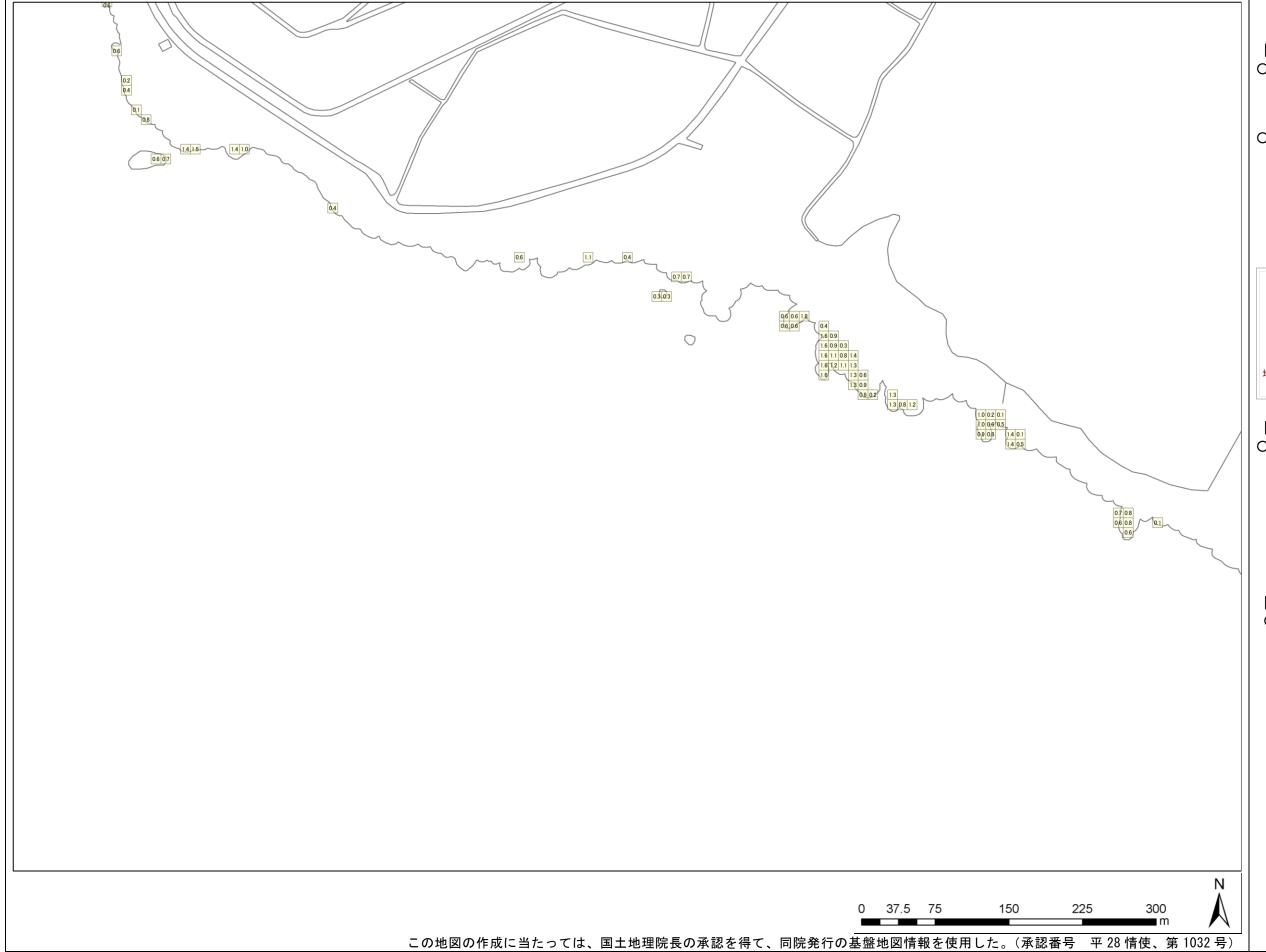
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

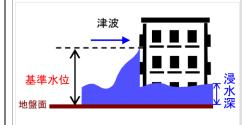
基準水位(案)(隠岐の島町)(55)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



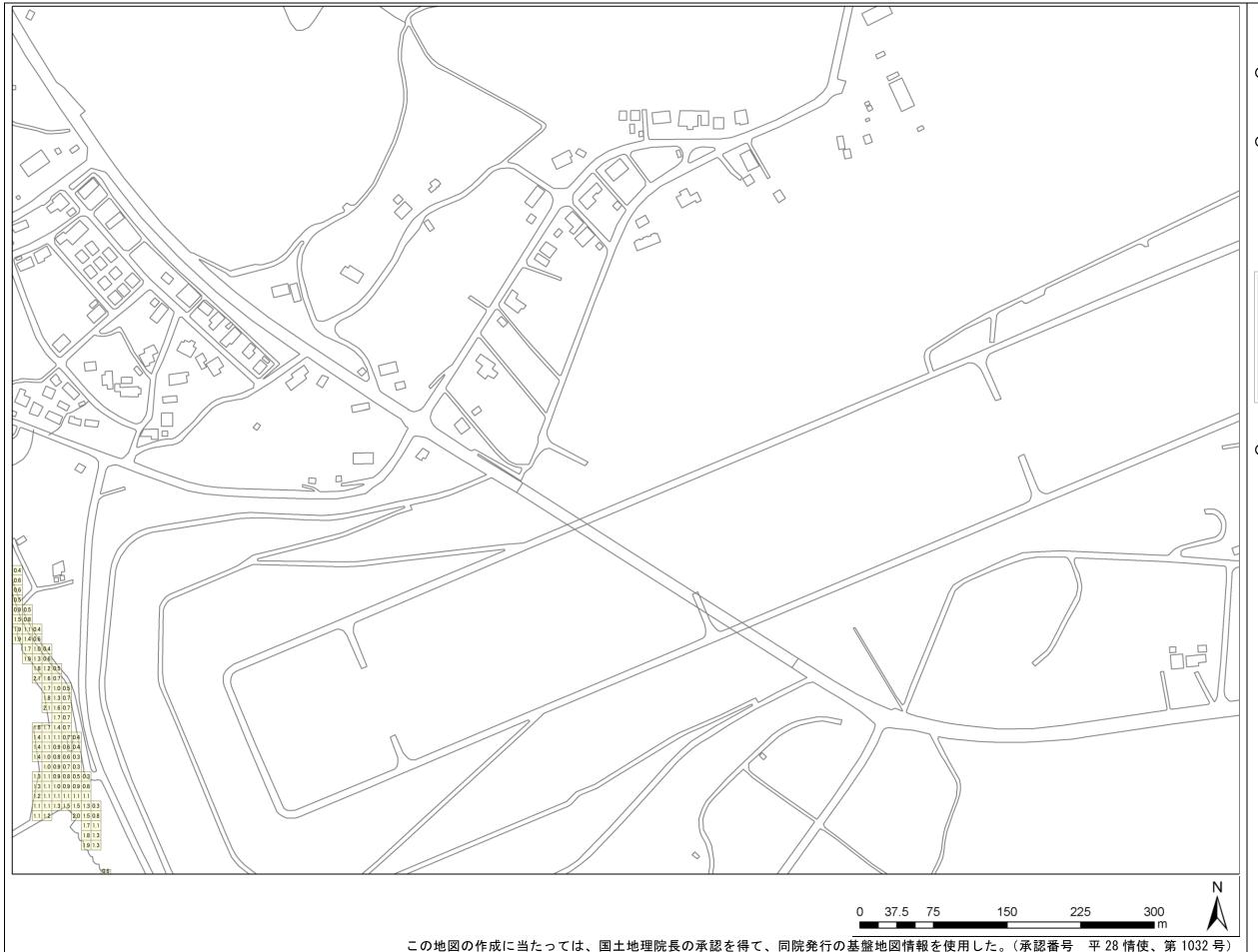
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

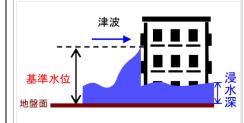
基準水位(案)(隠岐の島町)(56)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

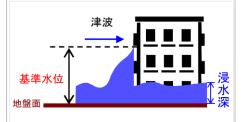
基準水位(案)(隠岐の島町)(57)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



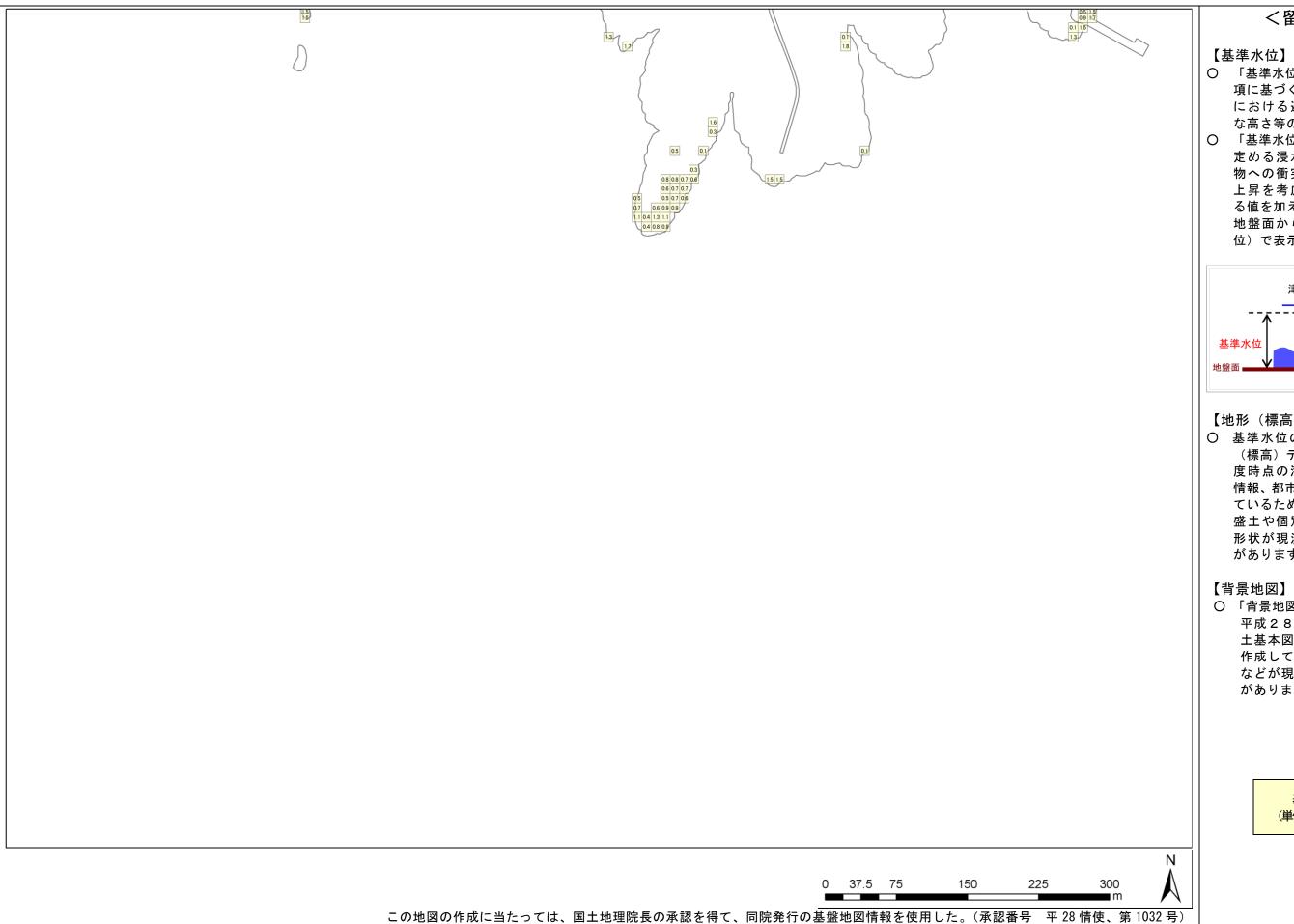
【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

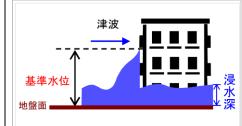
〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(58)



<留意事項>

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高) データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

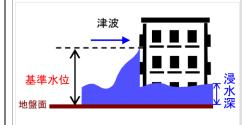
基準水位(案)(隠岐の島町)(59)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



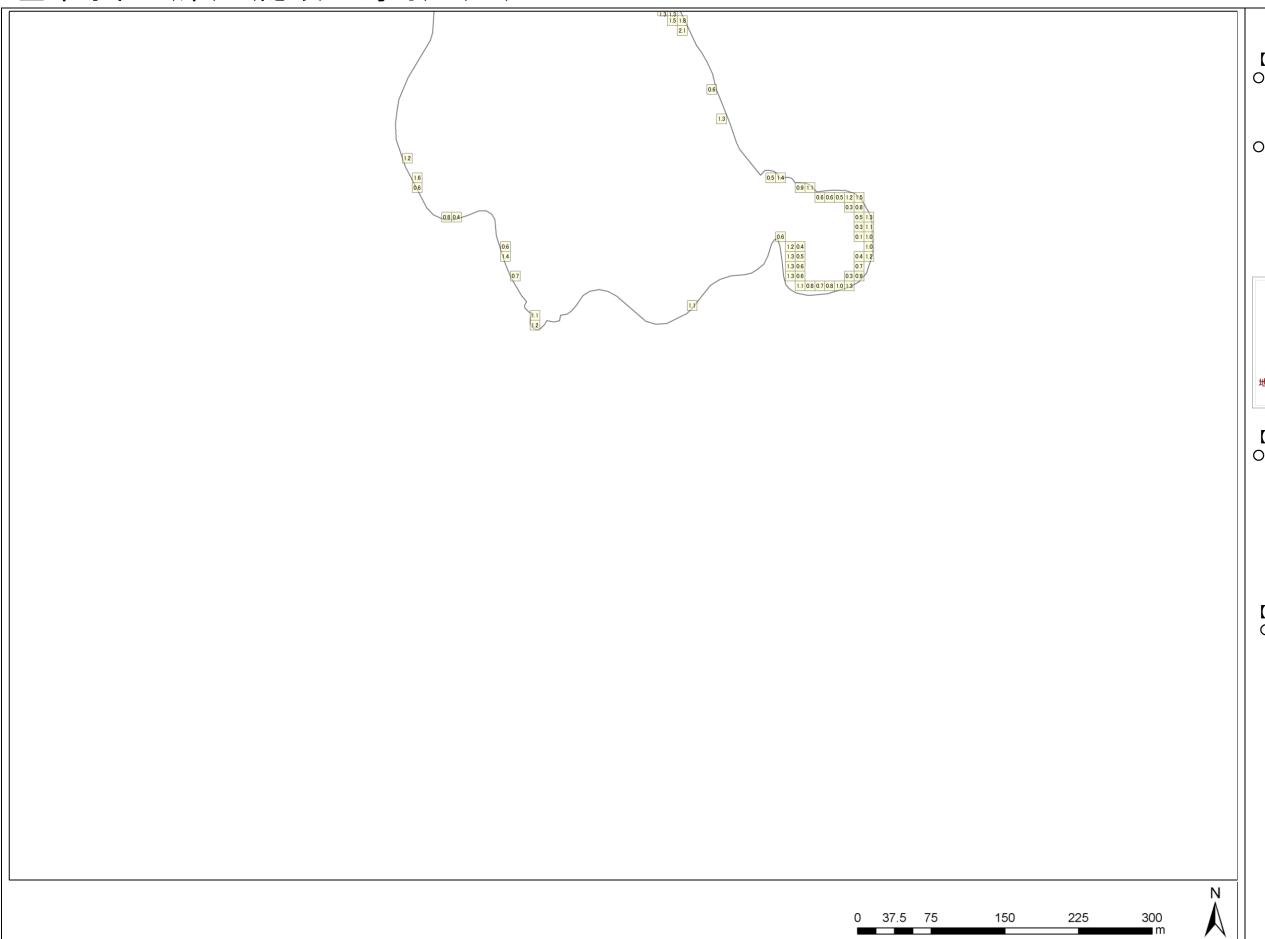
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(60)

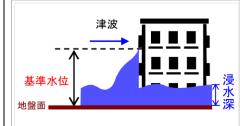


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 28 情使、第 1032 号)

<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



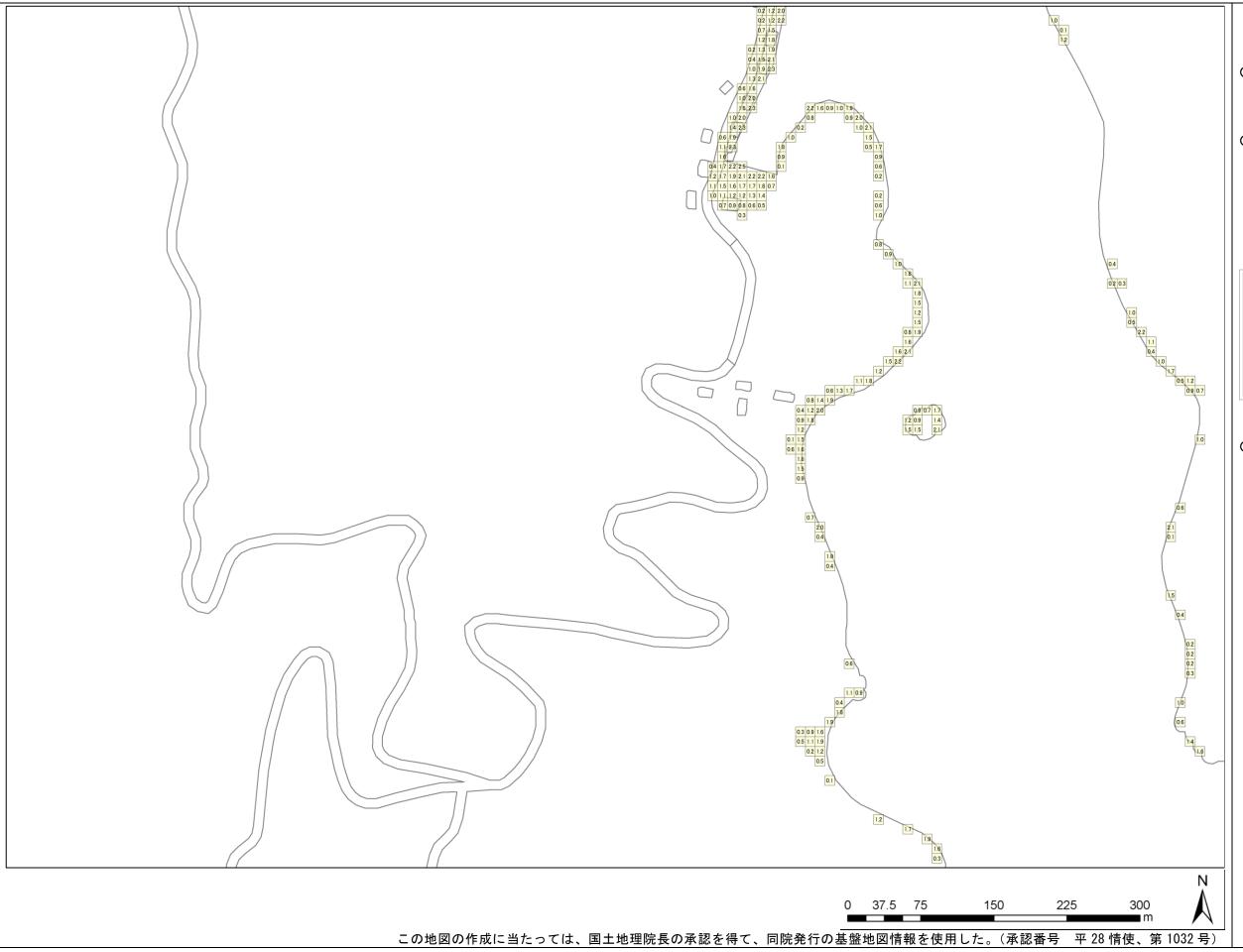
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

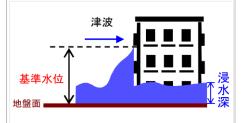
基準水位(案)(隠岐の島町)(61)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



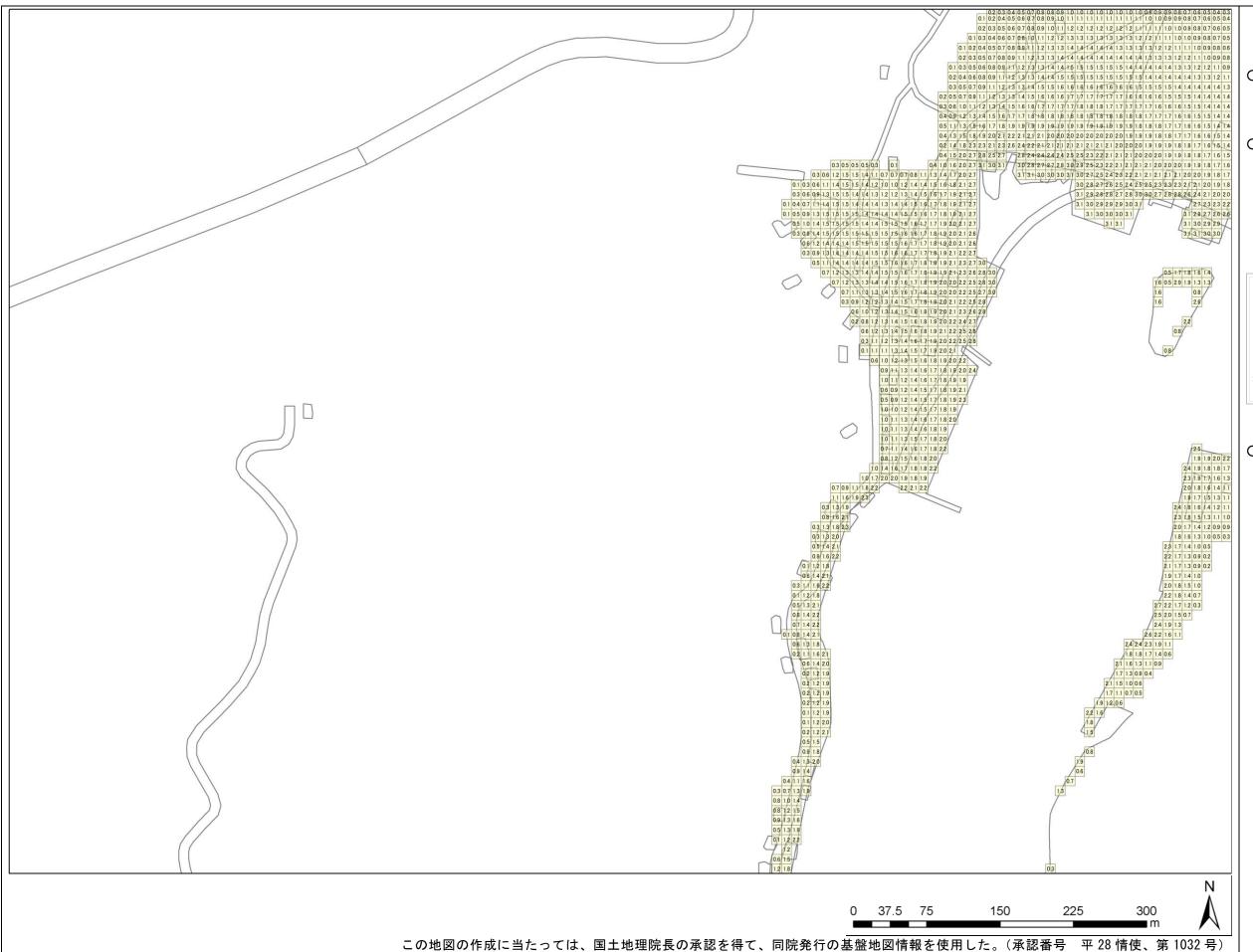
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

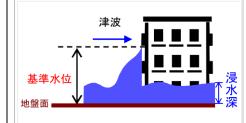
基準水位(案)(隠岐の島町)(62)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

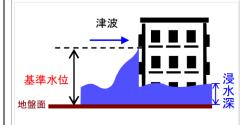
基準水位(案)(隠岐の島町)(63)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

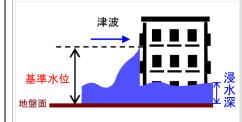
基準水位(案)(隠岐の島町)(64)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



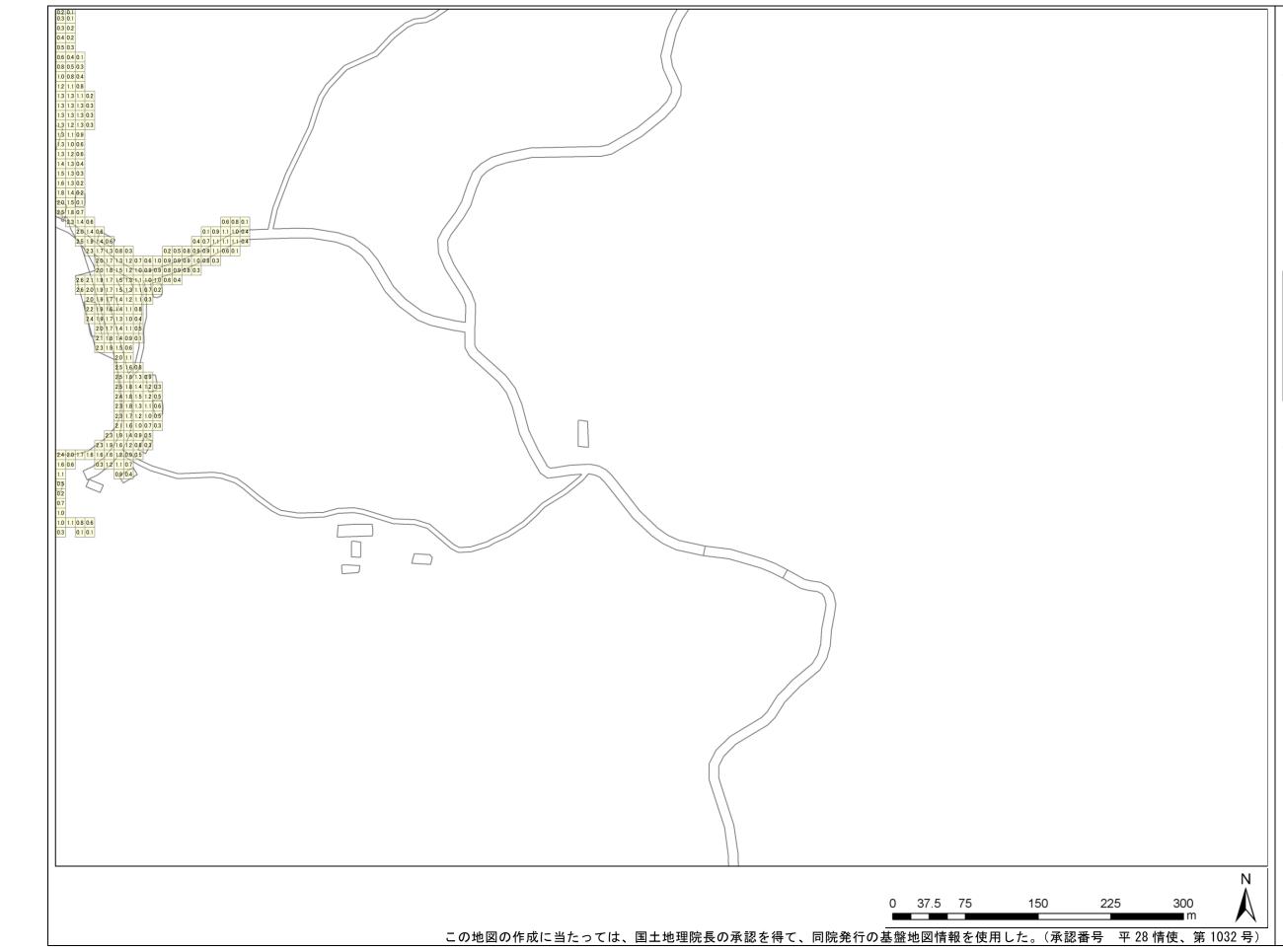
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

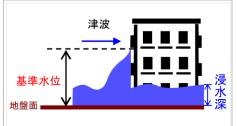
基準水位(案)(隠岐の島町)(65)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



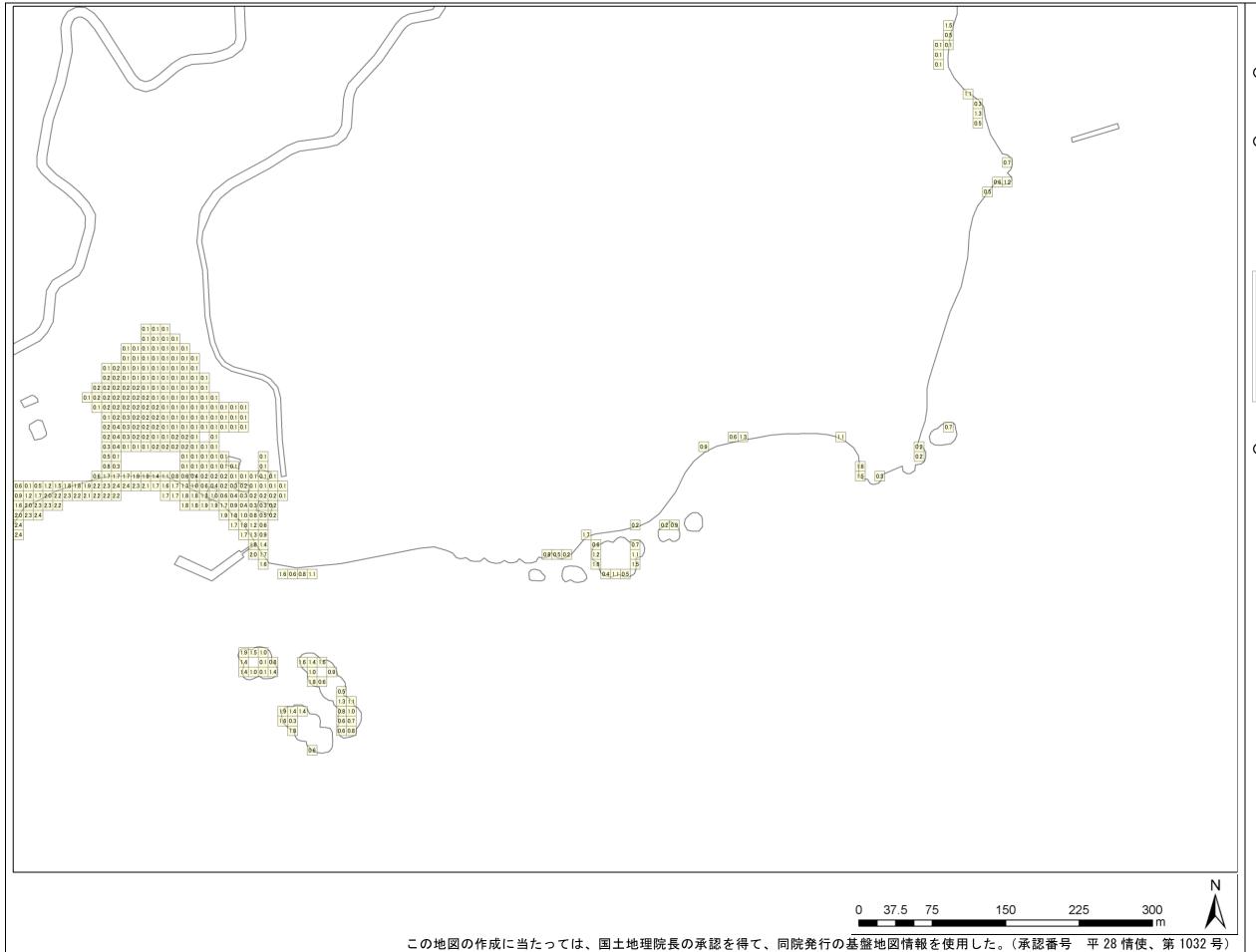
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

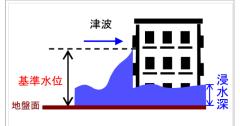
基準水位(案)(隠岐の島町)(66)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



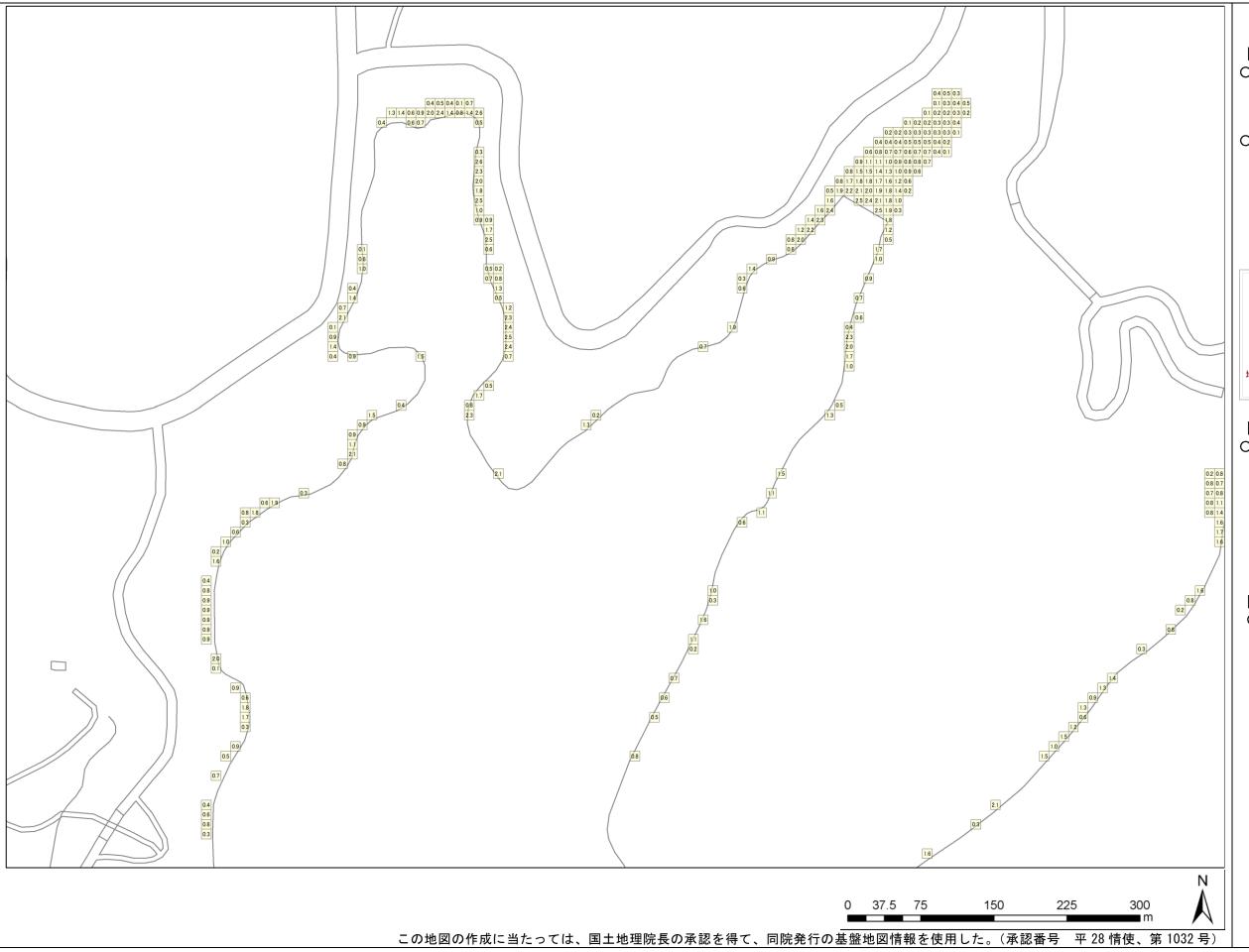
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

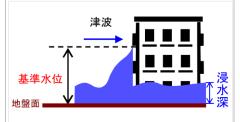
基準水位(案)(隠岐の島町)(67)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



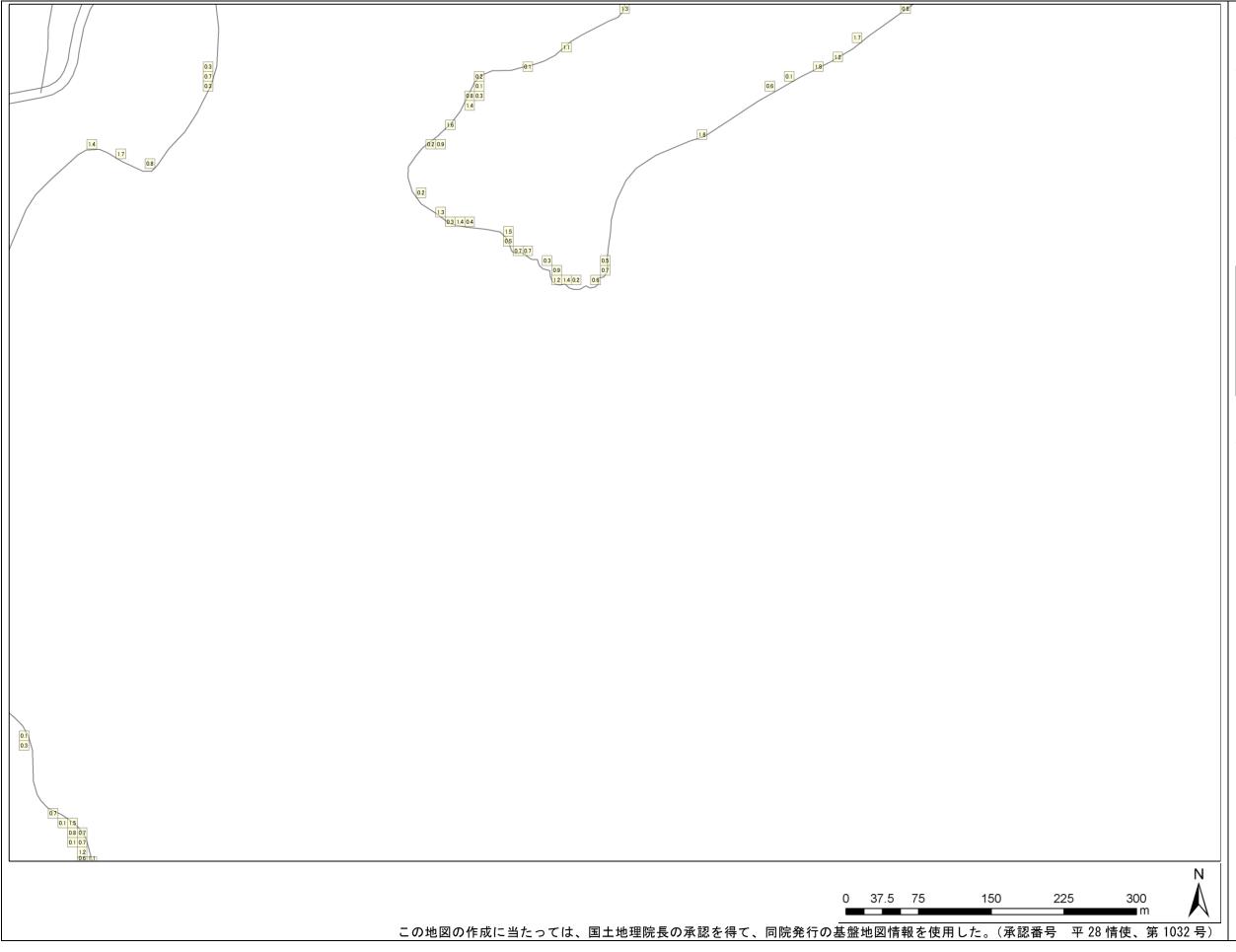
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

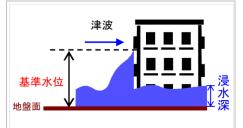
基準水位(案)(隠岐の島町)(68)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



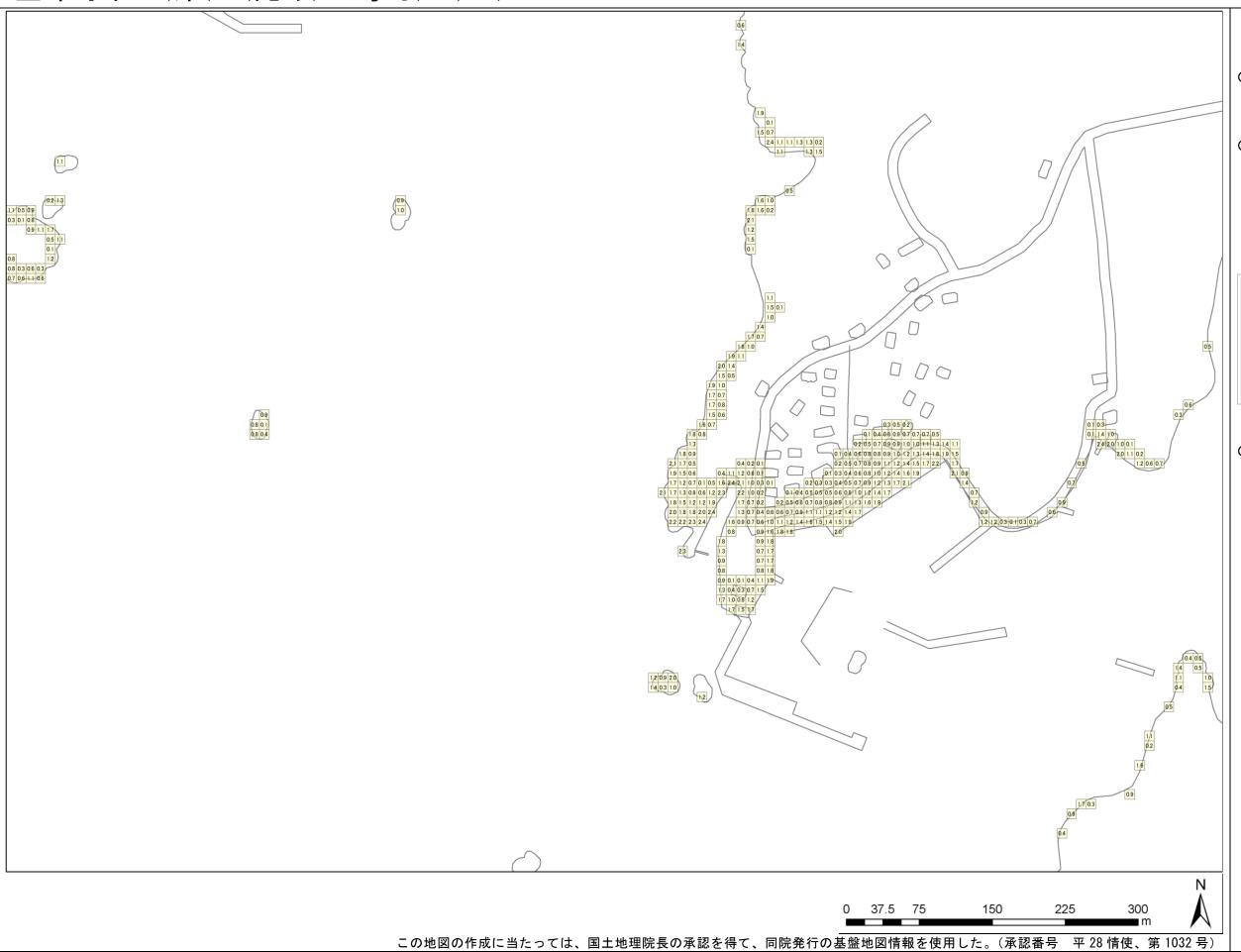
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

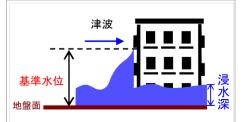
基準水位(案)(隠岐の島町)(69)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



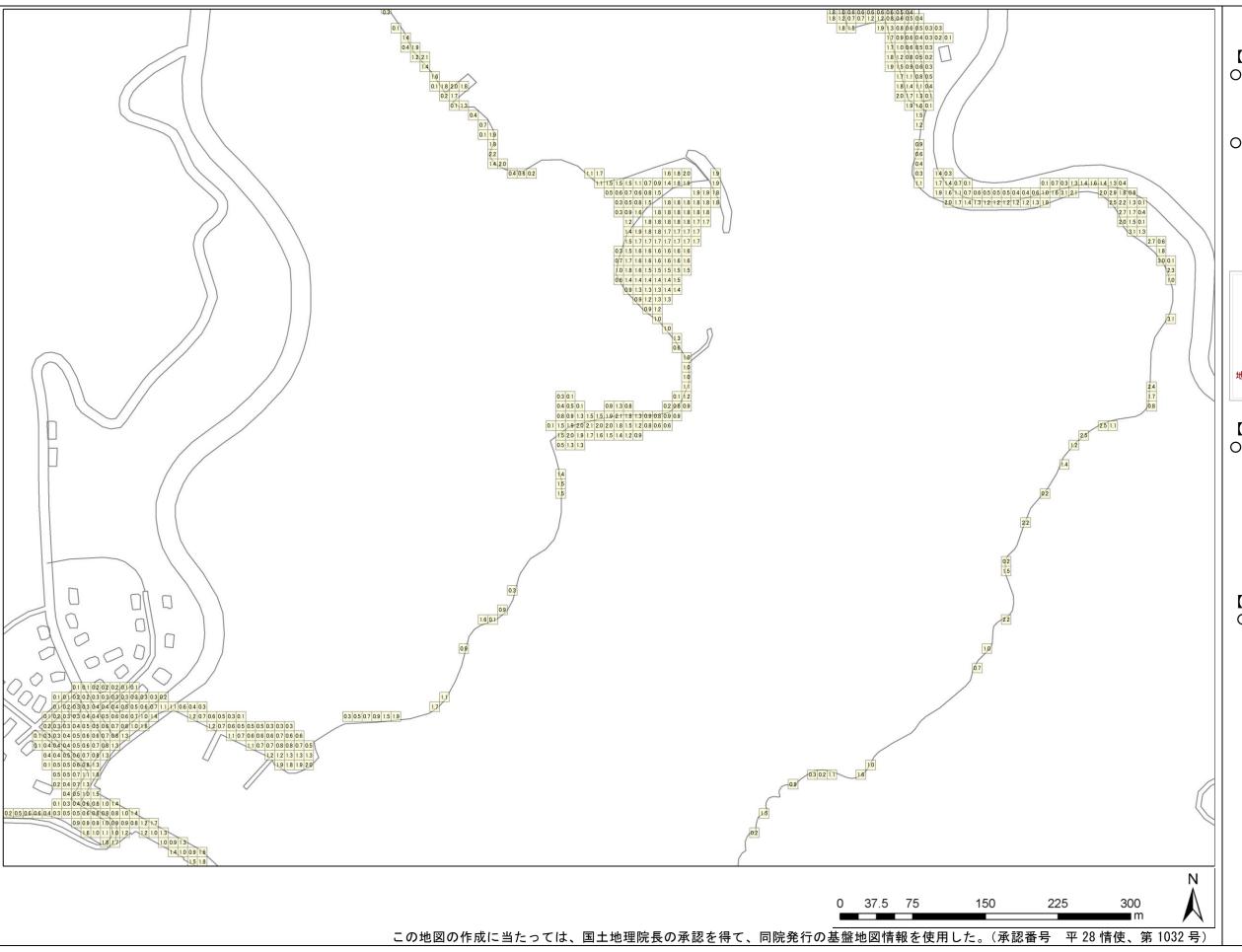
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

○ 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

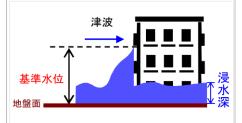
基準水位(案)(隠岐の島町)(70)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



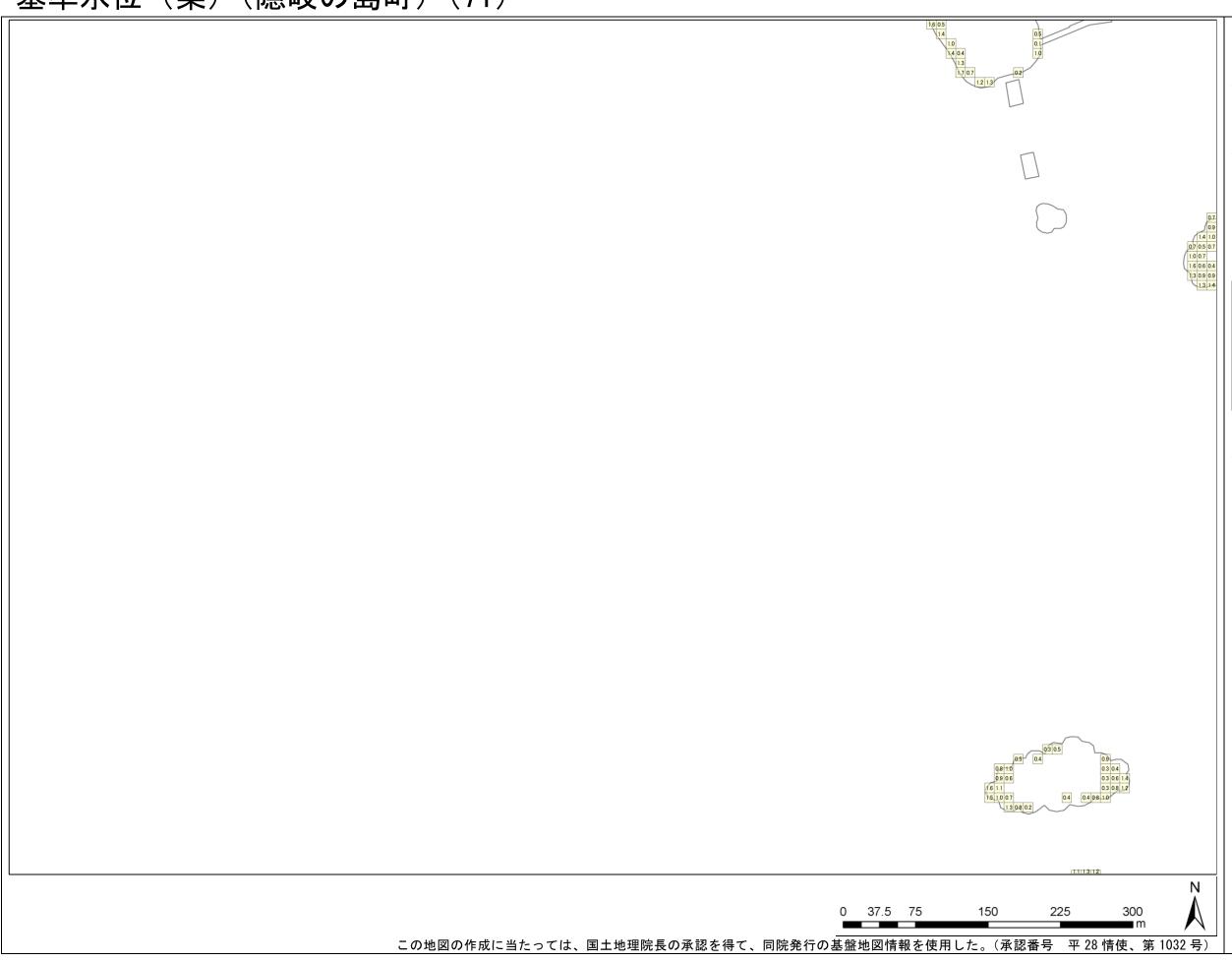
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

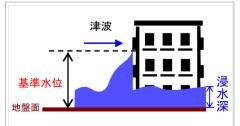
基準水位(案)(隠岐の島町)(71)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

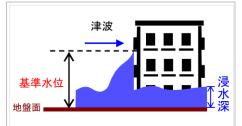
基準水位(案)(隠岐の島町)(72)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



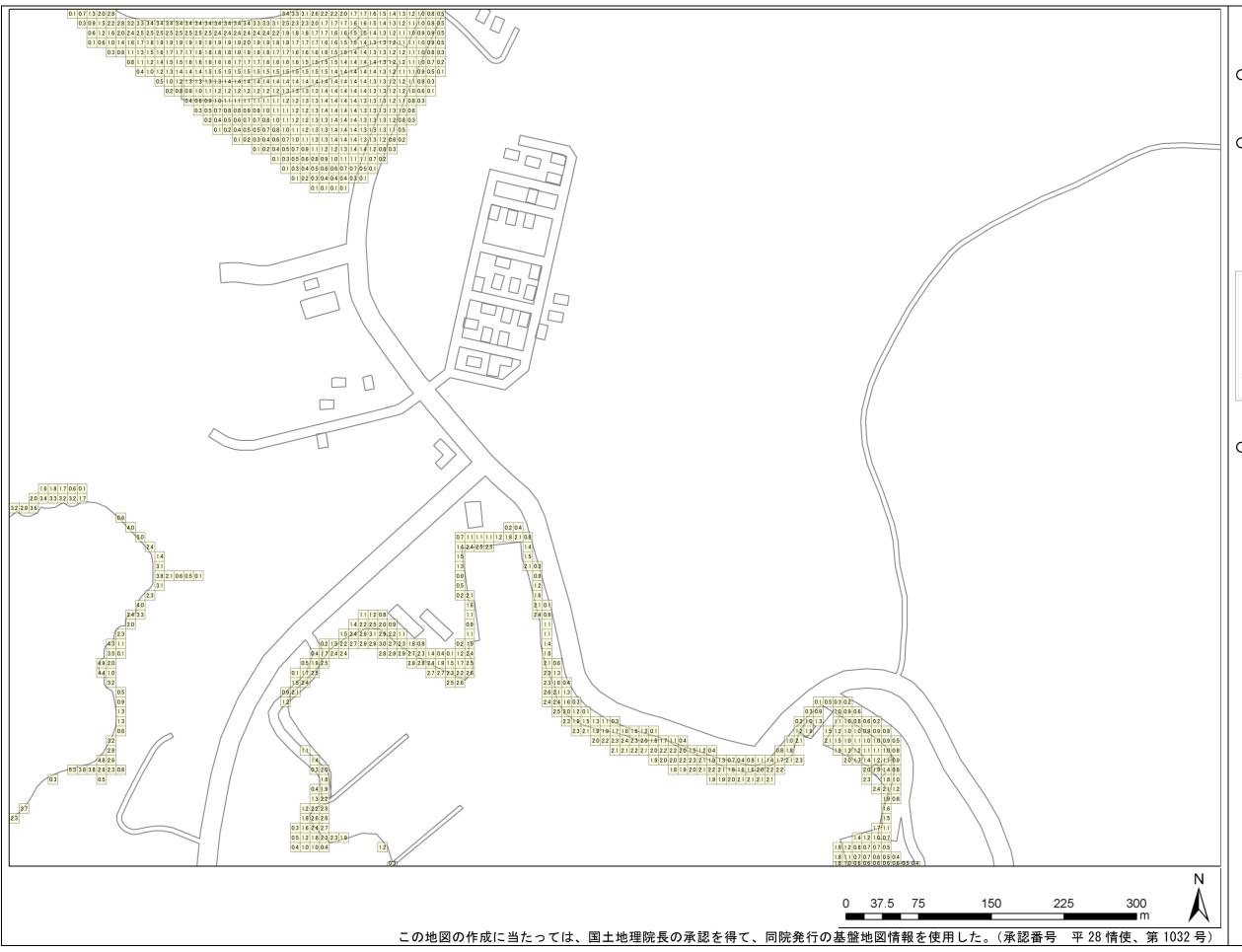
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

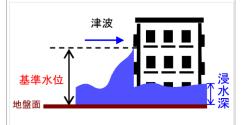
基準水位(案)(隠岐の島町)(73)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

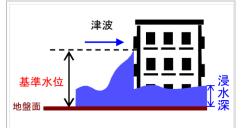
基準水位(案)(隠岐の島町)(74)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

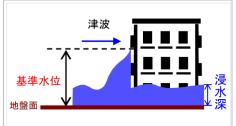
基準水位(案)(隠岐の島町)(75)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



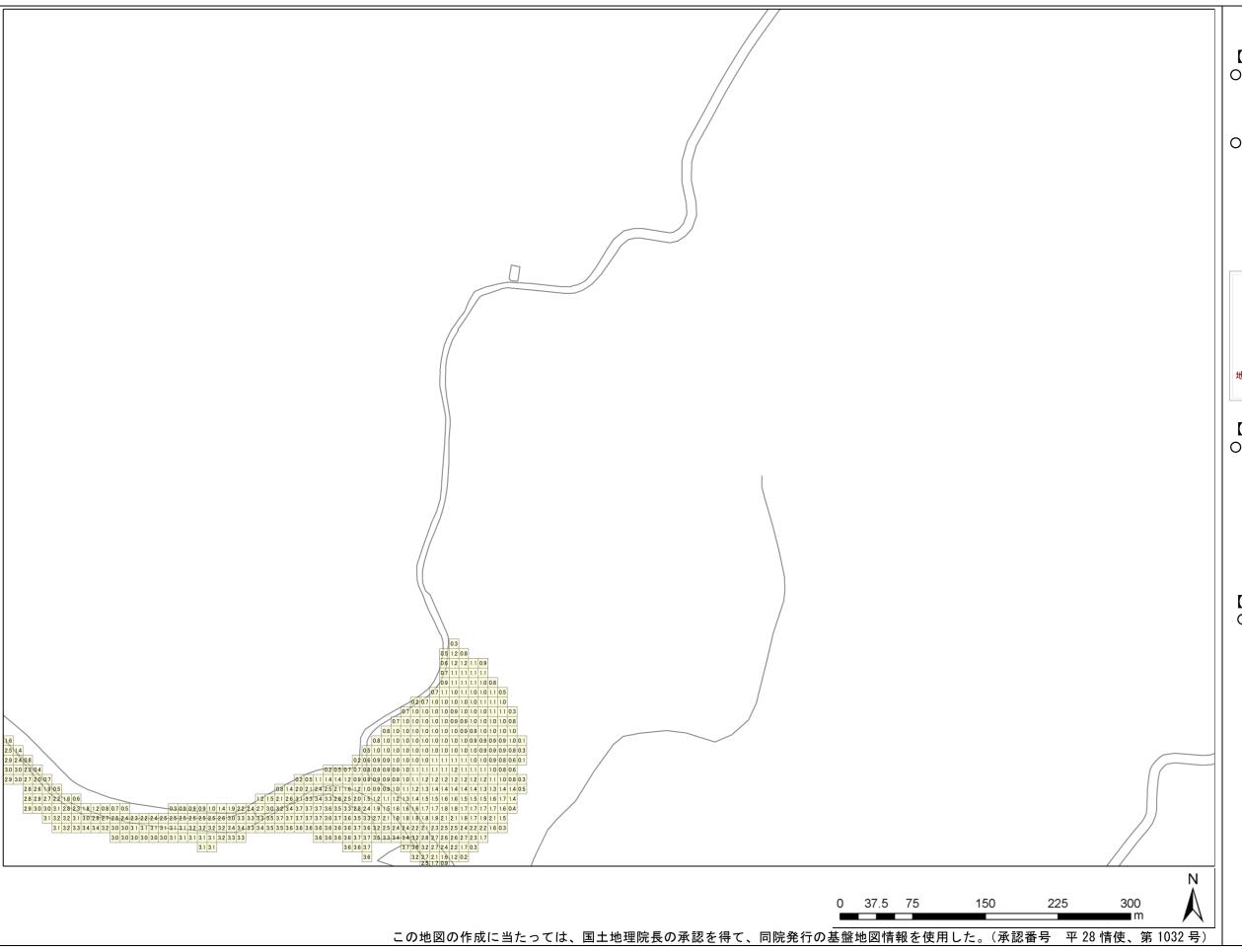
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

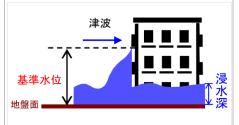
基準水位(案)(隠岐の島町)(76)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



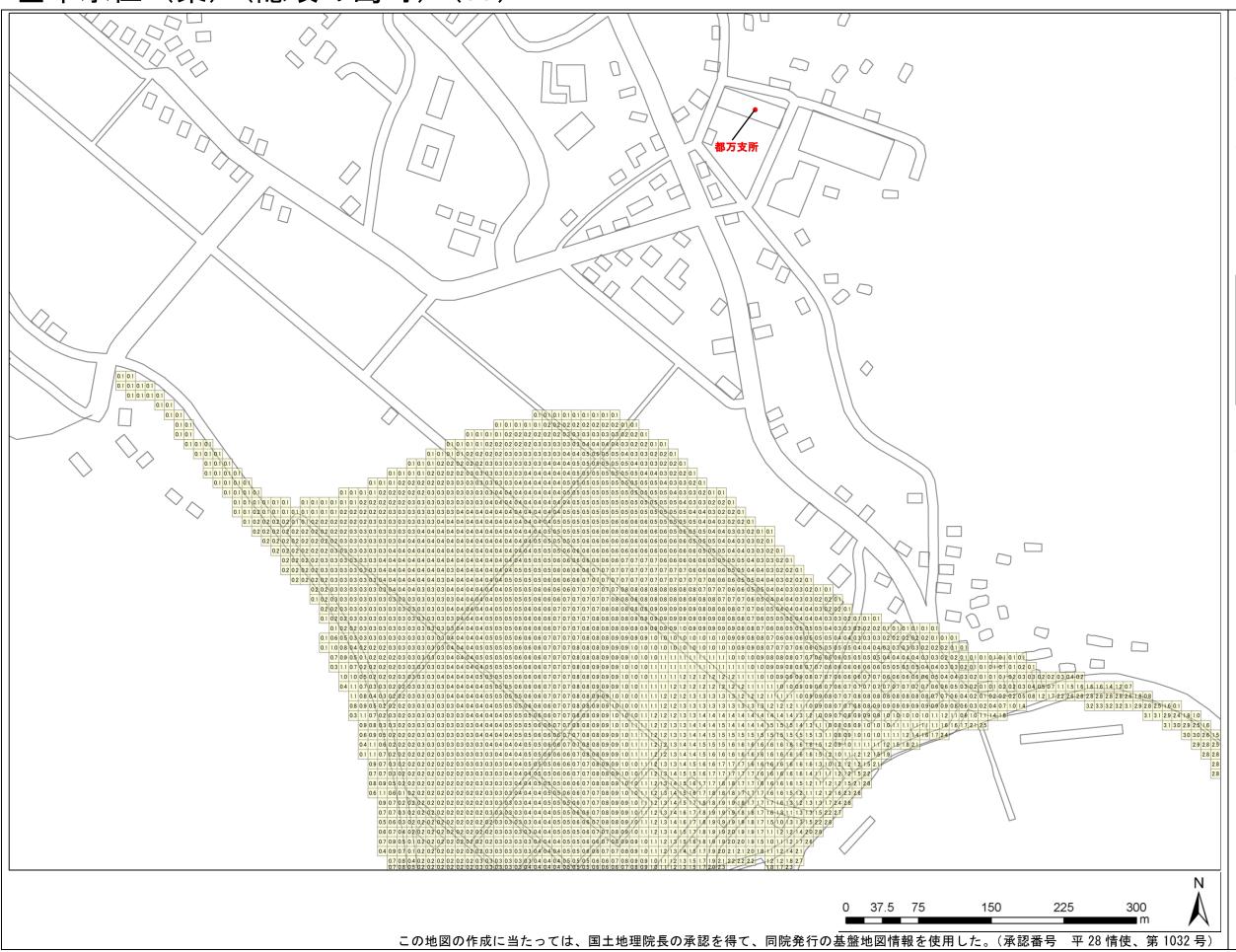
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

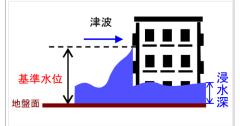
基準水位(案)(隠岐の島町)(77)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



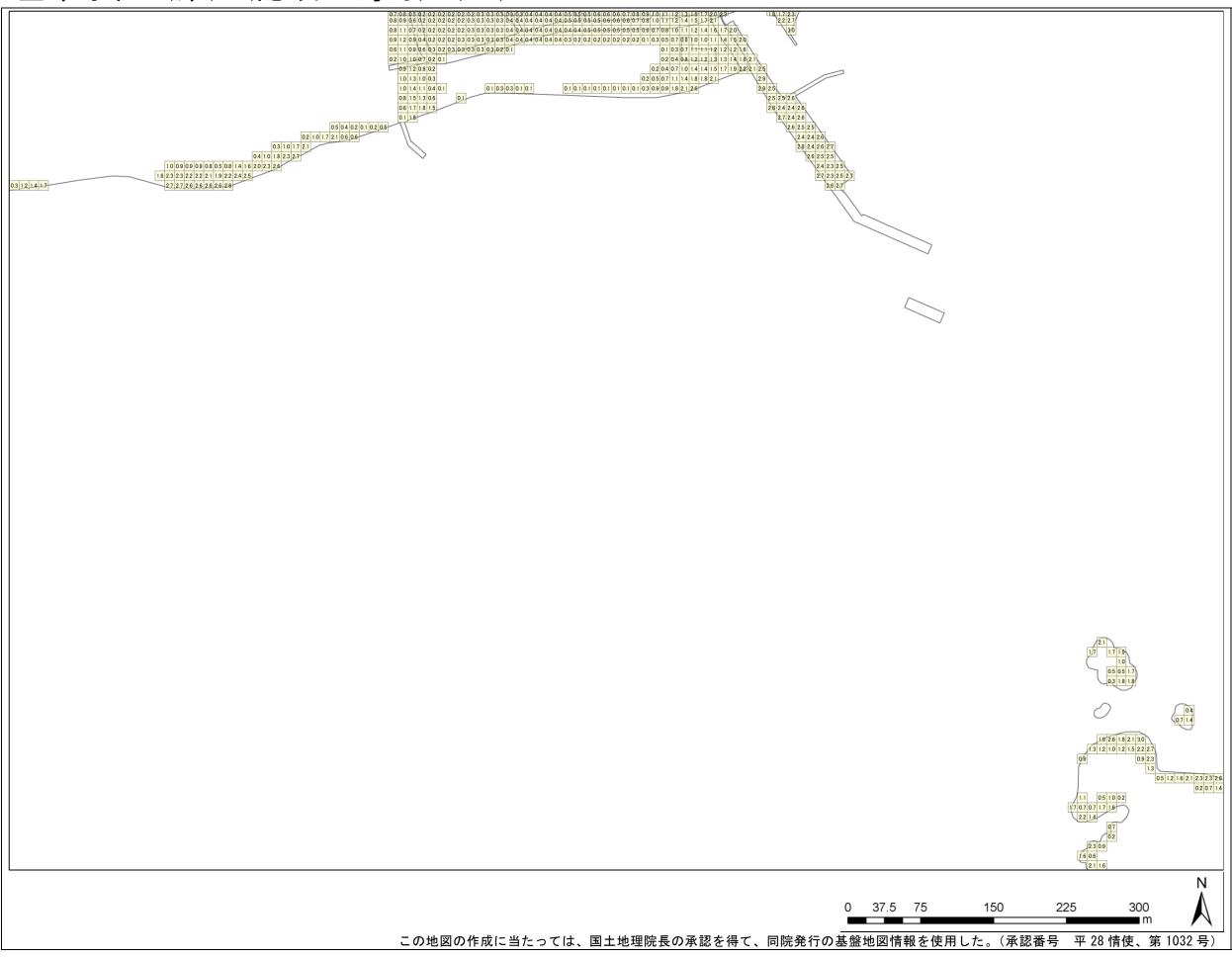
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

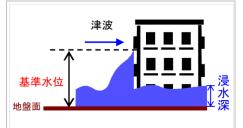
基準水位(案)(隠岐の島町)(78)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



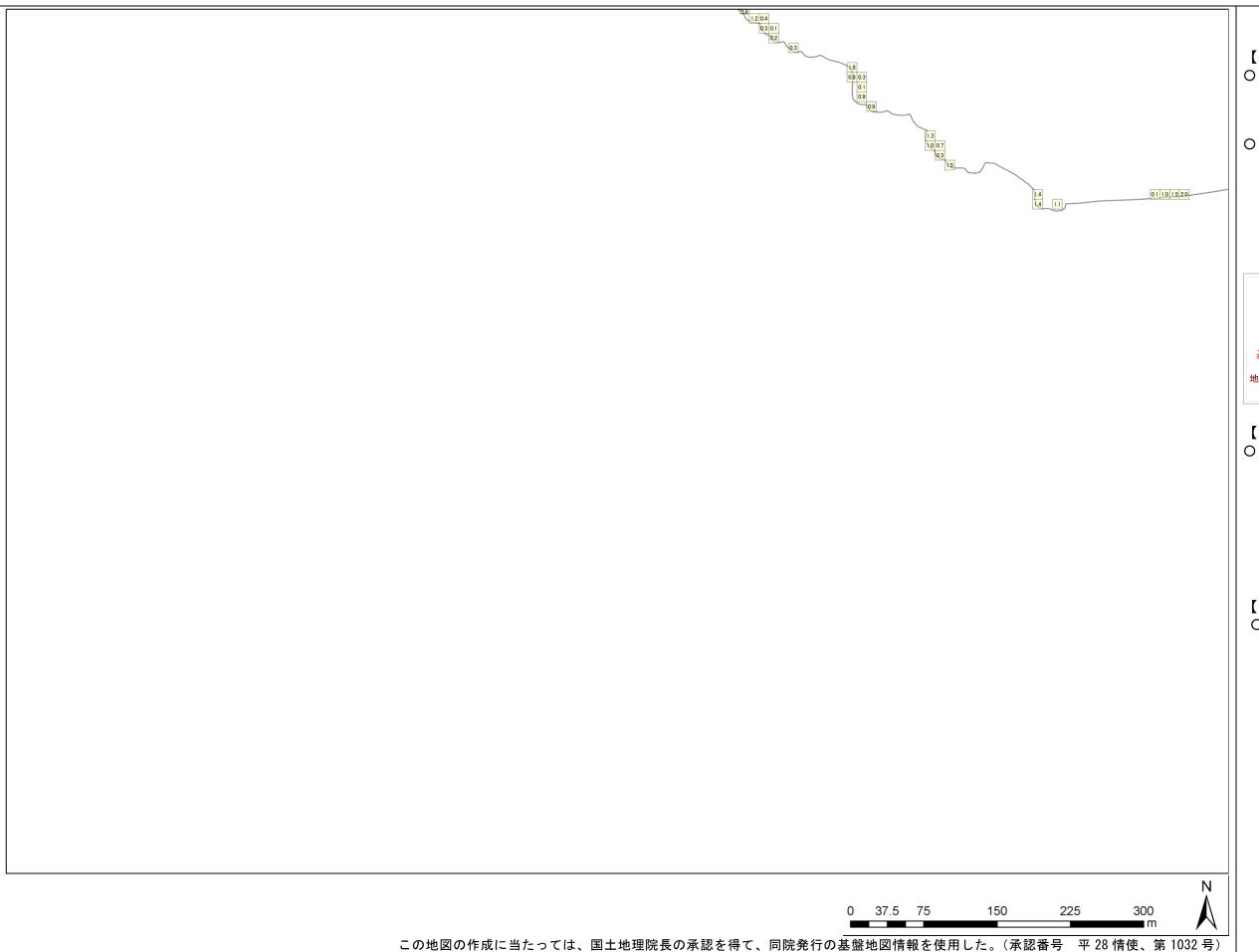
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

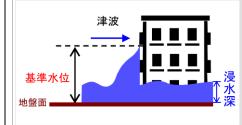
基準水位(案)(隠岐の島町)(79)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

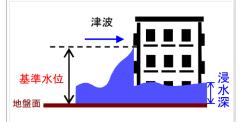
基準水位(案)(隠岐の島町)(80)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



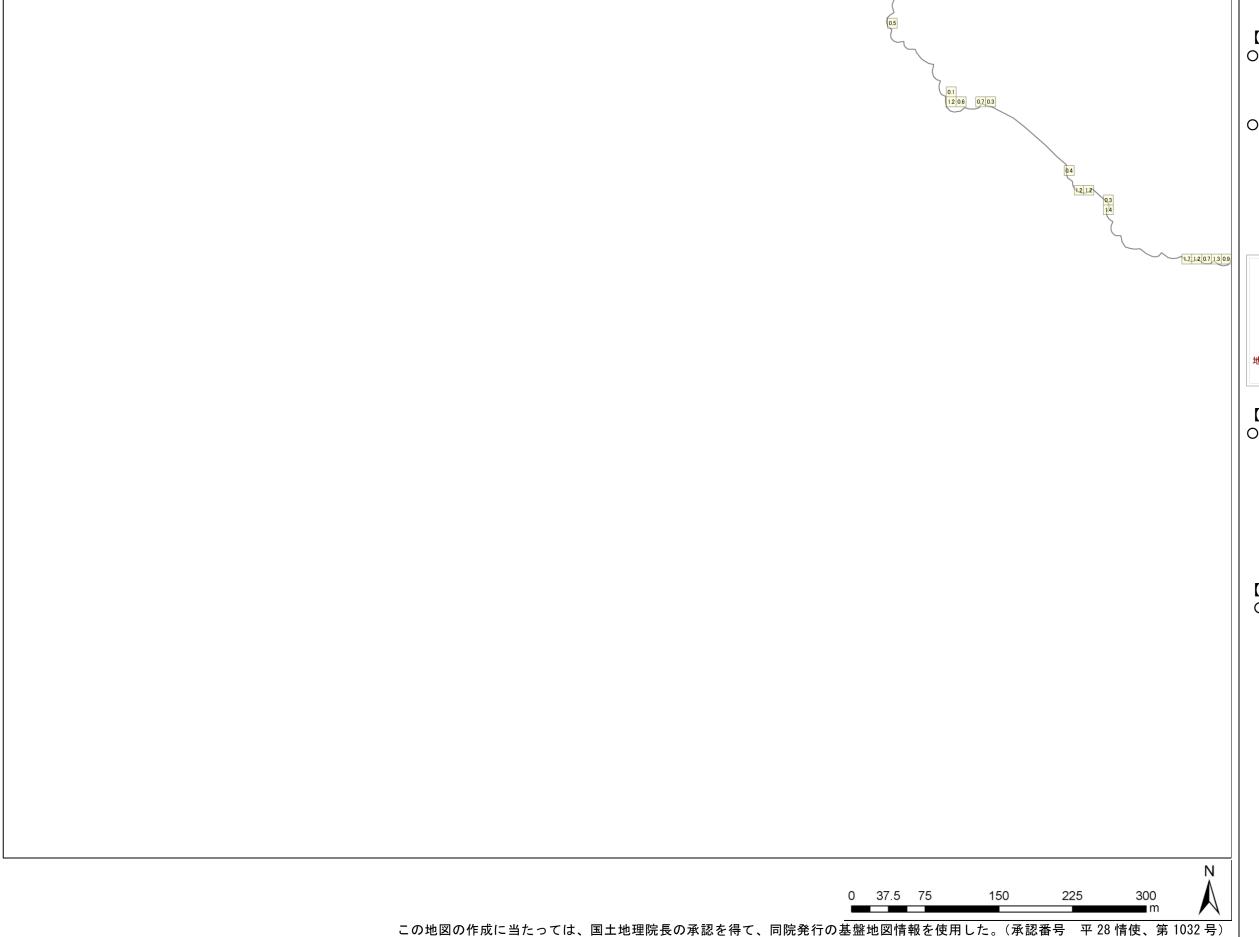
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

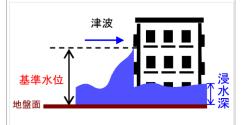
基準水位(案)(隠岐の島町)(81)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



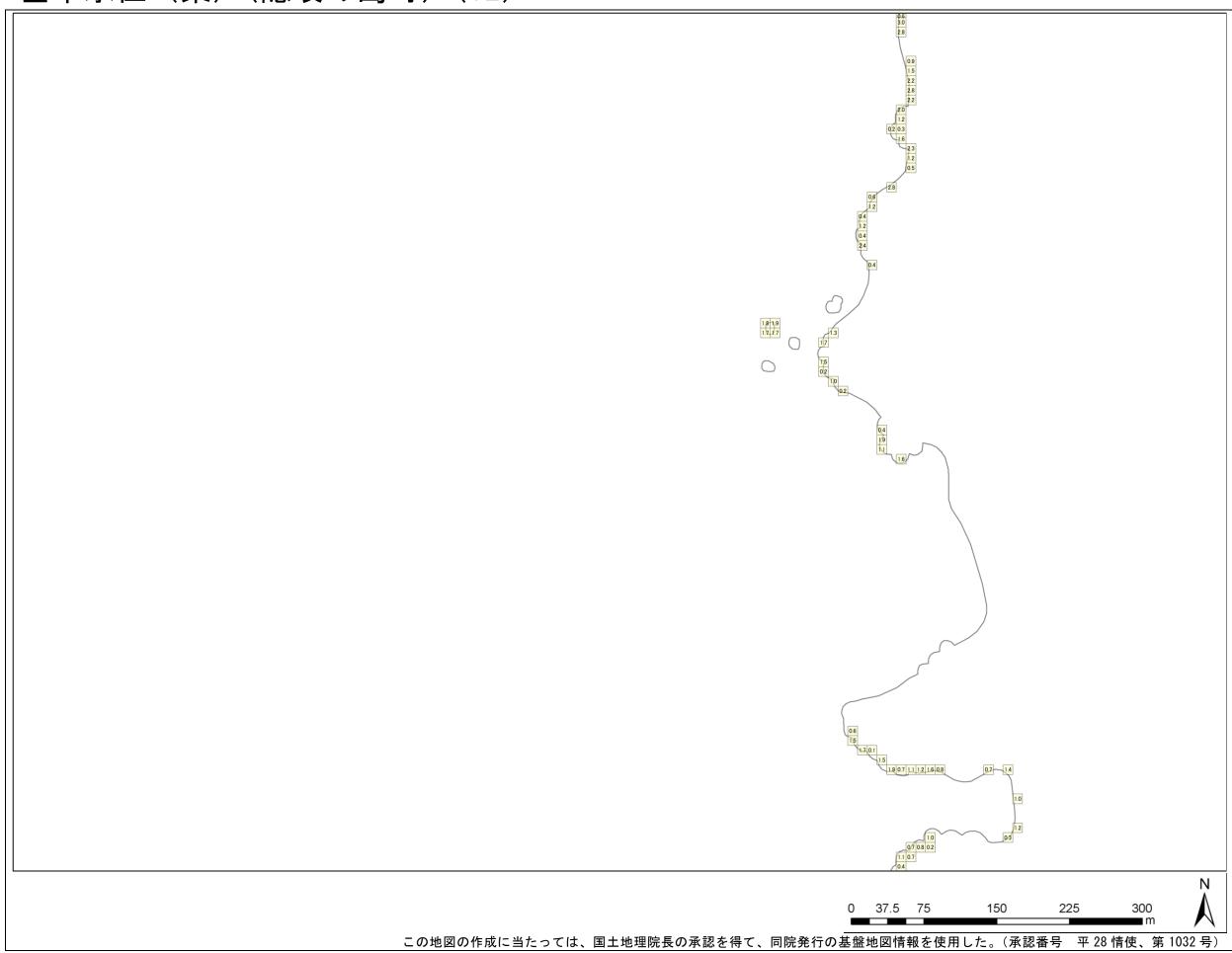
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

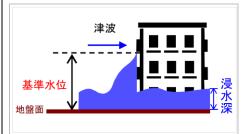
基準水位(案)(隠岐の島町)(82)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



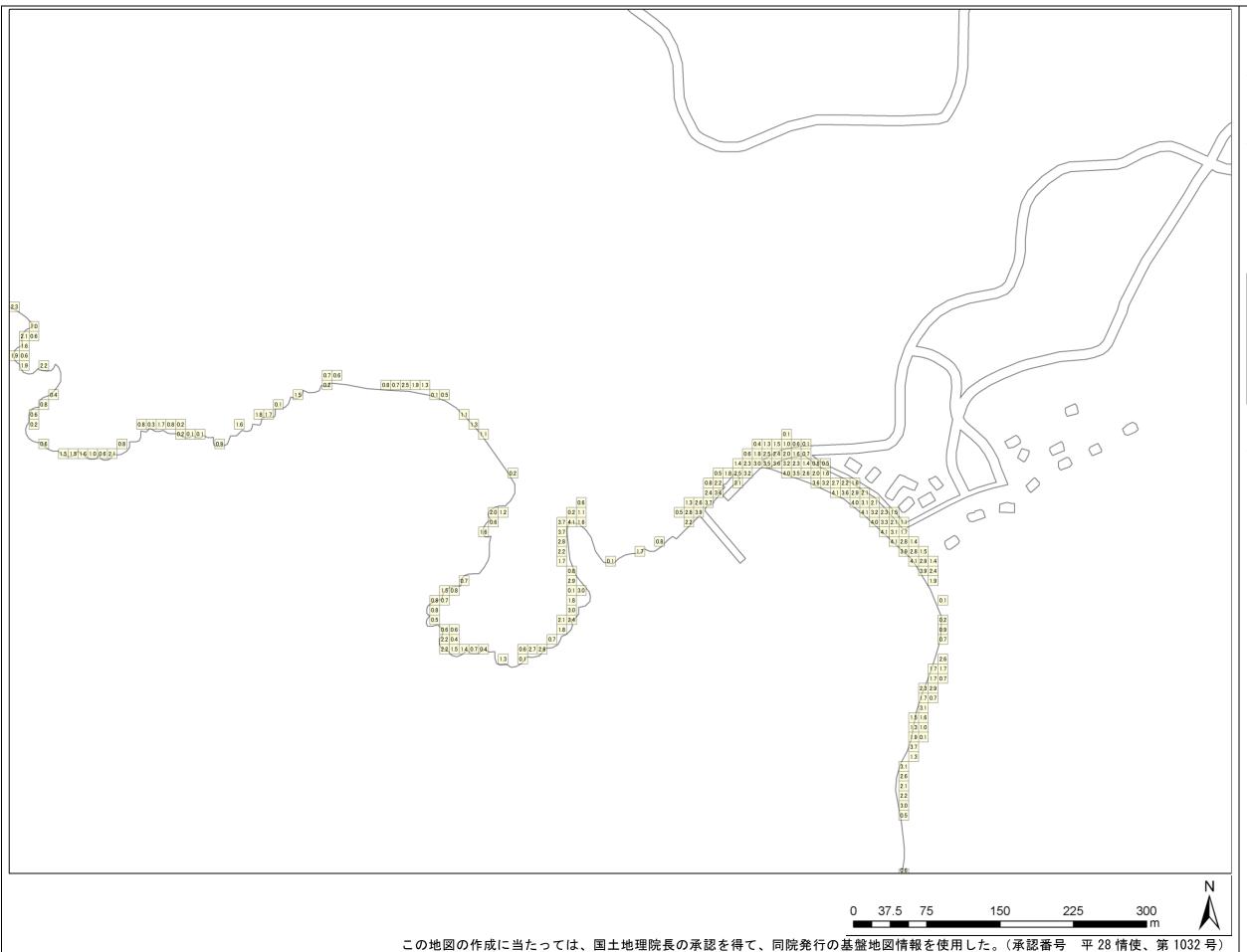
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

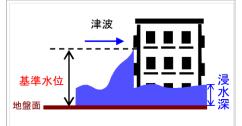
基準水位(案)(隠岐の島町)(83)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



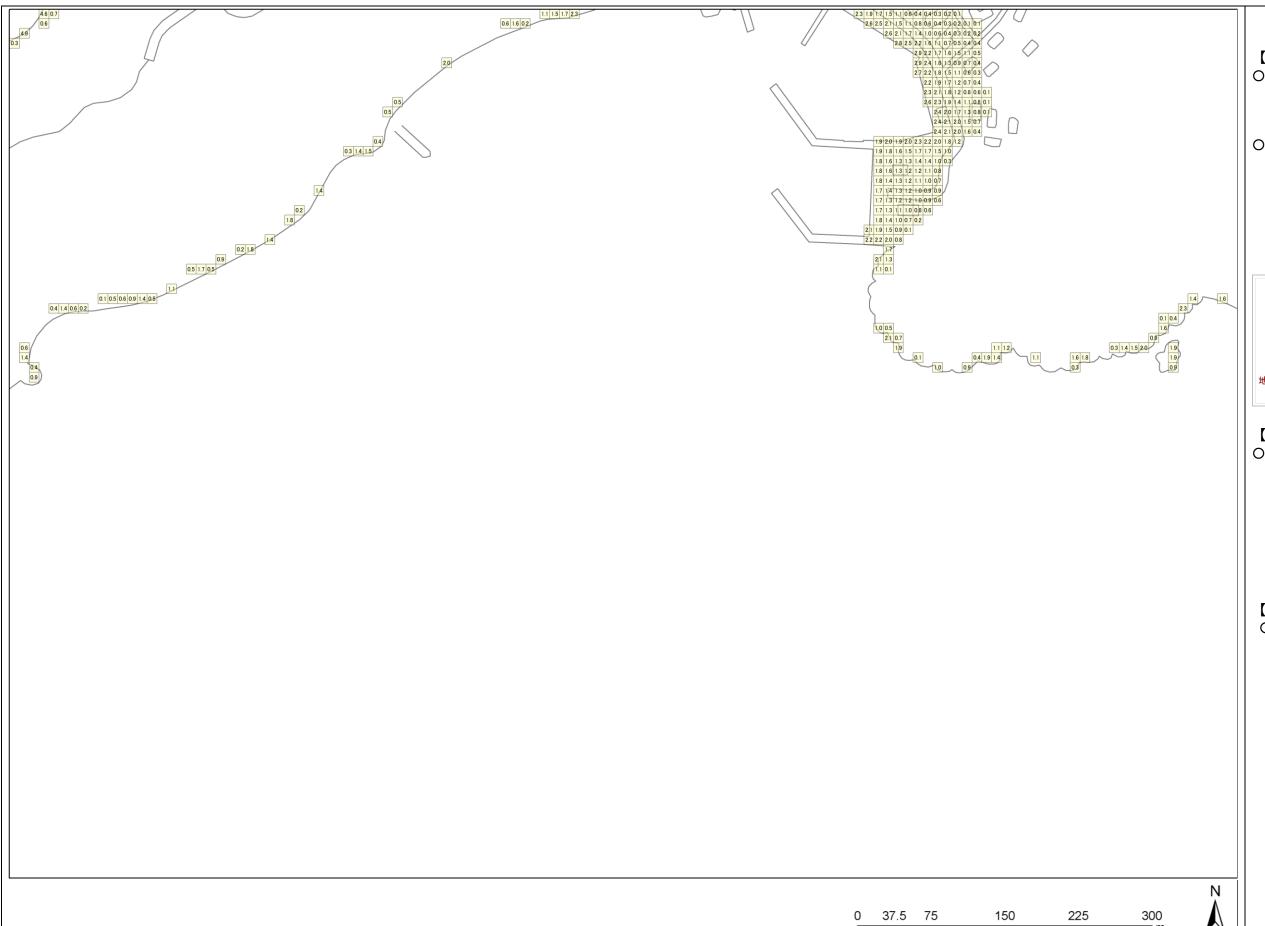
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(84)

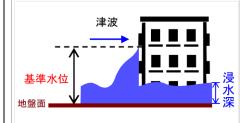


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 28 情使、第 1032 号)

<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



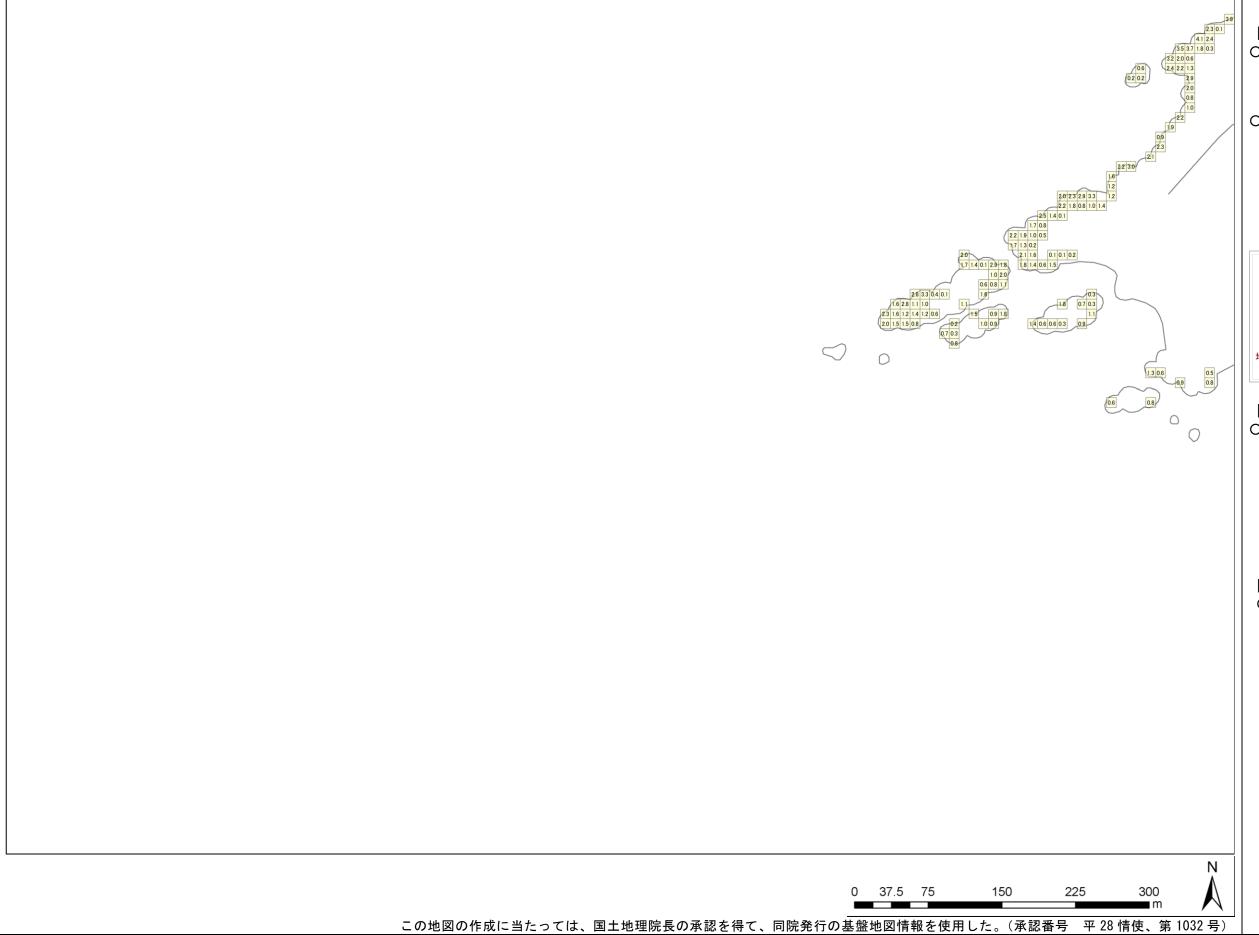
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

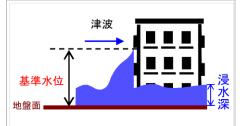
基準水位(案)(隠岐の島町)(85)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



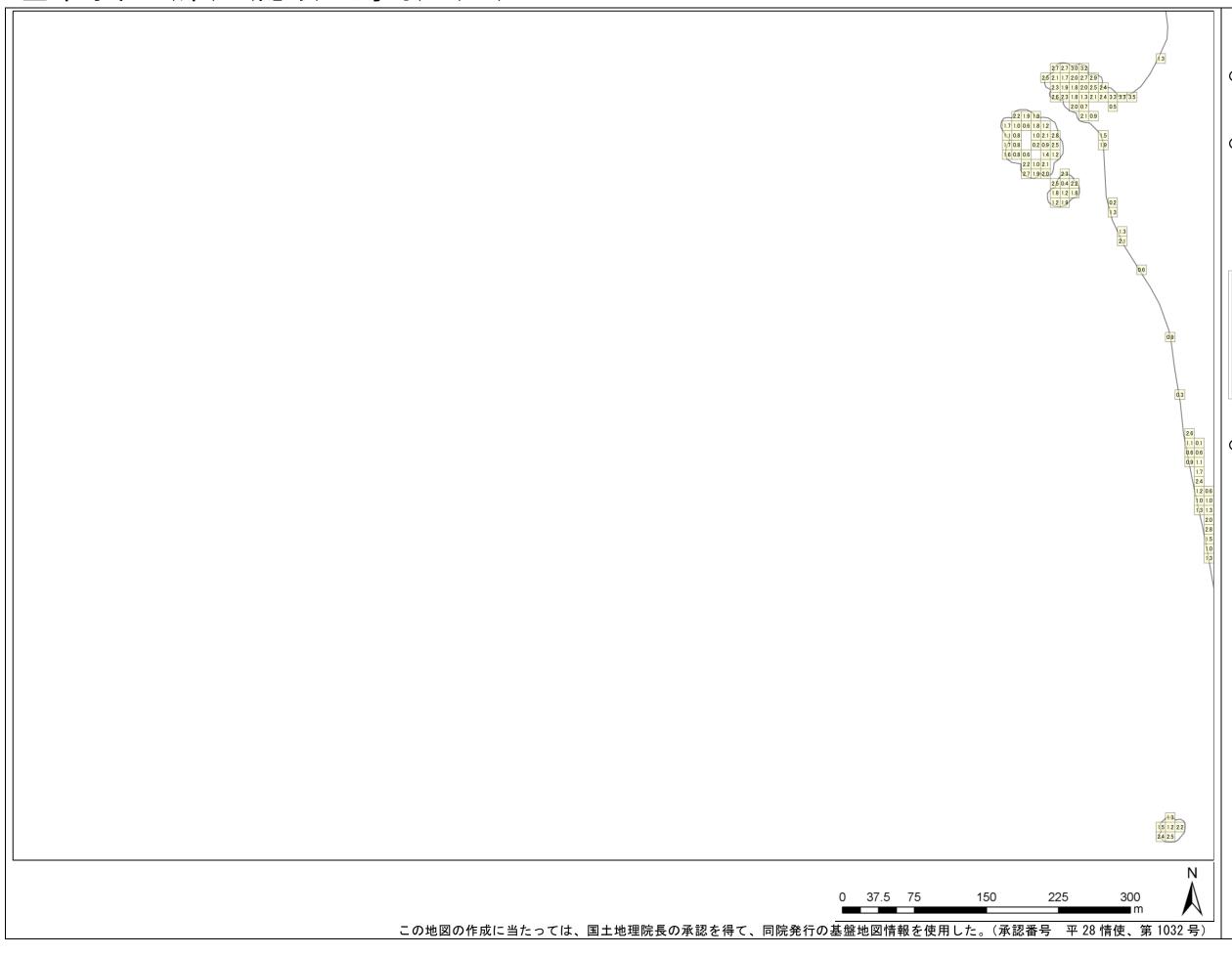
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

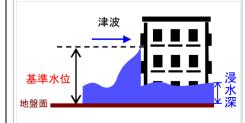
基準水位(案)(隠岐の島町)(86)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



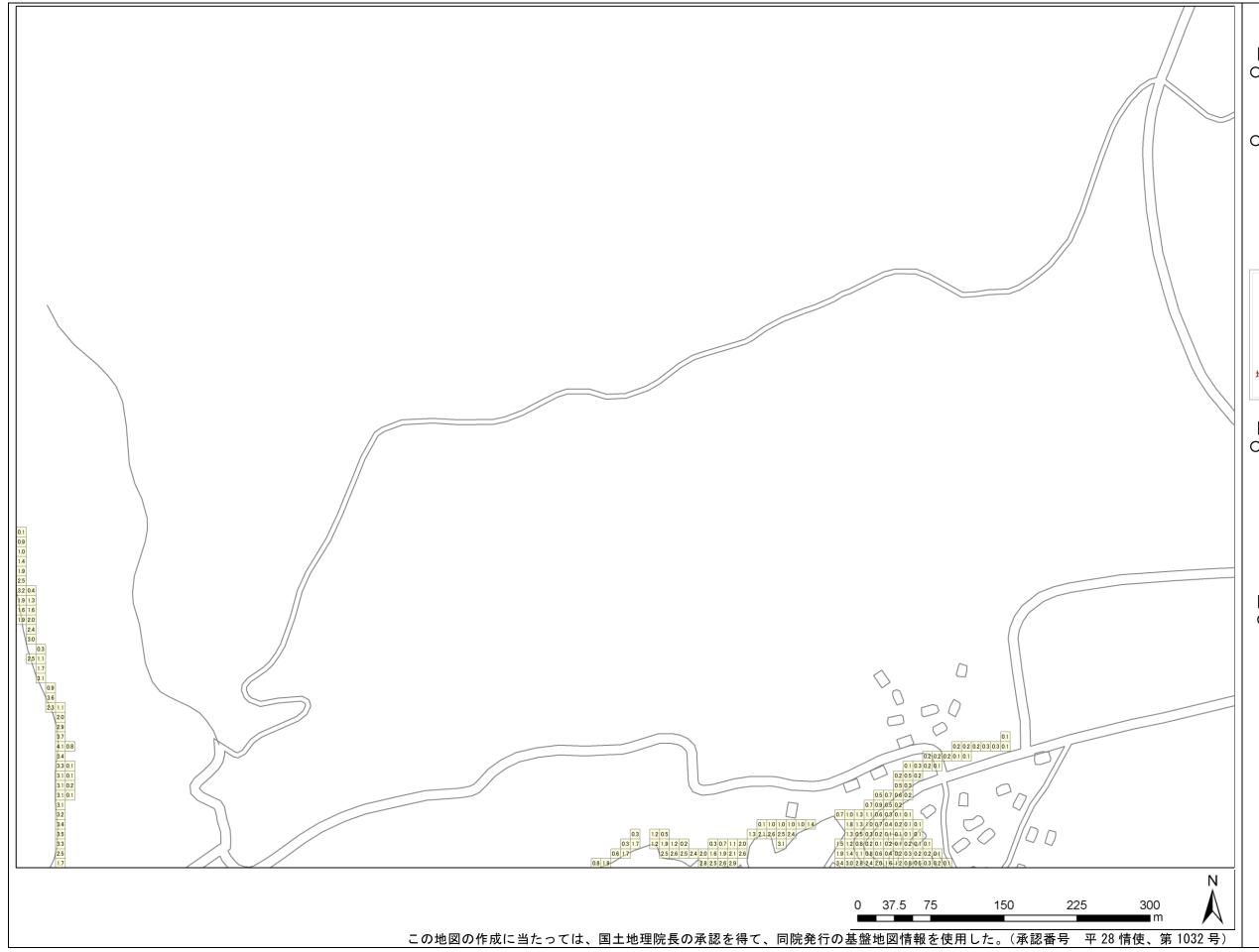
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

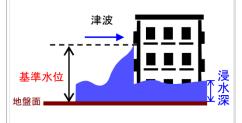
基準水位(案)(隠岐の島町)(87)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



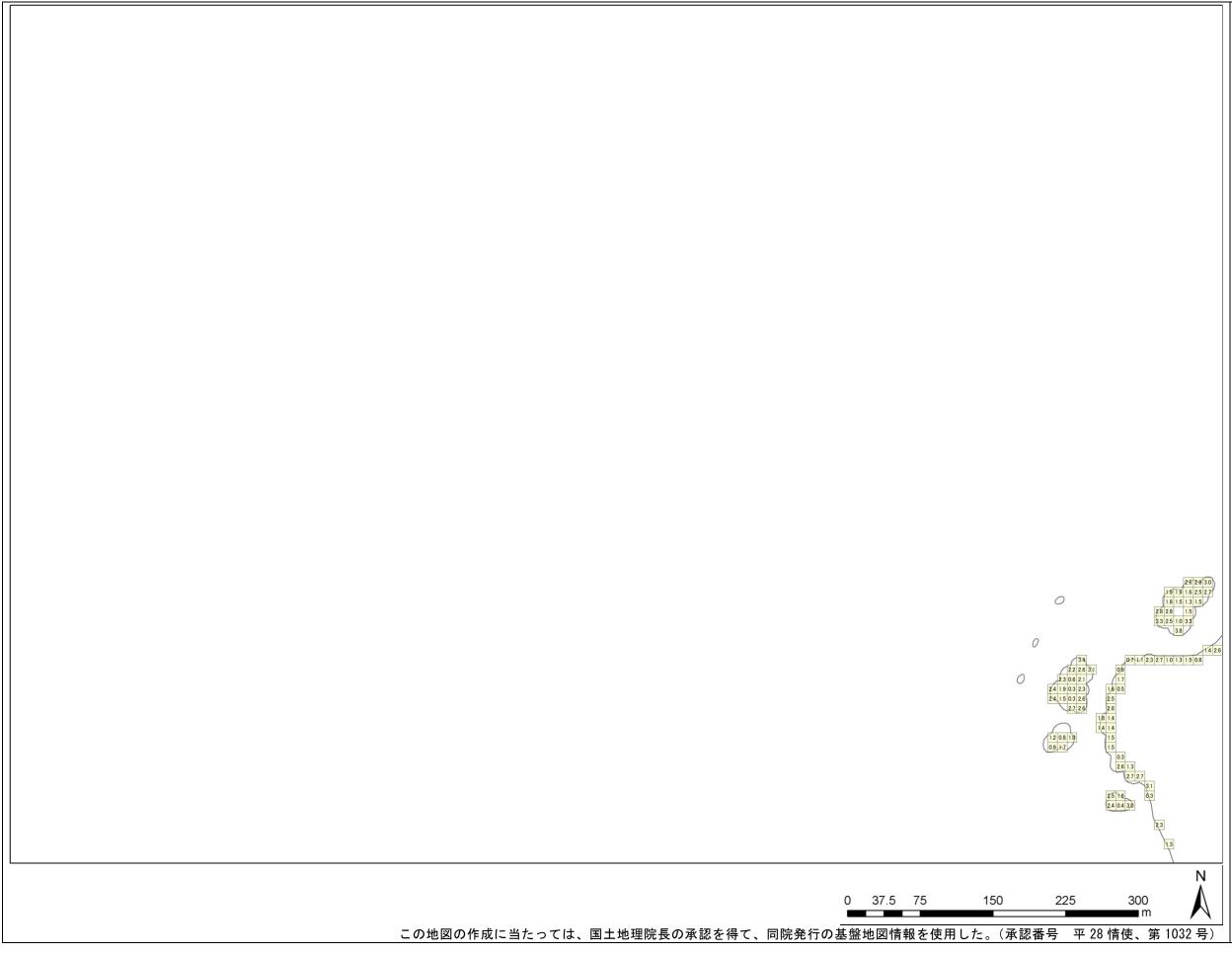
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

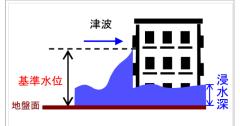
基準水位(案)(隠岐の島町)(88)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



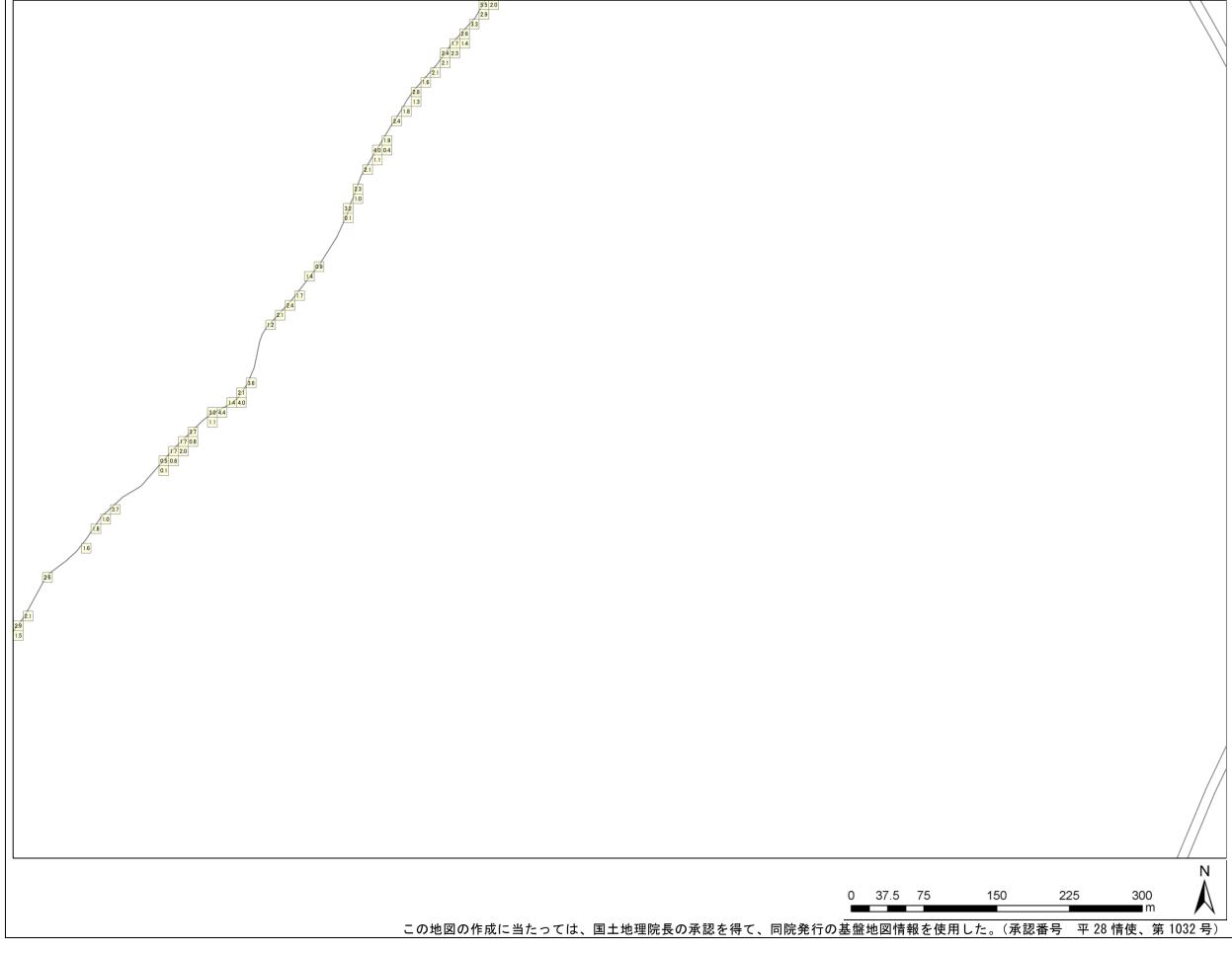
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

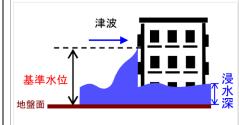
基準水位(案)(隠岐の島町)(89)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



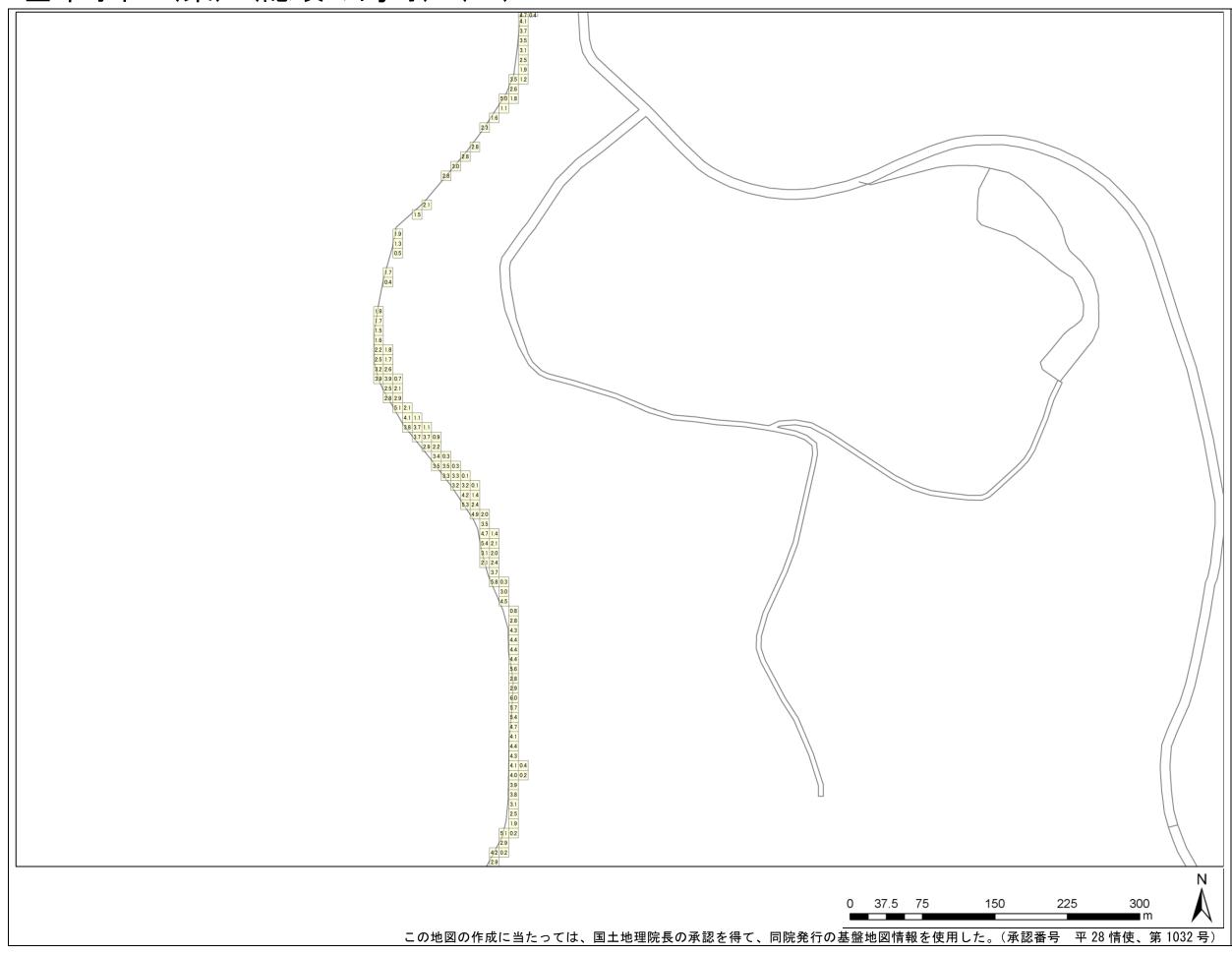
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

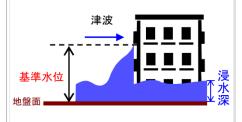
基準水位(案)(隠岐の島町)(90)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



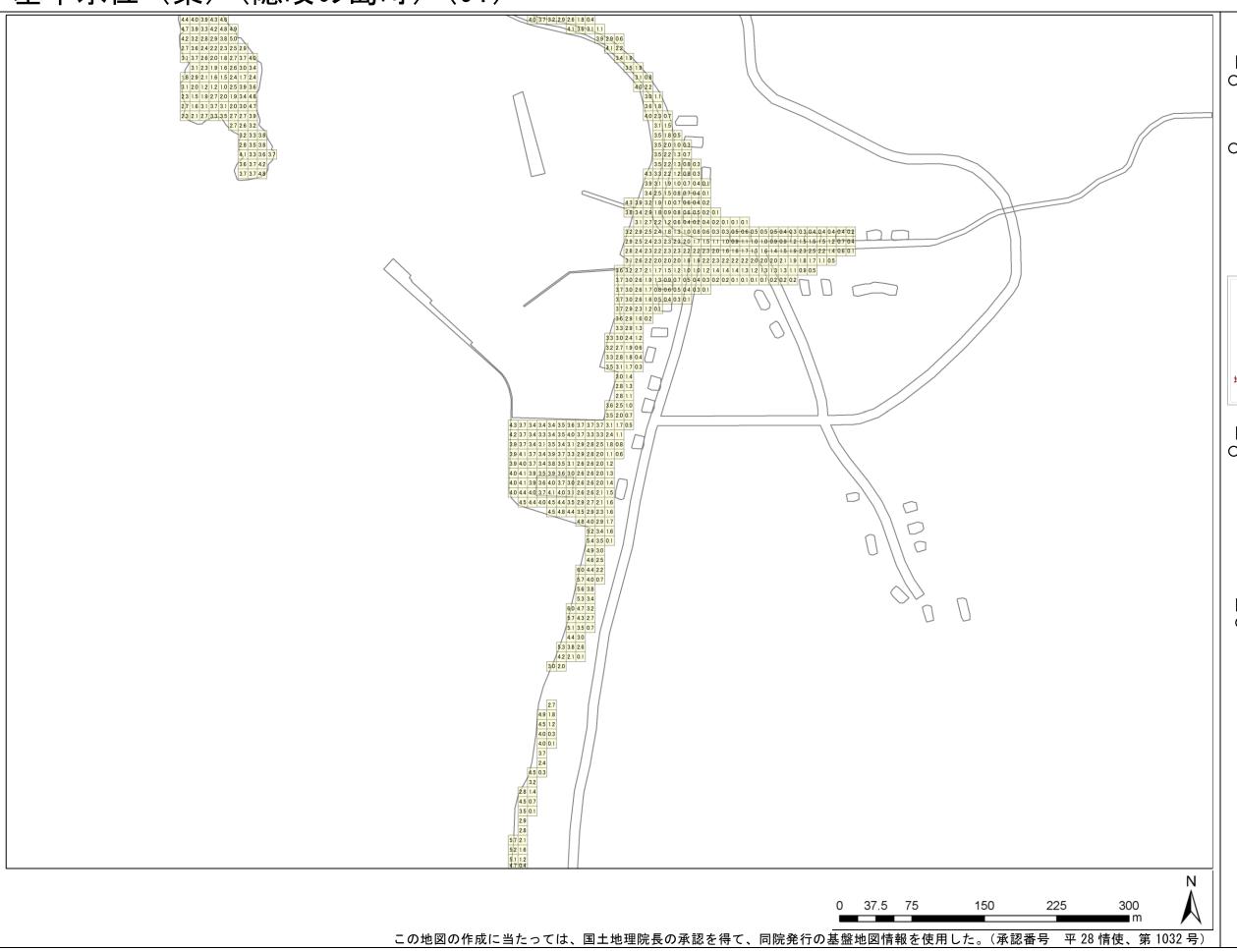
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

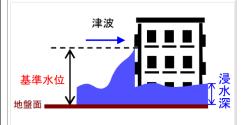
基準水位(案)(隠岐の島町)(91)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

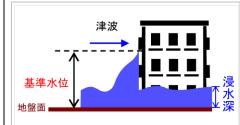
基準水位(案)(隠岐の島町)(92)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

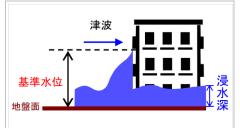
基準水位(案)(隠岐の島町)(93)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

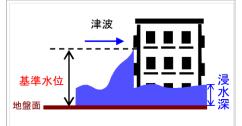
基準水位(案)(隠岐の島町)(94)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



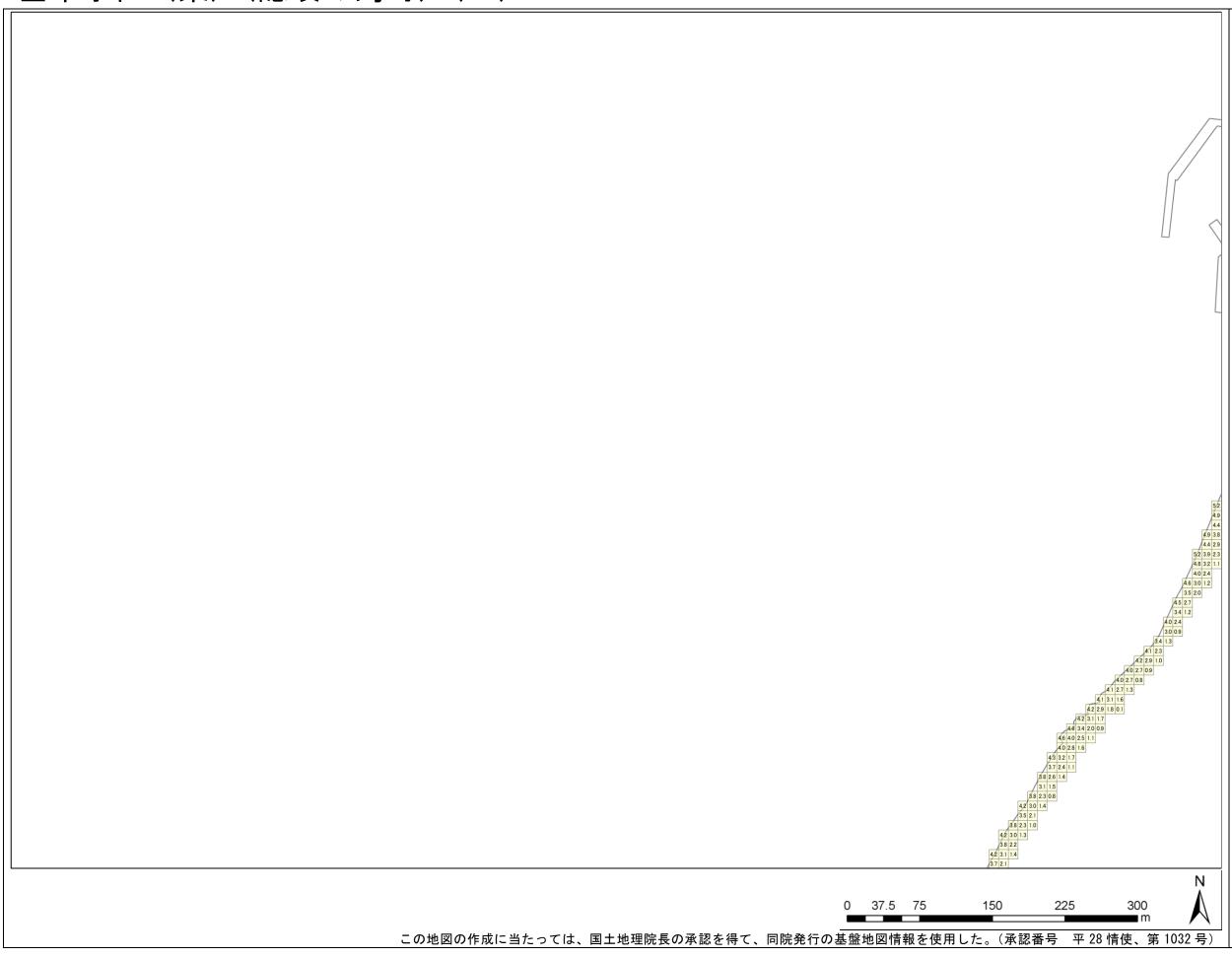
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

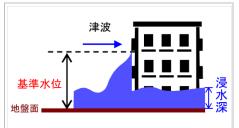
基準水位(案)(隠岐の島町)(95)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

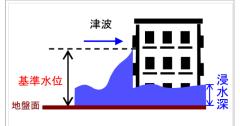
基準水位(案)(隠岐の島町)(96)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

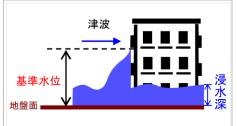
基準水位(案)(隠岐の島町)(97)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



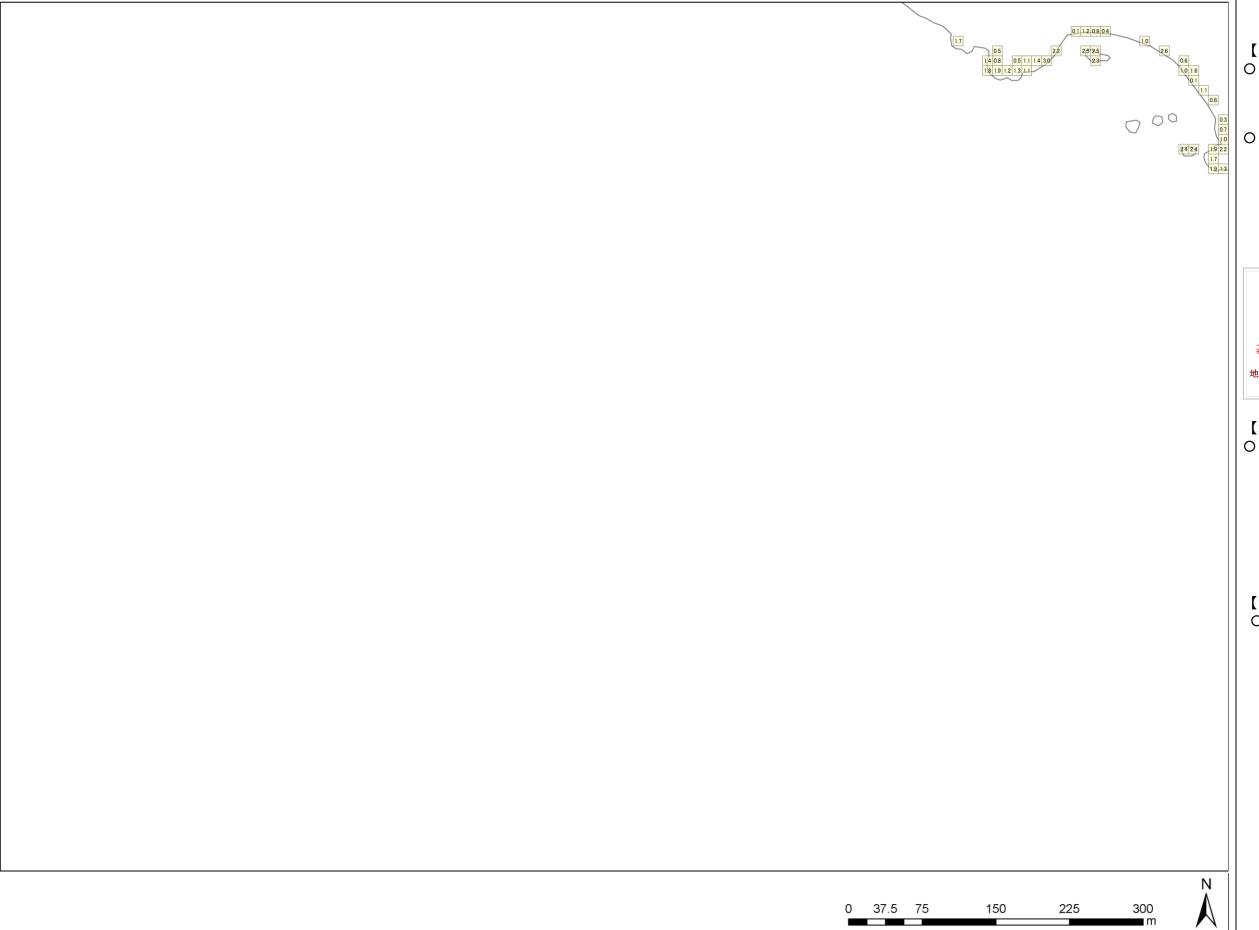
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

基準水位(案)(隠岐の島町)(98)

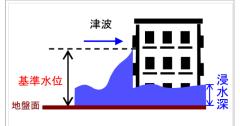


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 28 情使、第 1032 号)

<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



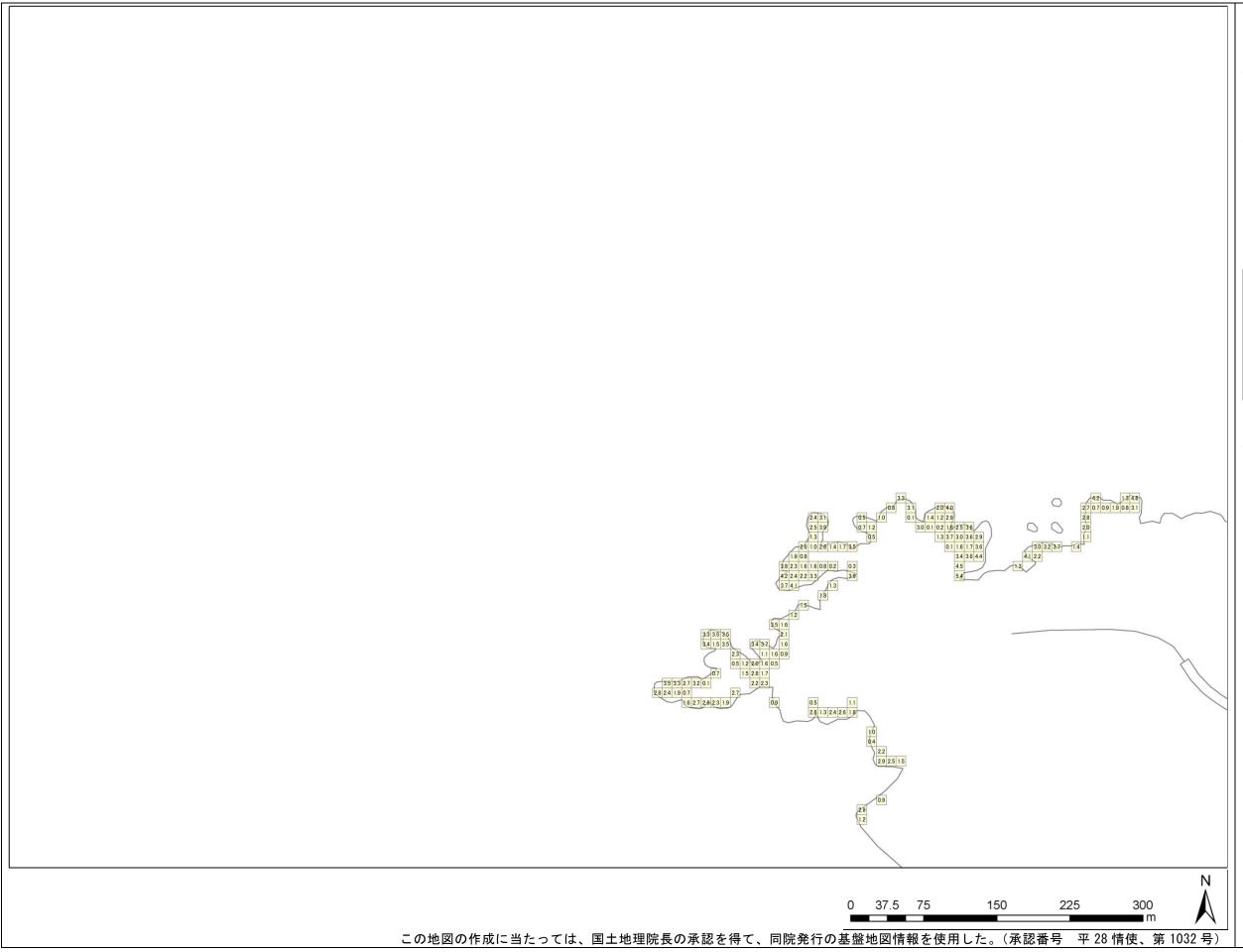
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

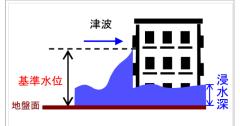
基準水位(案)(隠岐の島町)(99)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



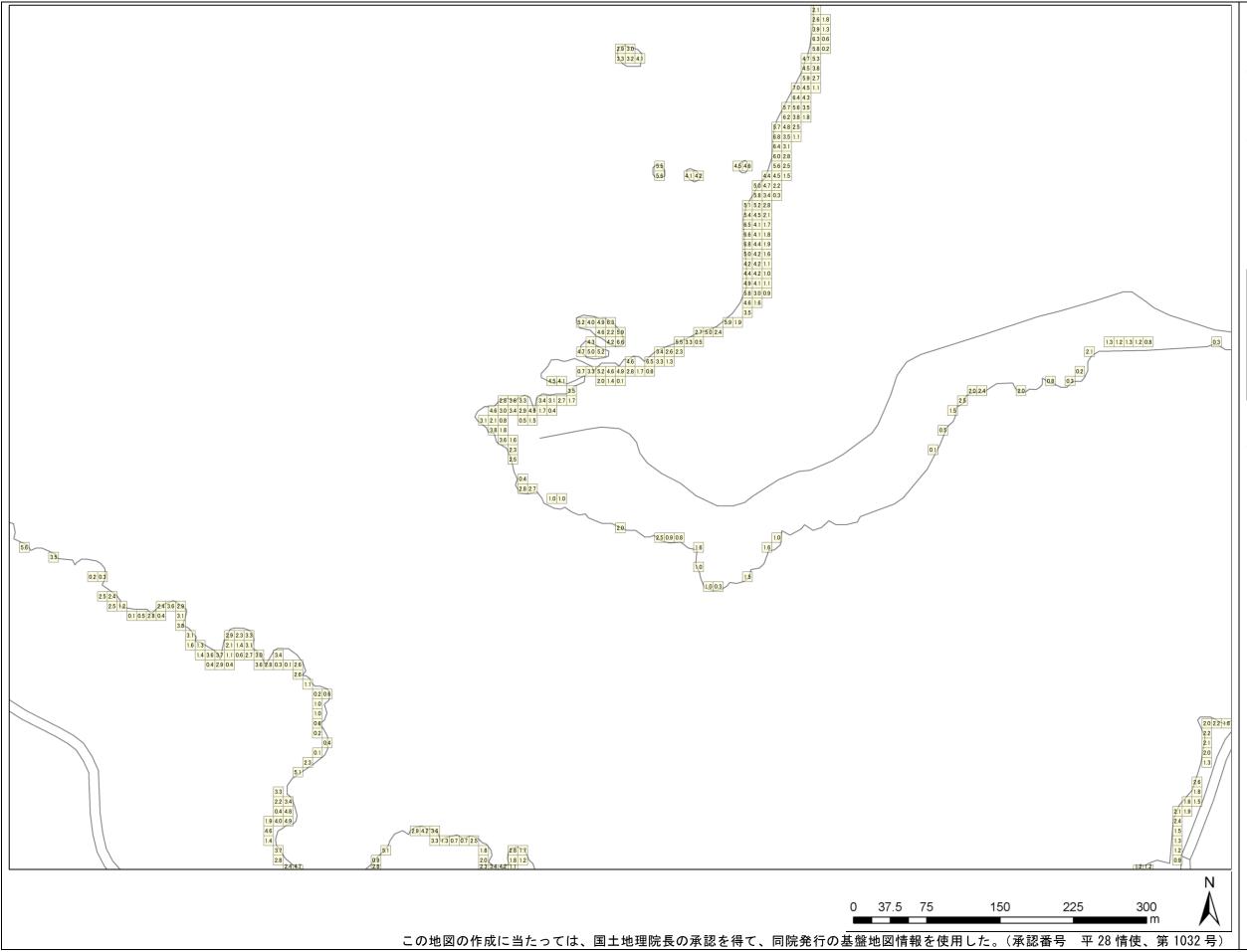
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

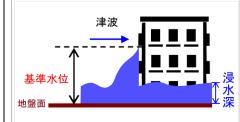
基準水位(案)(隠岐の島町)(100)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

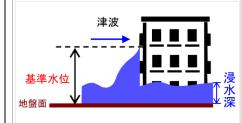
基準水位(案)(隠岐の島町)(101)



<留意事項>

【基準水位】

-) 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-) 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ (メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

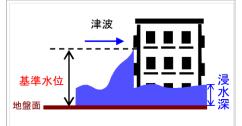
基準水位(案)(隠岐の島町)(102)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



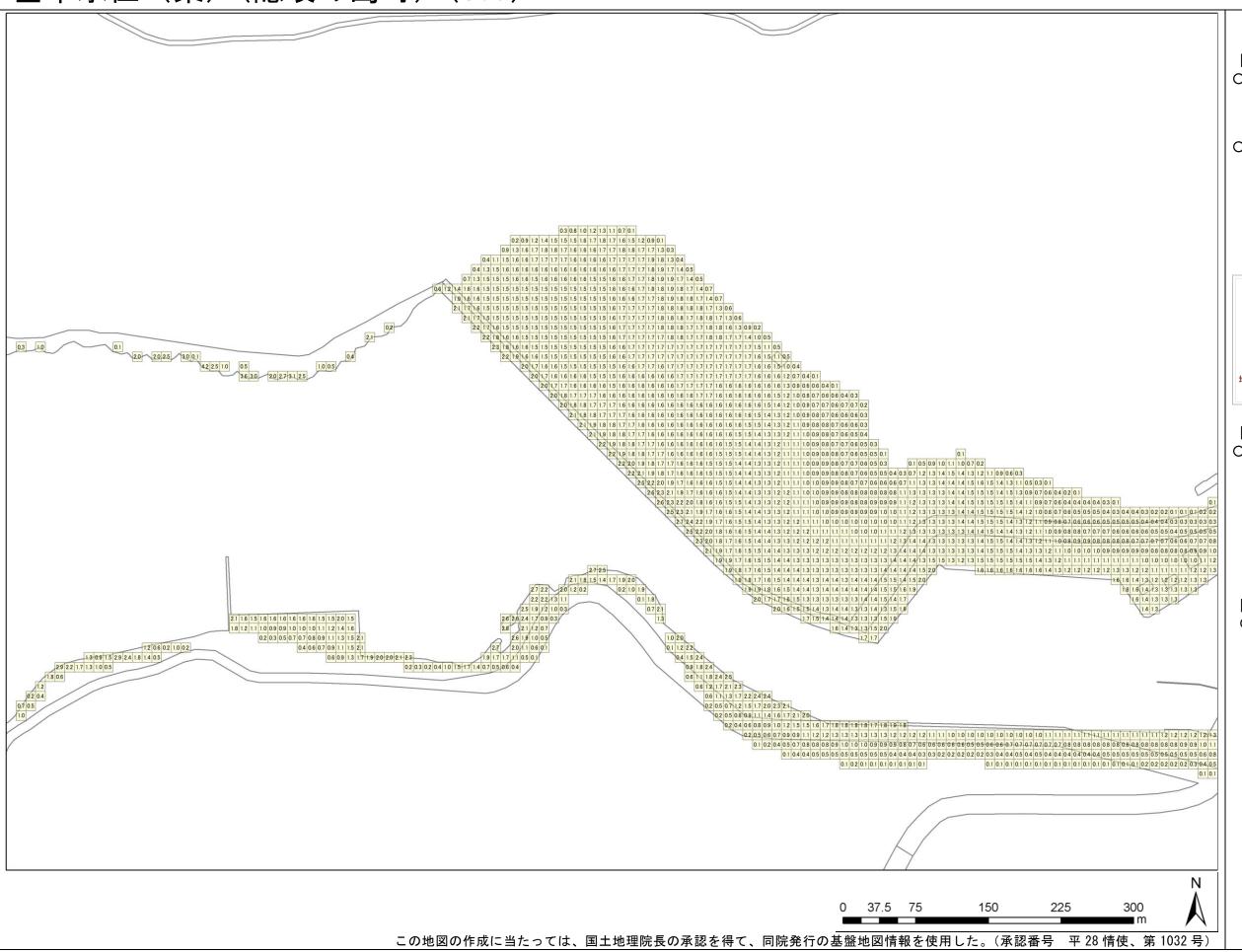
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

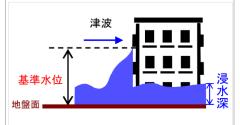
基準水位(案)(隠岐の島町)(103)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



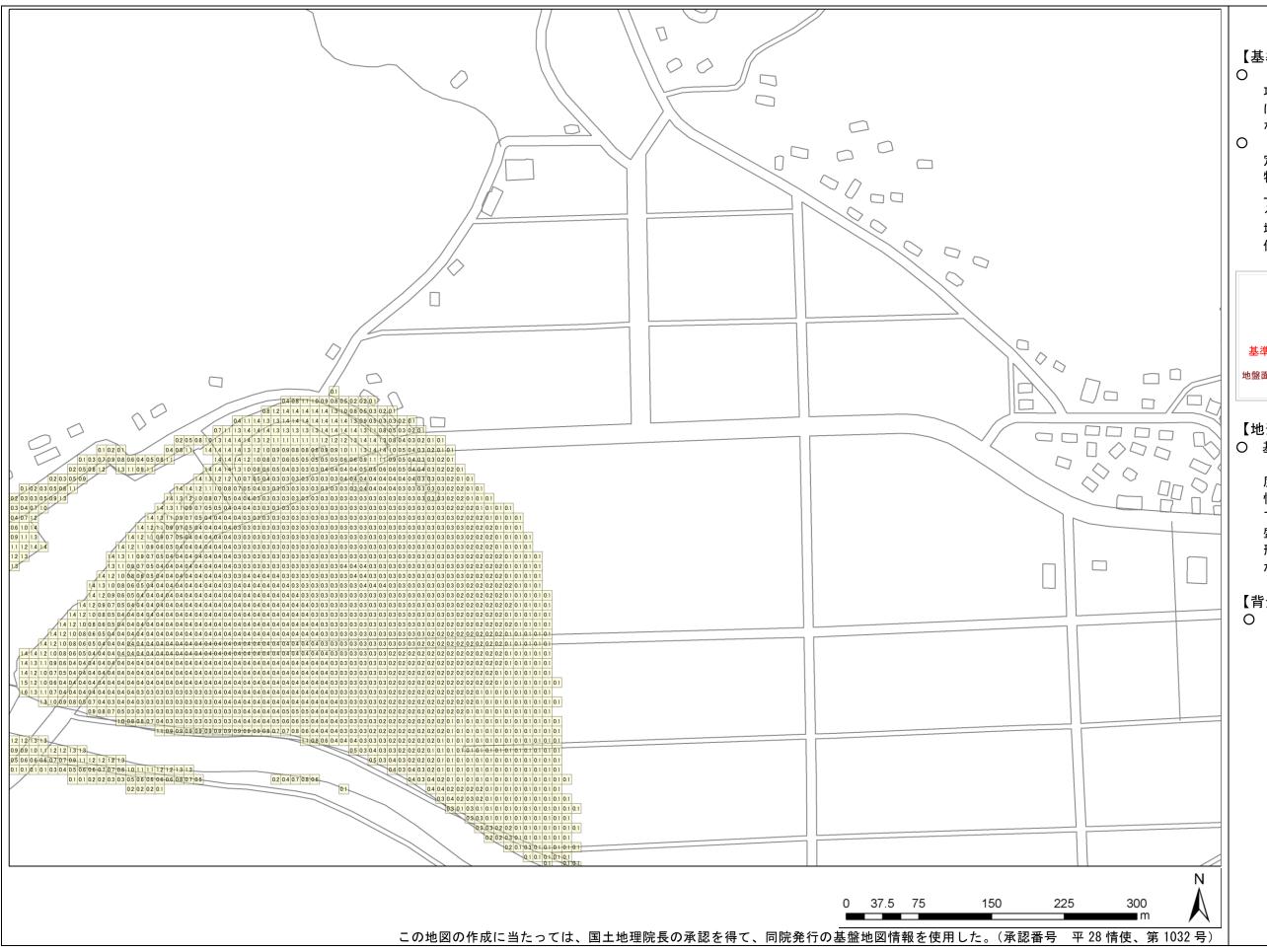
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

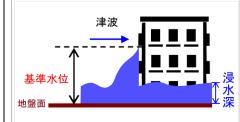
基準水位(案)(隠岐の島町)(104)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



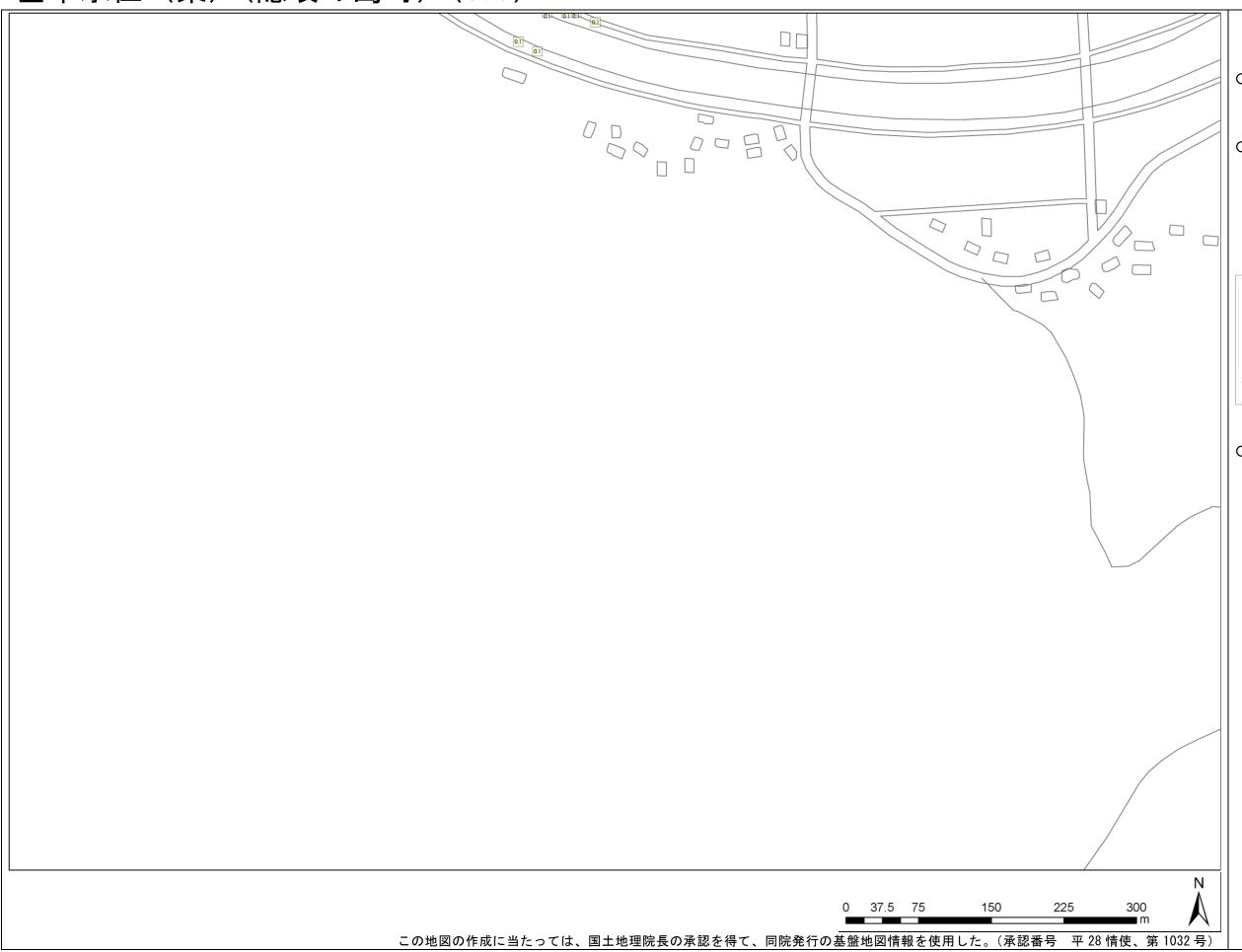
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

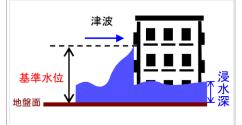
基準水位(案)(隠岐の島町)(105)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



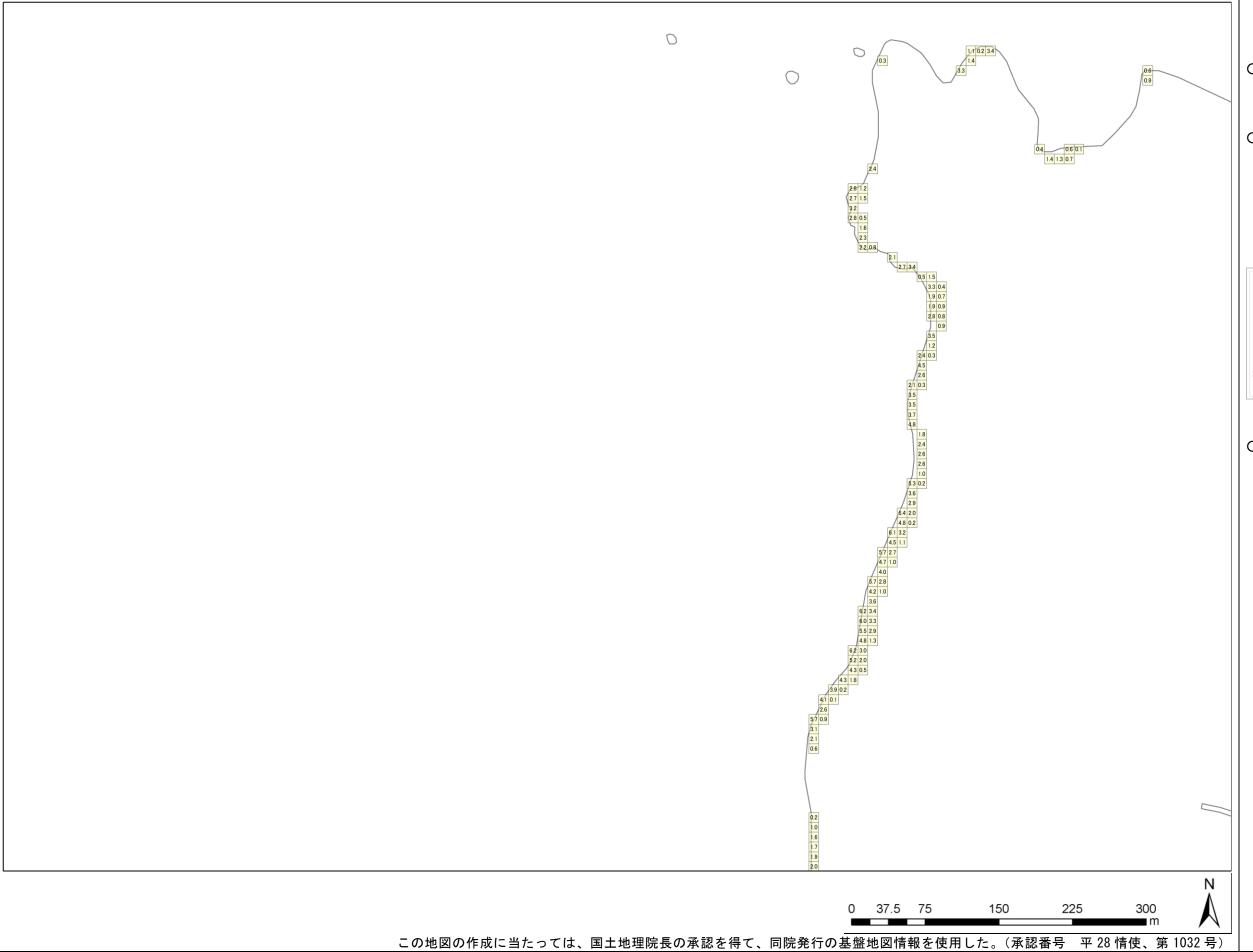
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

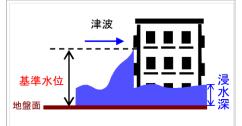
基準水位(案)(隠岐の島町)(106)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



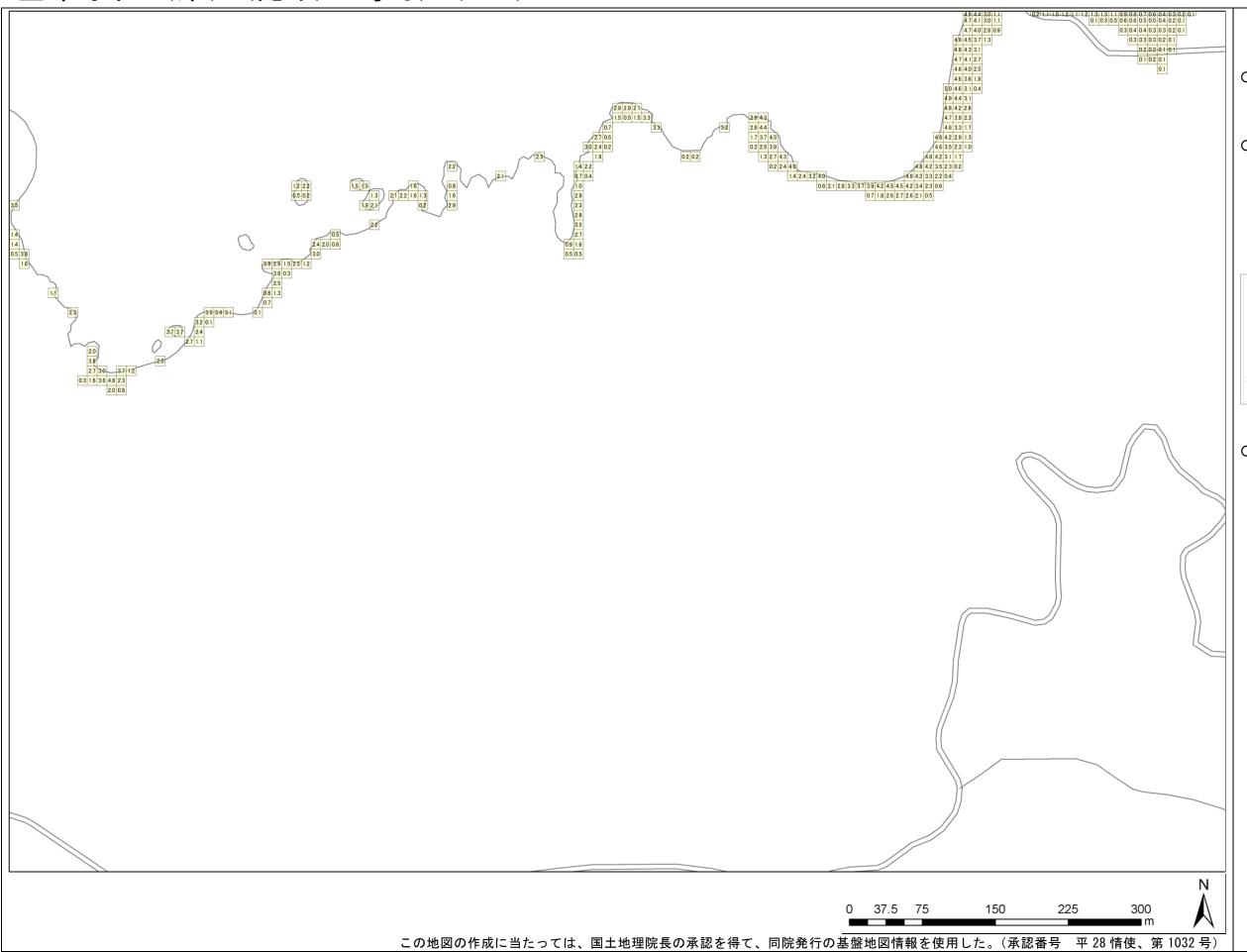
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

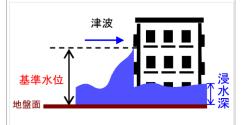
基準水位(案)(隠岐の島町)(107)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



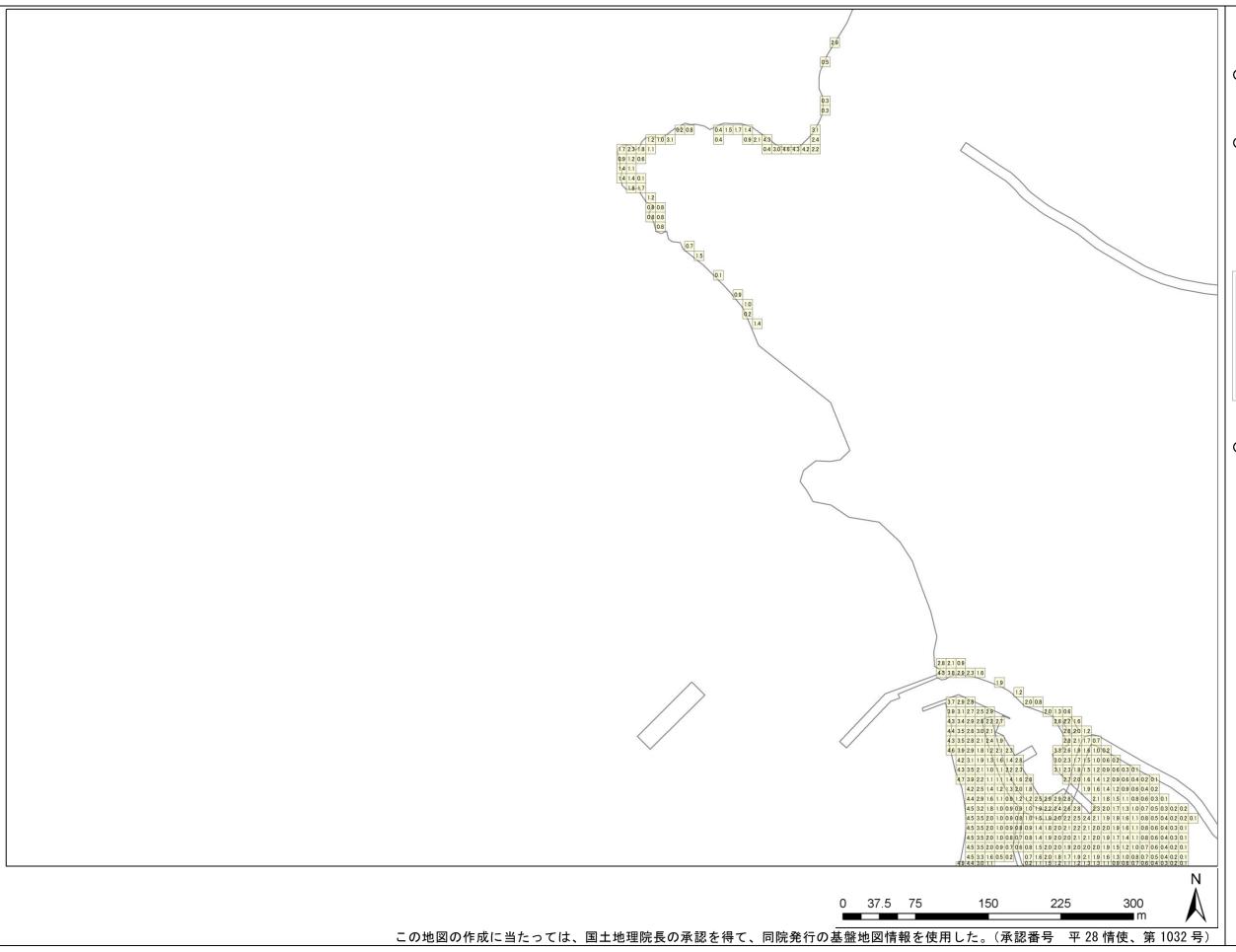
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

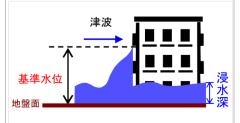
基準水位(案)(隠岐の島町)(108)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



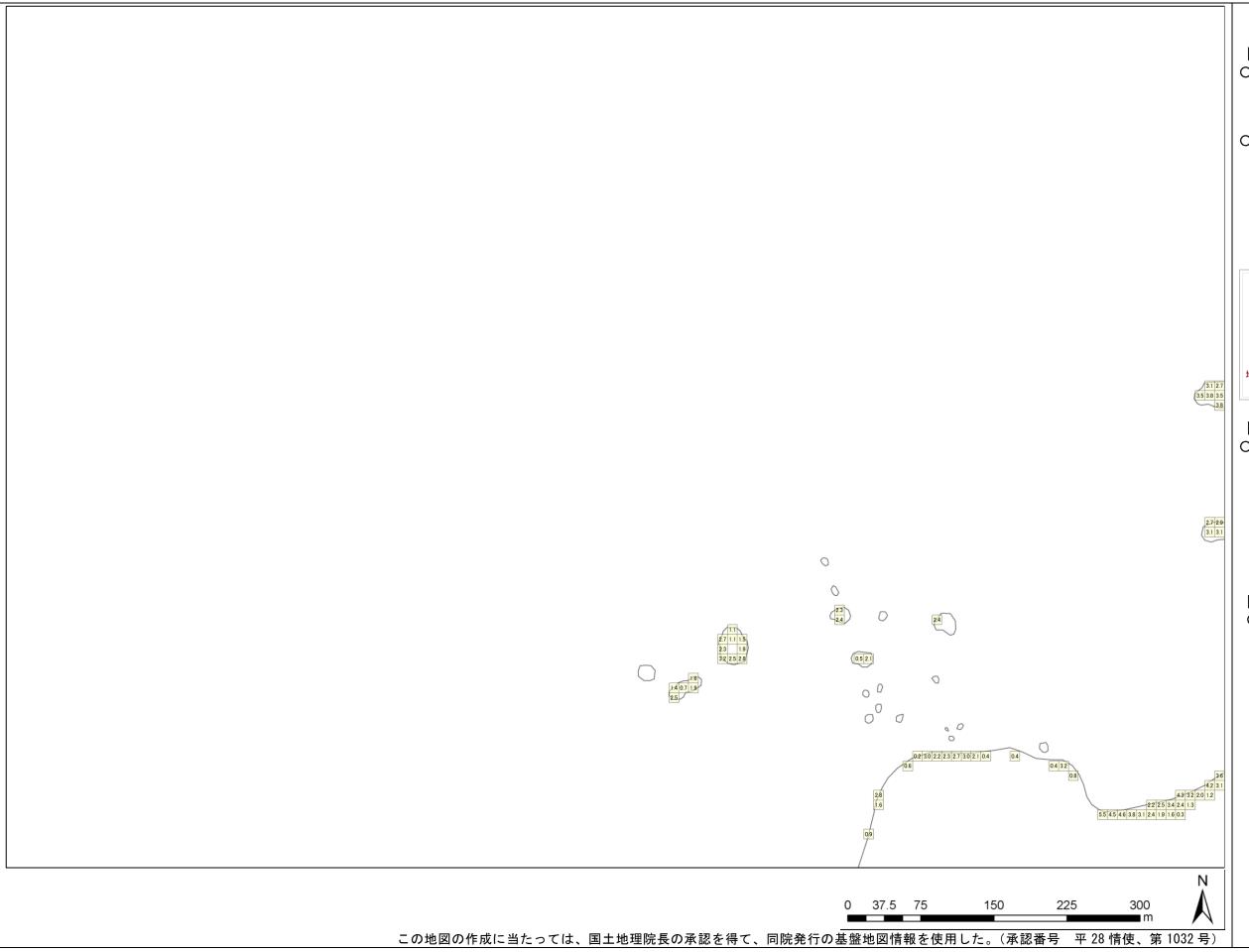
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

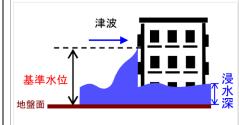
基準水位(案)(隠岐の島町)(109)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

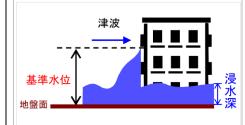
基準水位(案)(隠岐の島町)(110)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



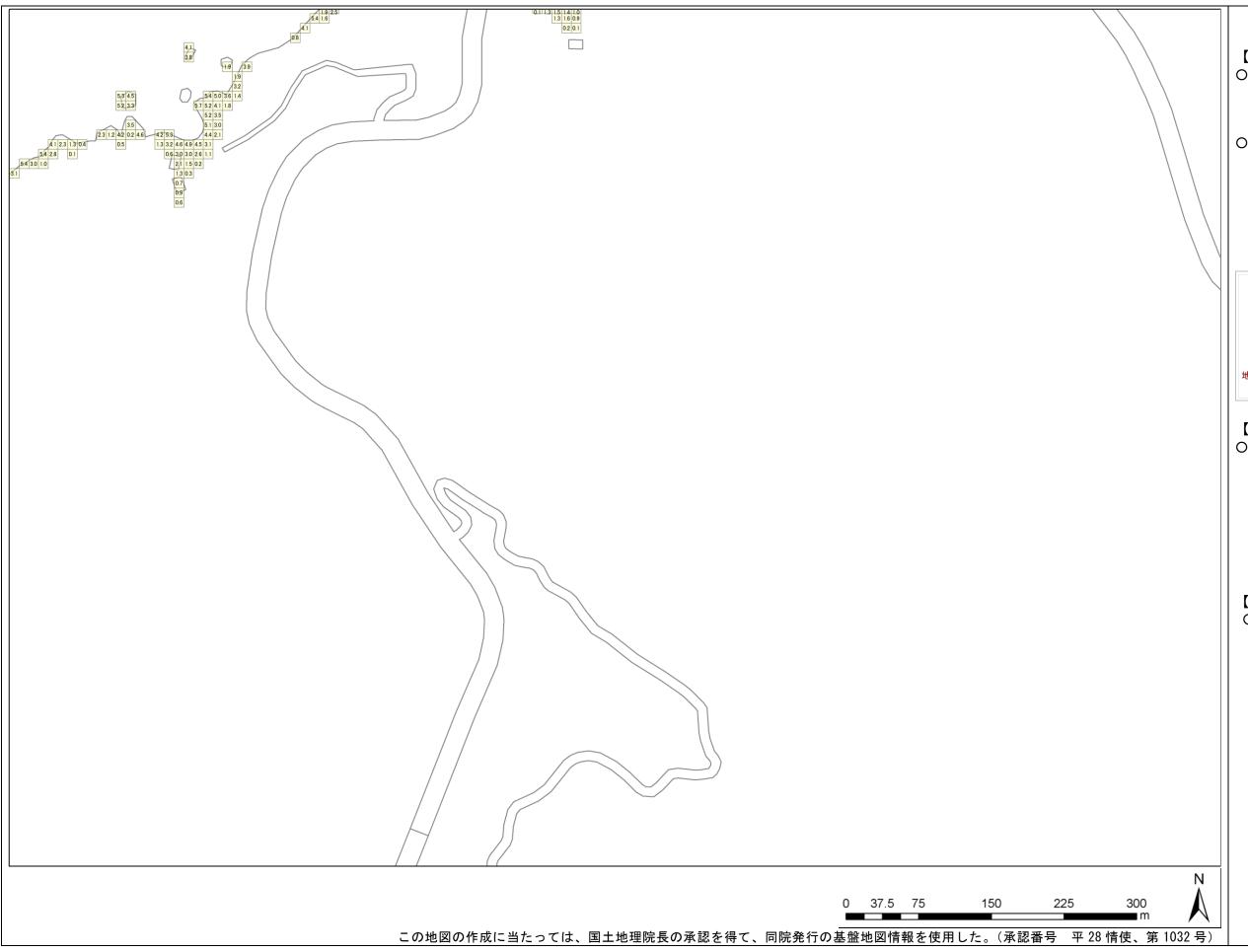
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

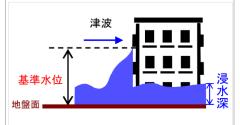
基準水位(案)(隠岐の島町)(111)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



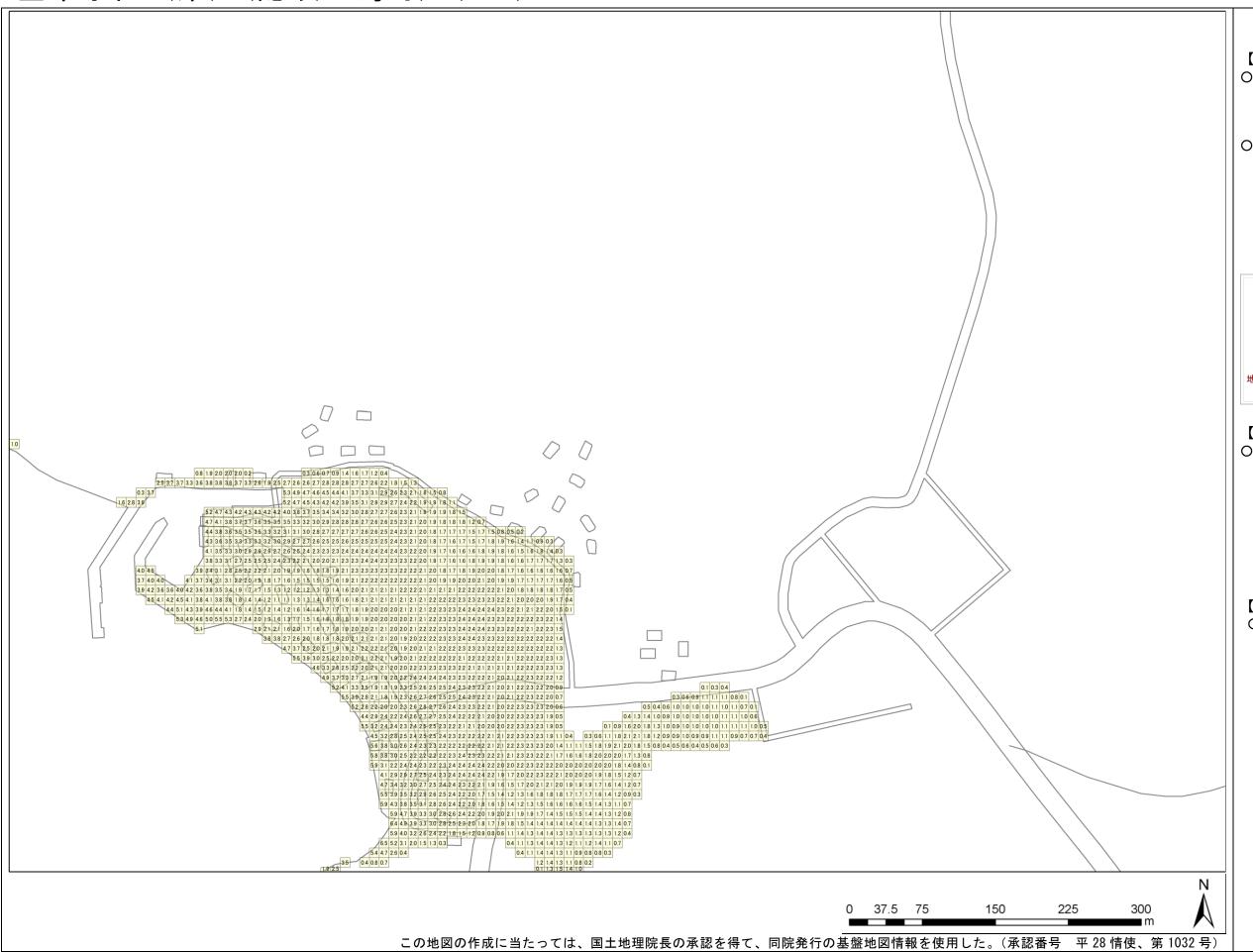
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

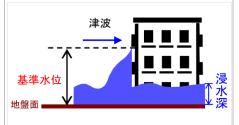
基準水位(案)(隠岐の島町)(112)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



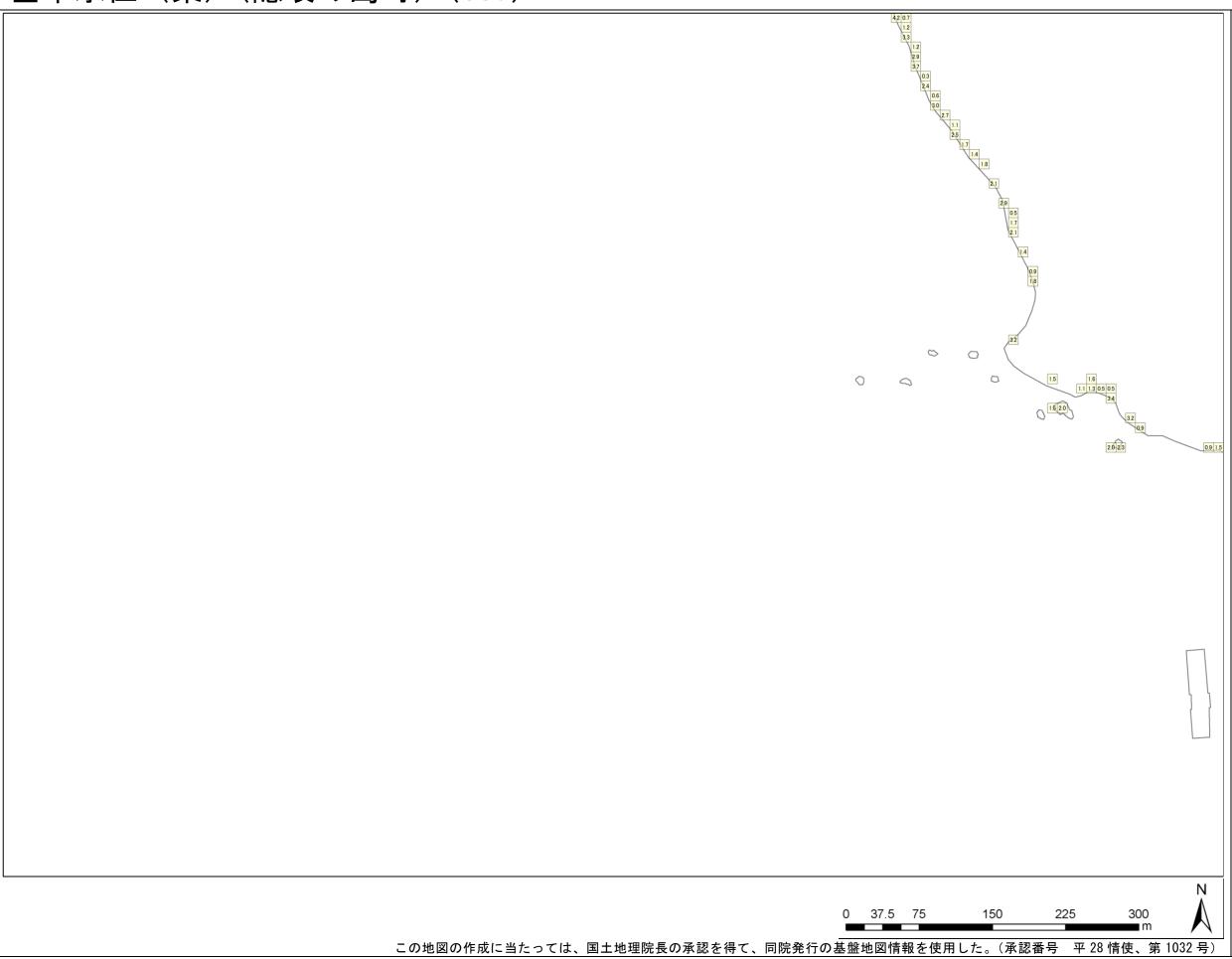
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

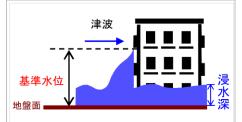
基準水位(案)(隠岐の島町)(113)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



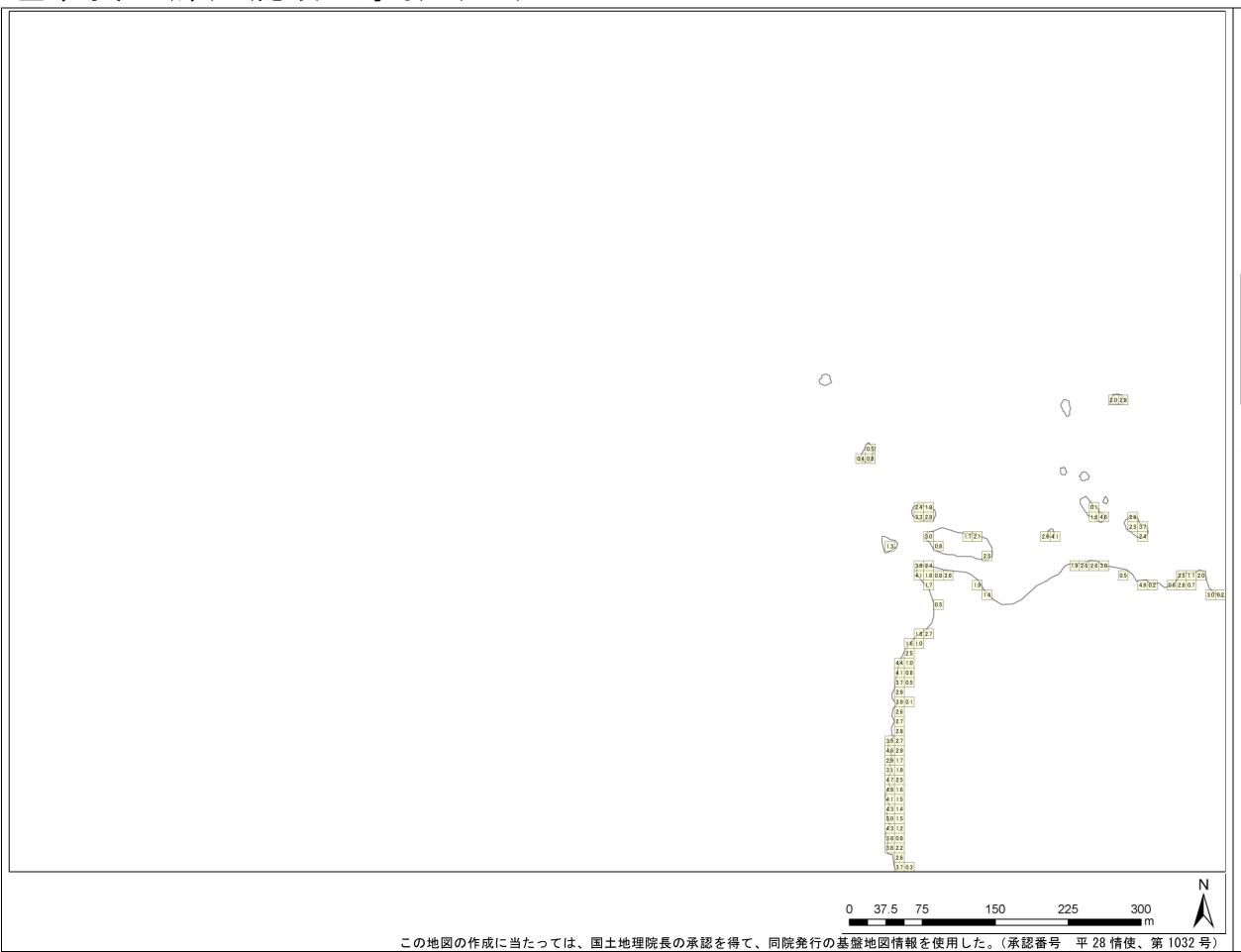
【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

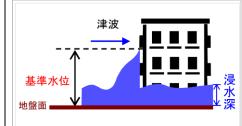
基準水位(案)(隠岐の島町)(114)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

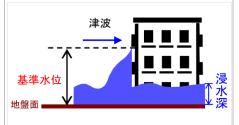
基準水位(案)(隠岐の島町)(115)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



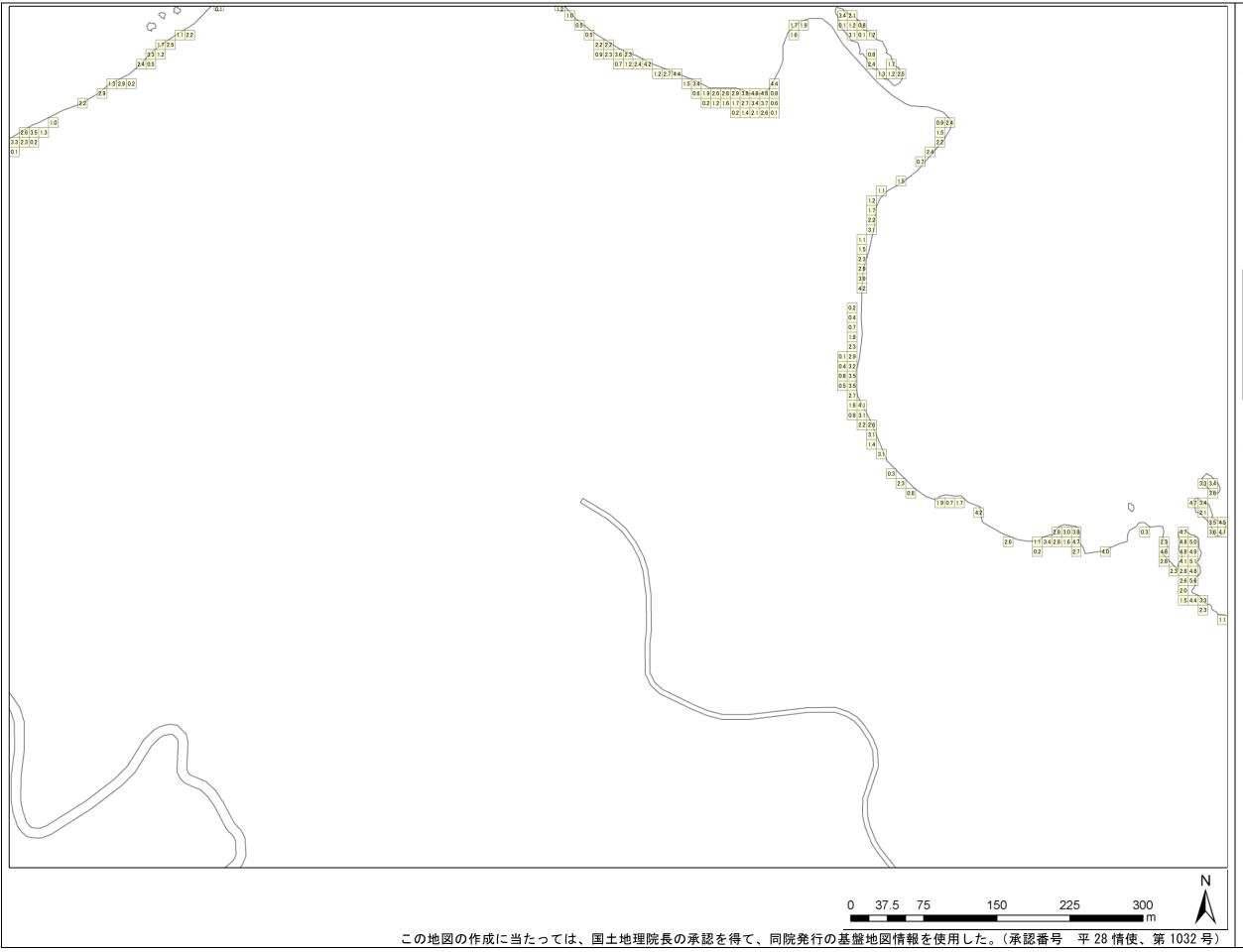
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

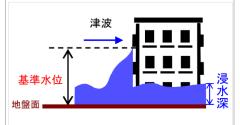
基準水位(案)(隠岐の島町)(116)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



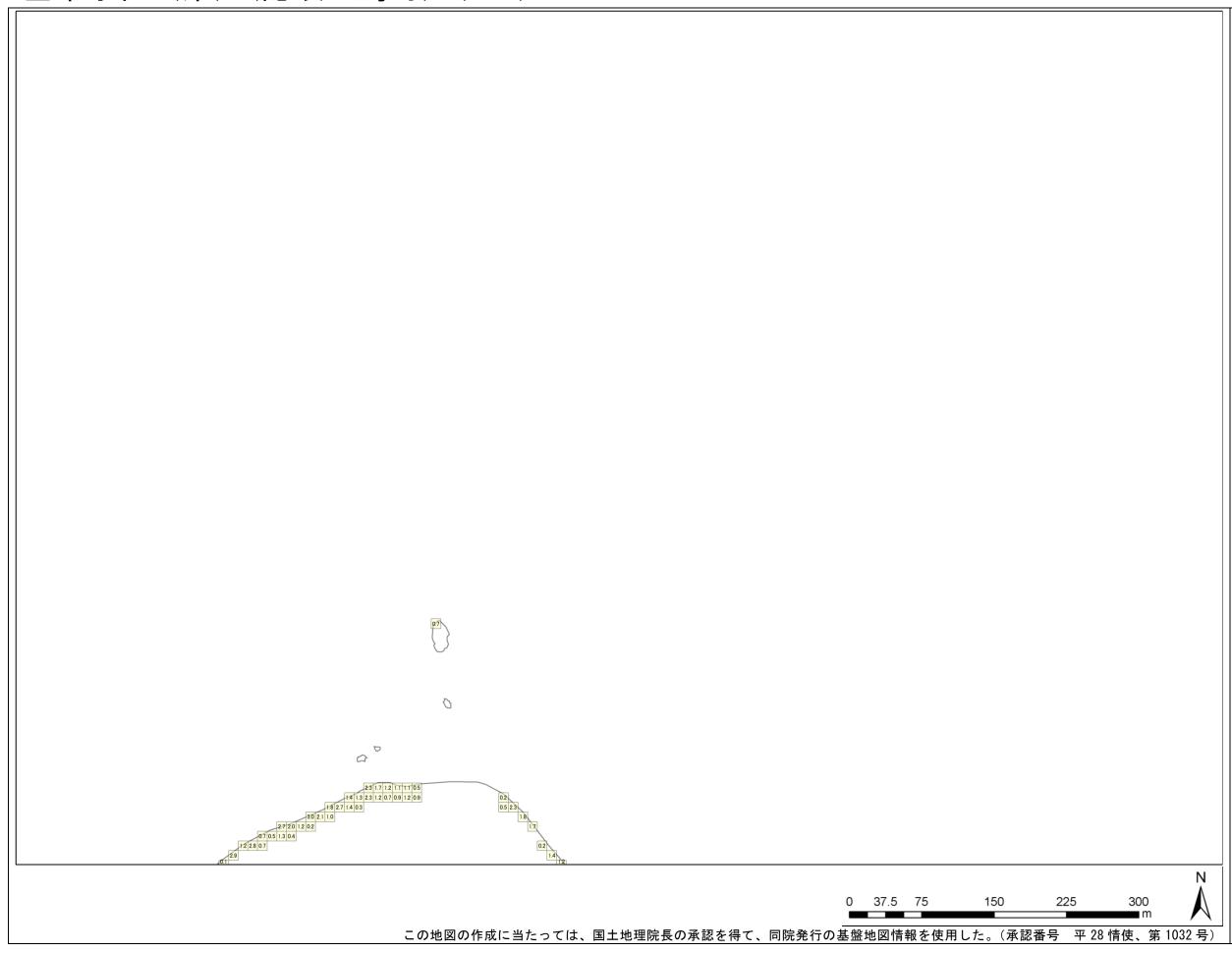
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

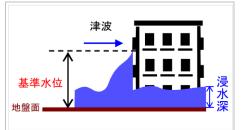
基準水位(案)(隠岐の島町)(117)



<留意事項>

【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



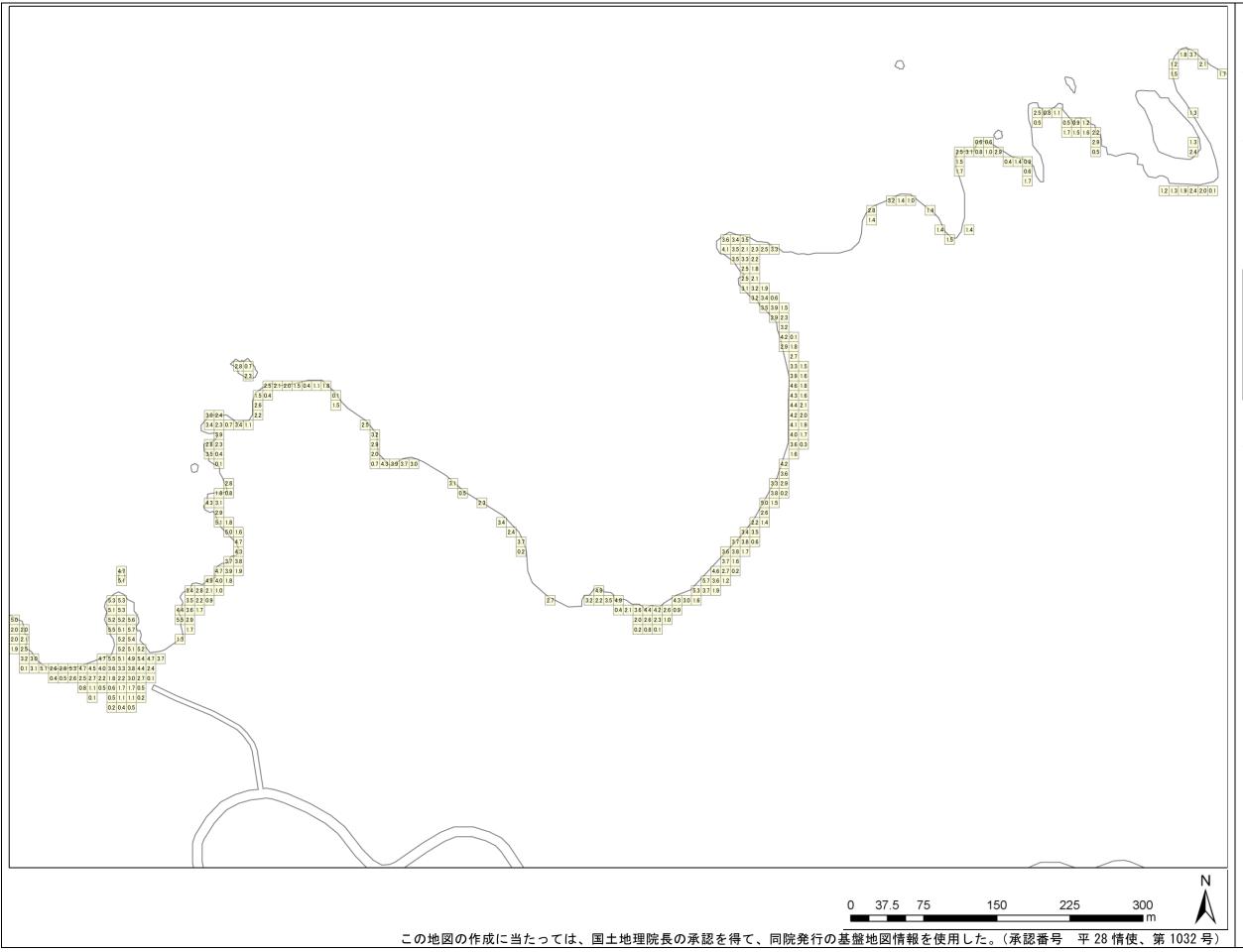
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

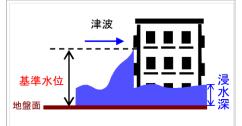
基準水位(案)(隠岐の島町)(118)



<留意事項>

【基準水位】

-) 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



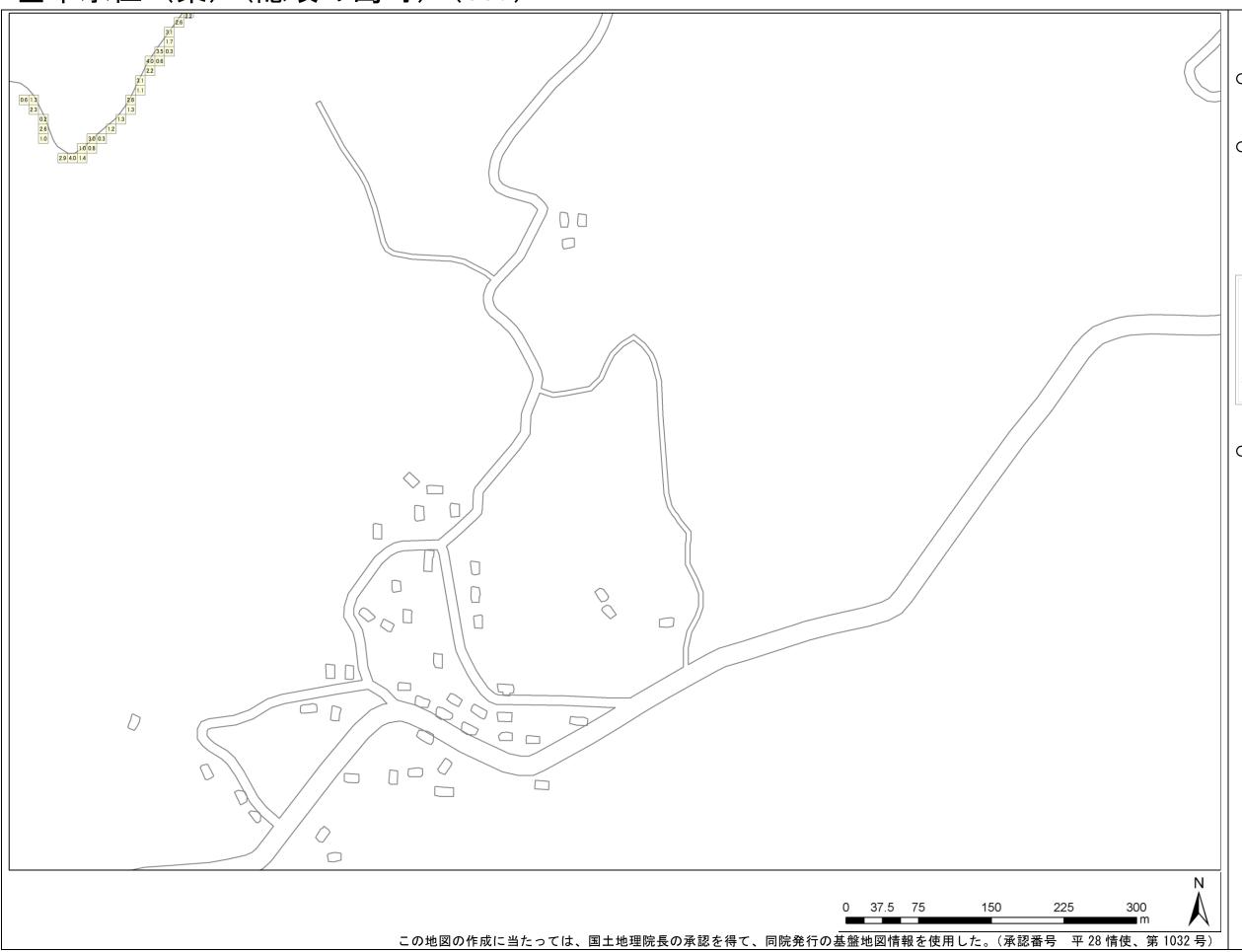
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

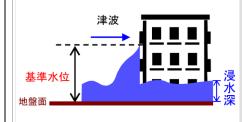
基準水位(案)(隠岐の島町)(119)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

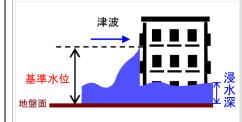
基準水位(案)(隠岐の島町)(120)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



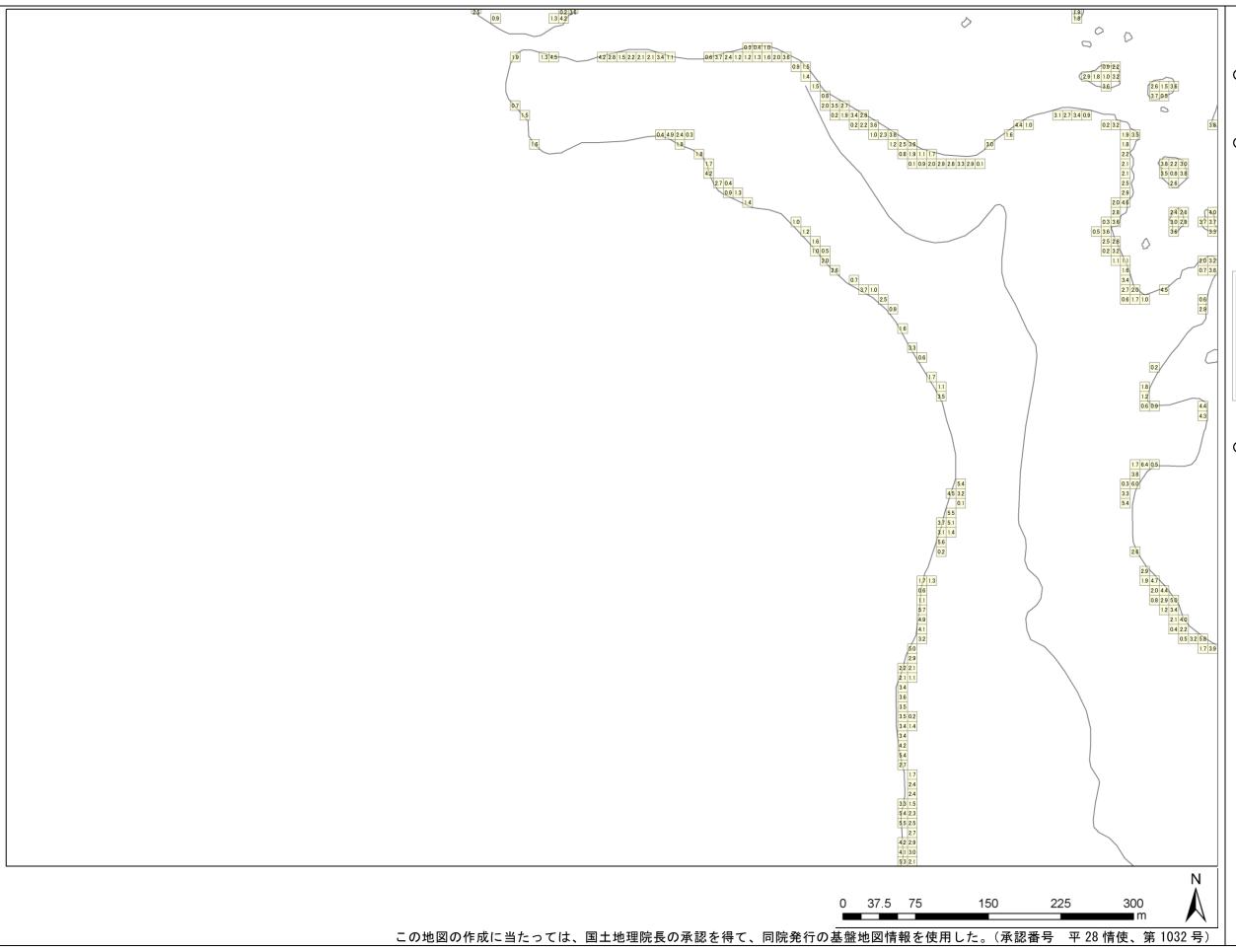
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

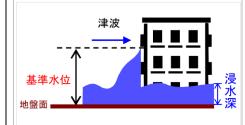
基準水位(案)(隠岐の島町)(121)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
-)「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



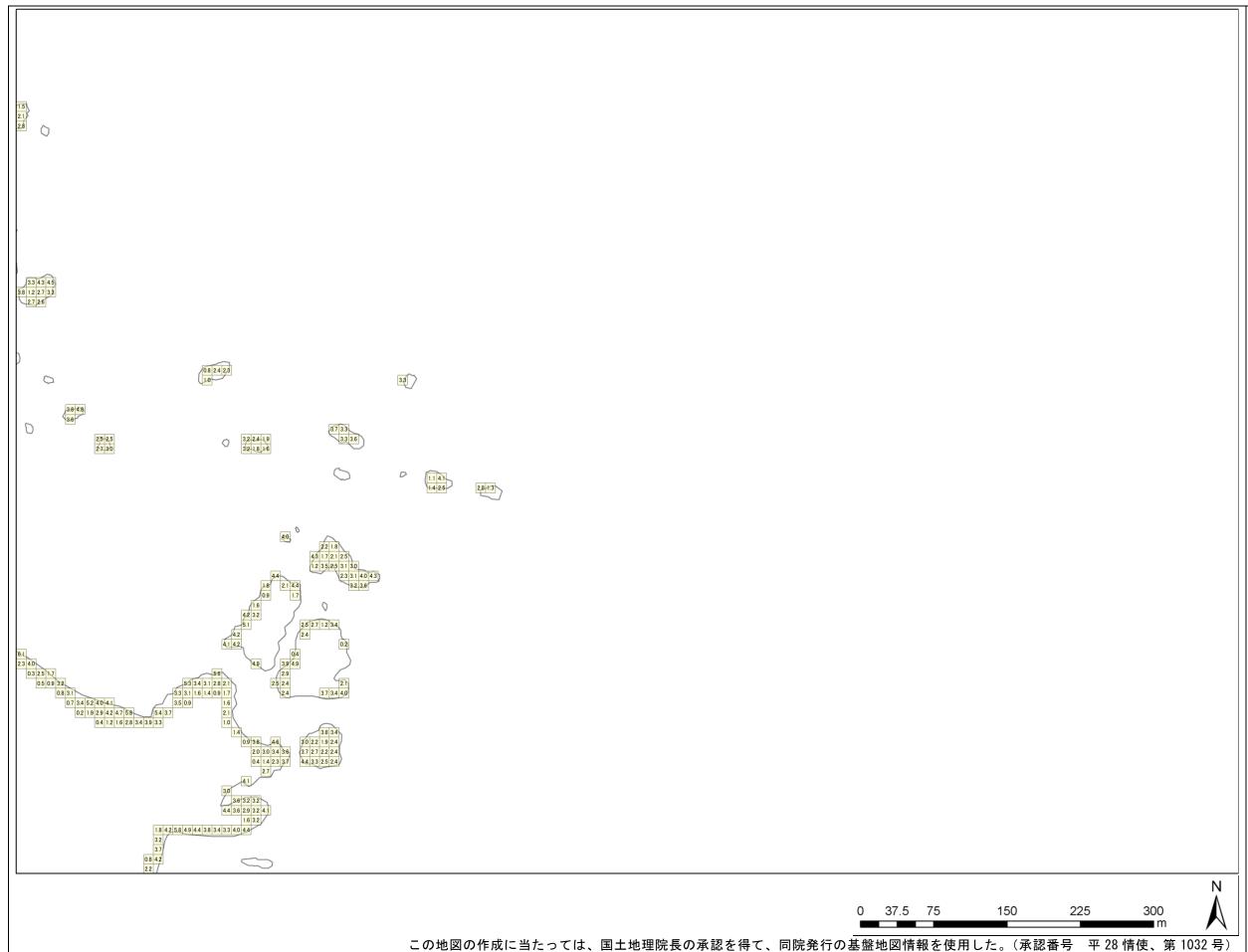
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

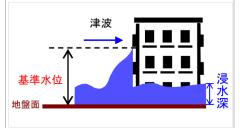
基準水位(案)(隠岐の島町)(122)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



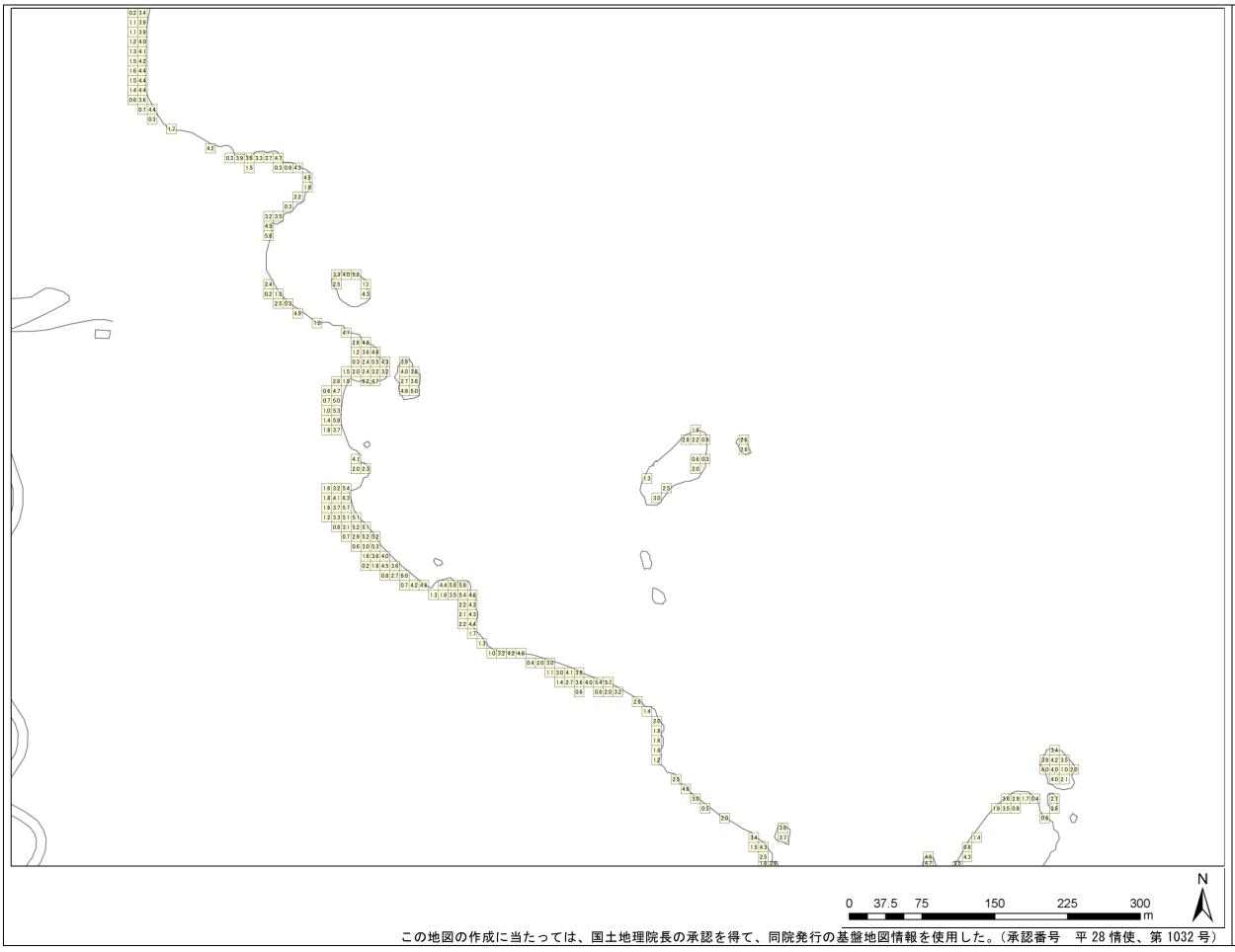
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

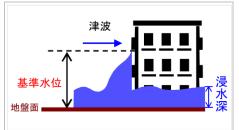
基準水位(案)(隠岐の島町)(123)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



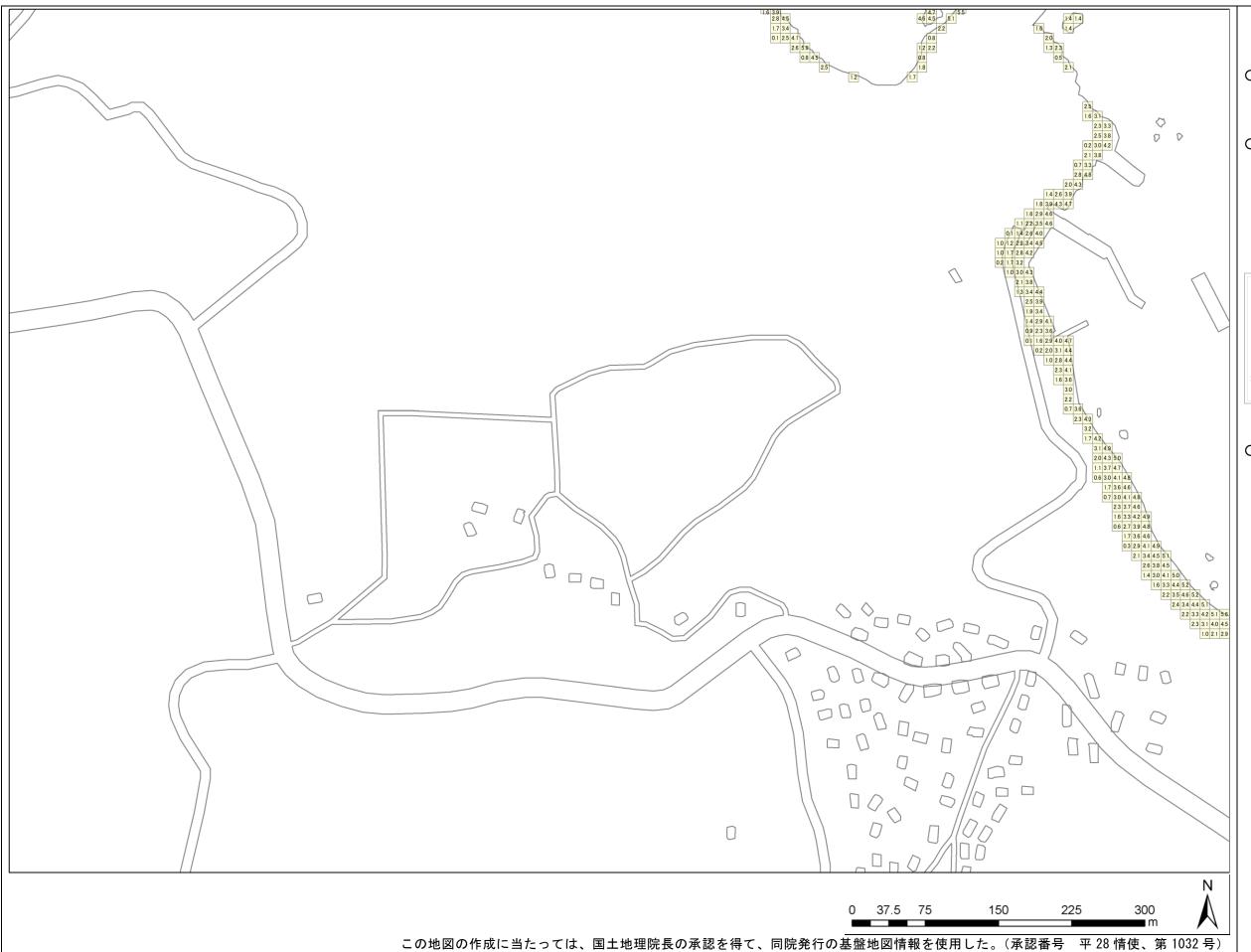
【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

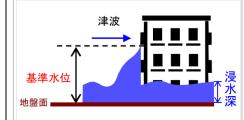
基準水位(案)(隠岐の島町)(124)



<留意事項>

【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。